

て、また千八百八十四年にも第三回の攻撃を試みた。彼等は千八百八十年の政綱に於て、銀貨の自由鑄造、進歩的勞働立法、勞働局の創設、支那人排斥、累進的所得税、州際交通の管理等を主張した。

グリーンバック黨は最初のうちは投票を獲得したが、千八百八十四年の選挙戦後全く分散してつた。けれども間もなく、不平を懐く農夫等は農民同盟として知られた新組織をつくるにいたつた。この團體は正式には政治に参加しなかつたが、しかし、それは平民黨(The Populist Party)の前身であつた。

平民黨は千八百九十二年オマハに於て全國大會を開催したが、この會合には勞働者と農民との兩要素が代表された。彼等のプログラムは、鐵道、電信、電話の國有、累進的所得税、郵便貯金及び十六對一の法定比率による金銀貨の自由鑄造等を含む急進的なものであつた。

かくの如き急進的政策を掲げて平民黨は千八百九十二年の選挙戦に臨み百萬票以上の投票を獲得した。投票は主として西部及び南部諸州から來た。コロラド、アイダホ、カンサス、ネヴァダの大統領選挙人は全部平民黨に歸し、また、北ダコタ及びオレゴンに於ては各一票の大統領選挙人を獲得した。小黨派による斯くの如き前例なき業績は、一部分は或る二三州に於ける民主黨員との提携の結果であつた。しかし、平民黨がアメリカの政治に於て無視され得ないところの勢力をもつにいたつたことは慥かである。千八百九十六年、民主黨内の平民黨派は民主黨を占領した。さうして彼等はその政綱を同年の紀念すべき選挙戦に於て試験したのであつた。米西戦争及びそれに伴へる繁榮は、一時、内政問題から人々の心を轉ぜしめた。けれどもそれは短期間だけであつた。千八百九十九年の共和黨關稅に對する不平は共和黨内に分裂闘争を惹起し、それは終にルーズヴェルトを首領とする進歩派の反逆にまで進むにいたつた。

その後間もなく、一層急進的な農民派が北西部殊に北ダコタに出現した。この黨派は歐洲大戰の騒ぎのために蔽はれたが、しかし、その勢力は可なり廣く行きわたつた。農民派の今回の戦術は二大政黨の神聖なる結帯を切斷するが如き方策を避けた。彼等は彼等自身を無黨派(Non-partisan)と稱した。彼等の中の一派は無黨派聯盟を組織して、主として、有力政黨を利用して自己等のプログラムを實現しやうと活動した。しかしながら、無黨派聯盟の政綱は舊農民主義のそれと殆んど同一であつて、それは鐵道の管理若くは國有、州立銀行及び農業金融機關を通ずる低利資金の融通、穀物に對する州立倉庫、銀行、通貨に對する農民の管理及び富豪に對する重税等を含んでゐた。

五、進歩黨の蜂起

經濟的事情の變遷及び經濟界の不況と共に出現したこれらの小黨派は有力なる國民的政黨となることは出来なかつた。それに拘らず、彼等は民主、共和兩黨の運命及び議會によつて通過せしめられた諸法律の上に大なる影響を及ぼしたのであつた。屢々、勢力の均衡を自己の手に握ることによつて、彼等小黨派は二大政黨を操縦し、自己の主張を貫徹したのである。

千八百九十六年、民主黨内の反對派は完全に同黨を占領した。また、千九百十二年に於ては共和黨が黨内反對派によつて分裂せしめられた。民主黨内に於ける反對派の首領ウィリアム・ゼンニングス・ブライアン——千八百九十六年、千九百年及び千九百八年の三回に亘る民主黨大統領候補者——は、巧みに、負債に苦しめる農民、組織勞働者及び一般平民(今日の小市民)に對つて訴求した。彼は所謂金權階級の政治に反對したすべて

の急進派を自己の陣營に纏めんとしたのであつた。ブライアン等の主張した改革案の中には、銀貨の自由鑄造若くは或る形式の紙幣發行による通貨の膨脹、累進的所得税及び相續税、鐵道及びトラストの嚴重なる管理、低利資金の形式に於ける農民保護、勞働者の地位を改善する諸法律の制定等が含まれてゐた。

政治的關心が資本、勞働、獨占事業といふが如き新問題に移動した結果は、既成政黨の組織に動搖を生ぜしめるにいたつた。民主、共和の二大政黨はその内部に右翼と左翼との二派をもつにいたつた。西部の不平は最初千八百九十六年に於て民主黨内に現はれた。しかしながら、それは間もなく共和黨の堅壘をも侵すにいたつた。

千九百一年、大統領マッキンレーの死はルーズヴェルトを大統領職に就かした。このルーズヴェルトの就任は共和黨内の分裂を促進した。何となれば、彼は、一方、保守派の不信頼を惹起したとともに、他方、平民主義 (Populism) を培養したところの諸感情に訴求したからである。彼の教書や演説に於て、ルーズヴェルトは、鐵道、トラスト、勞働及びその他の社會問題を政治の主題たらしめた。彼は所得税や相續税を主張した。これは彼が一面に於て財産を平等化さうと考へたからであつた。彼は諸會社に對する嚴格なる統制 (中央政府による) を提言した。また彼は勞働階級の利益を増進する諸政策を主張した。

彼の後繼者大統領タフトが議會に於ける共和黨の保守派を支持せる事實を發見するや、ルーズヴェルトは、千九百十二年に開かれたシカゴの全國大會に於て大統領候補者に指名されんことを欲した。しかしその目的を達することが出来なかつたので、彼及び彼の門徒等は黨を脱して、進歩黨の名の下に新政黨を組織するにいたつた。

共和黨内の分裂は民主黨を大いに喜ばしめた。民主黨は必勝を期してウッドロー・ウィルソンをその候補者に立て、大統領選舉に臨んだ。共和黨はその成立以來、こゝに始めて、平民主義の名の下に自己を壓し來れる聯合勢力に直面したのであつた。ルーズヴェルトを大統領候補者とせる進歩黨の政綱は、「既成政黨——二大政黨——はみな腐敗利益の傀儡となつて了つた。腐敗實業と腐敗政治との不神聖同盟を解體せしめることは、今日の政治家の第一の事業である」と宣言した。民主黨のウィルソンもまた同様な言葉をもつて「現時の合衆國政府は特殊利益の養兒である」と力説した。ウィルソンの所謂特殊利益とは、大銀行家、大製造業者、大商業家、鐵道會社重役及び汽船會社重役等を指すものであつた。共和黨は進歩黨のために其の投票を二分せられた。そのためにウィルソンは容易に當選することが出来たのである。但し彼の得票數は共和、進歩兩黨の得票數合計よりも二百萬票以上少かつた。

ウィルソンの就任後一年數ヶ月以内に、ヨーロッパ大戰が勃發した。アメリカの工業と農業とはヨーロッパに於ける交戦諸國殊に聯合國側の非常需要のために繁榮に赴いた。千九百十二年に出現した諸社會問題は後方に退けられ、さうして千九百十六年の大統領選舉戦は主として戦時の色彩を帯びるにいたつた。

進歩黨はその全國大會をシカゴに於て開催した。當時シカゴには共和黨大會も開かれてゐた。進歩黨はルーズヴェルトを候補者として指名したが、ルーズヴェルトはこれを拒絶した。共和黨は彼等の旗手として前ニューヨーク州知事のチャールス・ヒューズ判事を指名した。進歩黨全國委員會はルーズヴェルトの拒絶に遇つて更めて共和黨の候補者を支援することに決した。共和黨は、ヨーロッパに於ける交戦諸國に對する嚴格且つ純正なる中立とアメリカ國民の權利の保護とを主たる政綱と定めた。民主黨はウィルソンを再指名した。彼等はウ

イルソン政府の成績をもつて全國に訴求したのであつた。

大戦中、諸新聞は戦争に關聯する記事を主として掲載したが、しかし、事實に於てウィルソン在職の八箇年の間には種々なる立法計畫が實施されたのである。南北戦争以來、如何なる大統領も同一期間内に、かゝる立法計畫を實行したものはなかつた。千九百十三年、保護關稅は千八百六十一年以來始めて、著しく輕減せられた。通貨及び銀行制度は多少チャクソンの精神に於て修補された。一層荒療治的なる反トラスト法——クレイトン法——が採用された。諸勞働組合は反トラスト法の運用から免除せられ且つ種々なる利益を賦與された。また、農夫等のためには、低利資金を供給する農業貸付銀行制度が創定された。

六、平常主義への復歸に對する欲念

「アメリカの現在の必要は、壯烈なる偉業ではなくて、本復である。秘藥ではなくて、平常主義である。」これは千九百二十年の春、上院議員ワールン・ガマリール・ハーディングの言つた言葉である。數箇月後に彼は共和黨の大統領候補者として指名された。民主黨はウィルソン大統領の政綱を踏襲し且つ國際聯盟案をも採用して、オハイオのジェームス・コックスを彼等の旗手として指名した。大統領選挙戦は自然に國際聯盟加入の可否及び世界戦争によつて惹起されたところの諸問題を中心としたが、しかし、内政問題も無視されたわけではなかつた。ハーディングの所謂「平常主義」なるものは、高率關稅、所得稅、相續稅の輕減、外國貿易に對する積極的保護及び實業に對する政府干渉の縮小等を意味するものであることは選挙戦に於て明白に表示された。これ等の諸問題を主題として争はれた選挙戦は、民主黨の大敗をもつてその終局を告げた。

大統領ハーディングの死は副大統領クリーリッチ（マサチューセツの人）を大統領職に就かした。クリーリッチは有能なる政治的首領であつて、彼はハーディングよりも一層強硬なる平常主義者である。彼の多くの提案——例へば船舶補助金の如き——は議會に於ける急進主義者等によつて否決されたに拘らず、彼は彼の政綱を強硬に維持して、千九百二十四年の選挙に於ては、ジョン・デイヴィス——民主黨候補者及びラフォレット——獨立進歩派及び一部社會黨員より成る第三黨の候補者——を容易に破つて大統領に再任した。それ故に、クリーリッチ大統領は所得稅の輕減（殊に高額のもの）を斷行することが出来たばかりでなく、製造業者や鐵道會社の繁榮を目睹することを得たのであつた。しかし、他方に於ては農夫等や棉花栽培者等は、農産物に於ける價格の暴落によつて苦しめられてゐた。彼等は議會を通じてこの苦境を脱せんと企圖した。マクナリー・ホーゲン案は議會に於ける農業的利益によつて發案されたものであるが、クリーリッチ大統領はこれを拒否して、別に自己の代案を提議した。のみならず、千九百二十八年の選挙戦に於てはこの問題の精算が行はれるので、共和黨の首領達はその對策に苦心せざるを得なくなつた。共和黨はこゝに再び「不滿の農民がもつ投票」に對する考慮を餘儀なくされたのである。⁽¹⁾

(1) Charles A. Beard, American Government and Politics, p.p. 127-150. (第五版)

註、千九百二十八年十一月の大統領選挙に於ける成績は左の通りであつた。

フーヴァー (共和黨)	二一、三九二、一九〇票
スミス (民主黨)	一五、〇一六、四四三票
トーマス (社會黨)	二六七、四二〇票
フォスター (勞働者黨)	四八、七七〇票

フーザーは四十州を獲得し、スミスは僅かに八州を得たに過ぎなかつた。南部諸州の大部分は共和黨候補者に投票した。共和黨勝利の一因は禁酒を支持した婦人投票者の後援であつた。また、全國に漲れるフーザーの信用も勝利の一原因であつた。

第四節 日本政黨の發達

一、政黨興起時代

我が國には明治初年以來、多くの「政治結社」が存在した。民選議院設立運動を目的とした愛國公黨（明治七年一月）、土佐の立志社（明治七年三月）、愛國社（八年二月）、國會期成同盟會（十三年三月）、河野廣中氏等の自由黨（十三年十二月）を始めとして、嚶鳴社、交詢社、國友會及びその他の團體が東京並に各地に散在した。しかしながら、これらが「政權を目的とする公然たる團結としての政黨」に轉化するにいたつたのは、明治十四年十月以後のことであつた。

民間に於ける不平士族や板垣氏等の「國會期成運動」及び北海道開拓使官有物拂下反對を旗印として政府部内に蜂起した大隈參議等の行動等によつて惱まされてゐた當時の薩長政府は、民衆の間に根を下さんとする總ての反對勢力に對してその機先を制すべく、明治天皇が北海道から還幸せられるに先つて、十月九日（明治十四年）岩倉邸に於て、

一、千住驛に於て車駕を奉迎し、行宮に於て目下朝野の形態を言上の事

一、還幸後三大臣直に談合し、諸事一決奏聞宸斷を仰ぐ事

一、大隈參議免黜順序の事

一、國會開設勅諭の件は何年を期し斷行すべき事と議決し、宸斷を経て直に宣布の事

一、内閣及び元老院章程改正宸斷を経て施行の事

一、參議院設置如何の事

一、開拓使官有物拂下處分速に相定め公衆をして安堵せしむる事

の諸件を申合せ、十一日還幸當夜の御前會議に於ては七參議結束して左の意見書を上呈した。

臣等謹で惟るに 陛下夙に立憲の政體を建てんことを期したまひ乙亥の歲聖勅を下し元老大審二院を設け以て其基を爲す聖慮の深き神算の遠き臣民俱に仰ぐ爾來其緒を繼ぎ地方會議を起し法典を改良し蒸蒸日上る然して政揆漸に従ひ進むに躁急を以てせず俄に立憲の實を舉るに至らざる者他なし中興の業繼に其成るに就き釐革の時期未だ熟せざる者あるに因り將に他日を俟て徐ろに擴充する所あらんとするなり臣等竊に視る方に國會の開設を熱望する者量るに匆急の心を以てし言に許して行に果さずとなし或は過激の論を爲すに至る今の時に及て速に一定の廟議に依り明かに天下に提示するに非ずんば人民或は皇猷の在る所を知らずして其方嚮を誤るに至らん是れ宜く先づ國會開設の期を豫定し舉行の順序を措畫し以て大政の嚮ふ所を公示し人民をして廟議の一なるを知らしむべし

抑立憲の政體を創むるは前古未曾有の大局にして尙且後來萬世の鴻業を成さんとす其或は經畫未だ周からずして匆卒事に從ひ毫釐の差或は千里を誤るに至らば大計一たび左して復た回すべからず是れ宜く設備慎重舉行

序に循ふべくして其間仍ほ數年を要せざるべからず況や中興草創の事業未だ了局に至らずして施行方に半なる者多きをや聖謨既に示すに豫定の期を以てして而して民間猶故らに私議を逞くし急を争ひ躁を競ひ以て事變を煽動するが如きあらば此れ乃ち王化を阻し國安を害するものなり宜く處するに國法を以てし良民を感ずに至らしめざるべし

憲法を定むるの標準に至ては臣等竊に以爲く建國の本各源流を殊にす彼を以て此れに移すべからず祖宗基を創め傳ふるに神器を以てす民と之を守る萬世不易の道なり 陛下時機を照鑒し古今を變通し將に政權を分て之を衆庶に公にせんとす蓋實に祖宗の遺烈を掲げ懿訓を廣むるに過ぎざるなり今民間政談を爲す者を視るに好で歐米詭激の説を主張し國體の何たるを顧みざる者往々之れ有り臣等實に之を危む竊に願くは憲法の成る各國の長を採酌するも而も我國體の美を失はず廣く民議を興し公に衆思を集むるも而も我皇室の大權を墜さず乾綱を總攬し有極を建定し以て萬世不拔の基を垂れんことを

臣等又竊に按ずるに立憲君治の國其の以て基趾を鞏固にする所抑亦道あり一に曰元老院の設貴族老成の組織する所たり二に曰陸海軍は帝王の親ら統帥する所たり

蓋國に上下兩議院あるは車に兩輪あるが如し而して元老院は將に以て下院と並び立ち其平衡を持し急變激進の弊を防ぎ永遠憲法の保障王室の輔翼たらんとするなり現に我が元老院の設僅かに其端を啓き而て未だ其實を擧ぐるに至らず今宜く其組織を一變し之を更張すべし其概略左の如し

第一 皇族僅に滿十八歳に至れば元老官に列し任期を限らず

第二 華族爵位の例を設け有爵の貴族となし其俊良を抜き任期を定めて元老官を勅任すべし

第三 士族の封建武門の世に於ける平民の上に位し教養素あり氣節有爲の人多く其間に出づ是れ宜く貴族の一部たるべし今其中に抜き之を榮用し貴族と俱に元老に列せしめ其報効を收むべし但し之を採るの方法は同族の公選を以てし一府縣各若干人を擧げしめ其任期に至つても華族に比すれば亦較短縮に就くべし

第四 文武間の動舊に探るは仍ほ舊貫に仍る陸海軍制に至つては蓋し天子は兵馬の元帥にして軍人は王室の爪牙なり故に軍人たる者純ら國を愛し君に忠なるの義ありて黨を結び政を議するの權あることなし今宜く其紀律を制し 陛下又親しく之を鼓舞振作し其義方を示し其れをして傳へて習風を成し以て永く國家の干城

たらしむべし

以上陳ぶる所を總ふるに國會開設の期を豫定するは大政の嚮ふ所を公示する所以なり憲法を定むるに國體を重んずるは篤く祖宗の遺業を守る所以なり元老院を更張し皇族及華士族を以て之に充るは國の基趾を固くする所以なり元老院の組織既に更張を経ば豫定の期に依り國會を開設し互相平衡して偏重なきを得ん其軍制を肅し軍心を一にするに至つては則又國を衛るの要を以て緩くすべからざる者なり是皆臣等區々の誠 陛下立憲の聖猷を贊襄し始を成し終を克くすることを願ふ所以なり謹て所見を具し聖裁を仰ぐ臣等誠惶誠恐謹て奏す

明治十四年十月十一日

寺 島 參 議
山 縣 參 議
伊 藤 參 議
黑 田 參 議
西 郷 參 議

井上參議
山田參議

茲に於て翌十二日、國會開設の大詔煥發となり、大隈參議一派は野に下つた。

勅諭

朕祖宗二千五百有餘年の鴻緒を嗣ぎ中古紐を解くの乾綱を振張し大政の統一を總攬し又夙に立憲の政體を建て後世子孫繼ぐべきの業を爲さんことを期す嚮に明治八年に元老院を設け十一年に府縣會を開かしむ此れ皆漸次基を創め序に循て歩を進むるの道に由るに非ざるは莫し爾有衆亦朕が心を諒とせん
顧るに立國の體國各宜きを殊にす非常の事業實に輕舉に便ならず我祖我宗照臨して上に在り遺烈を掲げ洪模を弘め古今を變通し斷じて之を行ふ責朕が躬に在り將に明治二十三年を期し議員を召し國會を開き以て朕が初志を成さんとす今在廷臣僚に命じ假すに時日を以てし經畫の責に當らしむ其組織權限に至つては朕親ら衷を裁し時に及んで公布する所あらんとす

朕惟ふに人心進むに偏して時會速なるを競ふ浮言相動かし竟に大計を遺る是れ宜しく今に及んで謨訓を明徴し以て朝野臣民に公示すべし若し仍ほ故さらに躁急を争ひ事變を煽し國安を害する者あらば處するに國典を以てすべし特に茲に言明し爾有衆に諭す

奉

太政大臣 三條實美

勅

明治十四年十月十二日

また、北海道開拓使官有物拂下については「今般其使官有物拂下聞届の儀及指令置候處詮議の次第有之取消候條此旨相達候也」と發表されたのであつた。

これらの出來事は、反對諸勢力を驅つて急激に政黨を組織せしむるにいたつた。既に十月二十九日には「自由黨」の結成となり、相次いで自由黨系の大阪立憲政黨及び九州改進黨の出現となり、また十五年三月十六日には「立憲改進黨」の結黨となつた。

これに對立して主として薩長政府を擁護する政黨として「立憲帝政黨」なるものが、十五年三月十八日に組織された。その活動的分子から見れば、自由黨は板垣伯を中心とする急進的傾向の團體であり、その地盤は主として地方にあつた。改進黨は大隈侯を中心とする漸進的傾向の團結であつて、その地盤は都會にあつた。また帝政黨は政府の機關新聞を中心としてこれに一部の保守主義者及び實利主義者等を結合せる大權主義的傾向の團體であつた。薩長政府は一方に於て警察權に頼り、他方、新聞を操縱することによつて自由、改進黨の二大反對勢力に對抗したものゝやうである。

伊藤博文秘録には

「新聞ニ係ル入費概算

一、三萬圓 官報新設

一、二萬圓 明治日報曙兩新聞買揚費

右一時支出

一、千百圓 明治日報曙日日新聞買揚代

第四章 政黨の發達

内 日報七百圓

曙 四百圓

一、二千五百圓 日々、朝野、報知、東京横濱、讀賣五新聞買揚代
右毎月支出、十五年六月迄七ヶ月分

〆二萬五千九百圓

總計七萬五千九百圓

私等が野に下つて改進黨を組織したのは、明治十四年の政變後であるから、伊藤公の此の概算書なるものも、恐らく其前後のものであらうと思ふ。當時は三條公を太政大臣とした内閣で、公は參議兼參事院議長であつたが、公は政策運行の上から切實に新聞操縦の必要を感じて、かうした概算を立てられたものであらう。三萬圓で官報局の出來た世の中だから、明治日報と曙新聞の買收費の二萬圓と云ふのも、當時では相當莫大なものだつたに相違ない。其頃「明治」は丸山作樂がやつてゐたし、「曙」は中村武雄と云ふ者が主宰してゐた。共に御用新聞のバツ／＼であつた。

日日、朝野、報知、東京横濱、讀賣の五新聞合せて七箇月分で二千五百圓は、買收費としては幾らあの時代でも餘りに廉過ぎる。これは特別の記事を出すとか、かういふ事を書かせたいとかといふ御手當のつもりだつたかも知れぬ。然し其頃私は報知新聞をやつてゐたが、かうした交渉のあつた事も知らないし、實行された事などは無論ない。だから公爵一人の腹の中で、此程度の出費をすれば操縦が出來ると思はれたものではあるまいか。「日日」は福地櫻痴、「朝野」は成島柳北がやつてゐて、明白な御用黨であつたけれども、他の三新聞は

純然たる民黨派であつた。……

……思ふに公は斯うした概算書を作つて、輿論機關の懐柔を策したのであらう……。

矢野文雄氏談

と記述してあるが、これは民間勢力に對する薩長政府の態度の一面を表明するものと思惟される。なほ「帝政黨」については自由黨史に左の記事がある。

「改進黨既に出づ、固より其成立の由來、及び性格の大に自由黨と異なる者ありと雖も、齊しく政府に對抗し、人民の同侶たるに至つては一なり。政府は乃ち民間政黨の氣運澎湃として群動し、獨り警察の力みに依頼して之を制壓する能はざるを見、卒に政府黨を組織して之に當らしむるに決し、夙に東京日日新聞に據り、政府に隷從したる福地源一郎、嘗つて高知立志社に離反して和歌山縣少書記官の職を得、後ち辭して東洋新報社長となれる水野寅次郎、征韓論の起るに乗じ兵を擧げて渡海せんと謀り、事破れて獄に繋かれ、釋されて後ち政府の命により明治日報を創刊したる丸山作樂等をして、立憲帝政黨を組織せしめたり。是れ嚮きに熊本に造立せし紫溟會及び土佐に於ける谷干城、佐々木高等の吏權派を根據とし以て集成せる團結にして、是年三月十八日、其黨綱領を世に公にす。時人嘲つて三人政黨と謂へり。

立憲帝政黨々議綱領

我立憲帝政黨は明治八年四月十四日及明治十四年十月十二日の勅諭を奉戴し、内は萬世不易の團體を保守し、公衆の康福權利を鞏固ならしめ、外は國權を擴張し、各國に對して光榮を保たんことを冀ひ、漸に循て歩を進

め、守舊に泥まず、躁急を争はず、恒に秩序と進歩の併行を求め、以て國安を保し以て改進を計畫せんことを主趣とす。依て左に掲ぐる所を以て我黨の綱領と定む。

第一章 國會開設は明治二十三年を期する事聖勅に明なり我黨之を遵奉し敢て其伸縮遲速を議せず

第二章 憲法は聖天子の親裁に出ること聖勅に明なり我黨之を遵奉し敢て欽定憲法の則に違はず

第三章 我皇國の主權は聖天子の獨り總攬し給ふ所たること勿論なり而して其施用に至りては憲法の制に依る

第四章 國會議院は兩局の設立を要す

第五章 代議人選舉は其分限資格を定むるを要す

第六章 國會議院は國內に布く法律を議決するの權あるを要す

第七章 聖天子は國會議院の決議を制可し若くは制可せざる大權を有し給ふ

第八章 陸海軍人をして政治に干渉せしめざるを要す

第九章 司法官は法律制度の整頓するに従つて之を獨立せしむるを要す

第十章 國安及秩序に妨害なき集會言論は公衆の自由なり演說新聞著書は其法律の範圍内に於て之を自由ならしむるを要す

第十一章 理財は漸次に現今の紙幣を變じ交換紙幣となすを要す

…薩長内閣が帝政黨と主義を同くするに非ずして、帝政黨が薩長内閣に主義を賣つて奉事するものたるを認めざるべからず。是れを以て彼が黨體なく組織なきに拘らず、倒屣して之を迎へたる者は、租税に衣食せる縣郡市町村役場の吏員なり、而て次に之に赴けるは、利祿の爲めに説を變じたる民權論者、及び常に國帑に養

成せらるゝに拘らず改革に反對するを能事とし、爲めに官學の稱を受けたる大學生等なり。時勢に迂濶なる村學究、神官、僧侶、及び免職官吏の類も亦た之に應じ、更に此黨に入るを以て就官の階級を爲せし徒輩、若くは官廳に阿附して利を射らんとせし寵商等も亦た滔然其旗下に奔れり。

而して一意自由民權説を目して國體を破壊する者と信じたる古勤王の徒若くは帝政主義の理論を尊崇し法權の力以て天下を經營するに足ると信ぜし徒の、之に加はるありと雖も、寧ろ前の數者に比して寡少なりき。是の如くにして帝政黨は實に全國の拜權、征利、熱官、固陋の分子を收拾して隱然一團と爲り、且つ東京日日新聞、明治日報、東洋新報、大東日報等、相聯鑿して當路の旨を承け、號令せるが故に、殆んど天下を三分して鼎峙の勢を成せり。^(三)

當時、三政黨は憲法制定問題を中心として對陣した。これは十五年三月十四日に伊藤公が憲法制度取調の使命を帯びて歐洲に向つて出發した爲であつた。しかしながら、主義の争ひは二次的であつて、むしろ、「政權を握るもの」に對する「政權から離れたもの」の挑戦と民間黨同志の感情的反目とが當時に於ける政黨活動の動力であつた。のみならず、自由黨及び改進黨の諸活動分子の多くは、經濟的乃至階級的利益の考慮から自由黨または改進黨に加入したのではなかつた。彼等は概して政權的若くは感情的立場の相違から、或は自由黨に屬し、または改進黨に参加したのであつた。これ彼等が板垣、後藤、大隈といふが如き實際政治家の傘下に蟄集するにいたつた理由である。

二、彈壓と反目

十五年四月六日板垣伯の岐阜に於ける遭難以來、民間黨殊に自由黨の活動は、所謂「板垣死すとも自由は死せず」の標語の下に、一層戰鬪的となつた。自由黨の活動的分子は全國到る處に煽情的なる言論集會を開催して人心を刺戟し、そのために、久しく解放を望んでゐた地方壯青年等の多くは「自由」を叫んで權力に反抗し始めるにいたつた。

政府の機關新聞及び帝政黨の力のみを以てしてはこの「勢」に對抗することが出来なかつたので、薩長政府は、こゝに「治安保持」を名として、法律及び警察力によつて、これに應戰する態度に出でた。十五年六月三日、政府は集會條例を次の如く改正して政黨の結社及び集會を嚴酷に取締つたのであつた。

『集會條例改正追加（明治十五年六月三日）
大政官布告第五十七號』

第二條 政治に關する事項を講議する爲結社（何等の名義を以てするも其實政治に關する事項を講談論議する爲結合するものを併稱す）する者は結社前其社名社則會場及社員名簿を管轄警察署に届出で其認可を受くべし其社則を改正し及社員の入出ありたる時も同様たるべし此届出を爲すに當り警察署より尋問することあれば社中の事は何事たりとも之を答辯すべし

前項の結社に於て政治に關する事項を講談論議する爲に集會を爲さんとする時は仍ほ第一條の手續をなすべし。

第四條 管轄警察署第一條第二條第三條の届出に於て治安に妨害ありと認むるときは之を認可せず又は認可す

るの後と雖も之を取消することあるべし

第五條二項 警察官會場に入る時は其求むる所の席を供し且其尋問あるときは結社集會に關する事は何事たりとも之に答辯すべし

第六條 前項の場合に於て解散を命じたる地方長官（東京は警視長官）は其情狀に依り演説者に對し一箇年以内管轄内に於て公然政治を講談論議するを禁止し其結社に係るものは仍ほ之を解社せしむることを得内務卿は其情狀に依り更に其演説者に對し一箇年以内全國内に於て公然政治を講談論議するを禁止するを得

第八條 政治に關する事項を講談論議する爲其旨趣を廣告し又は委員若くは文書を發して公衆を誘導し又は支社を置き若くは他の社と連絡通信することを得ず

第十一條 第二條第一項の規定に背きて届出をなさず又は尋問する所の事項を回答せざるとき社長は二圓以上二十圓以下の罰金に處し詐欺の届出を爲し或は尋問を得て偽答するとき社長は右罰金の外尙ほ十一日以上三月以下の輕禁錮に處す

第十二條 第五條の規定に背き派出所警察官の臨席を肯せず又は其求むる所の席を供せざるとき會主會長及社長幹事は各五圓以上五十圓以下の罰金若くは一月以上一年以下の輕禁錮に處し警察官の尋問に答へず又は偽答する者は同罪に處す兩犯に當る者は十圓以上百圓以下の罰金若くは二月以上二年以下の輕禁錮に處す

第十六條 學術會其他何等の名義を以てするに拘はらず多衆集會する者警察官に於て治安を保持するに必要なりと認むるときは之に臨監することを得若し其臨監を肯せざるときは第十二條に依て處分す
學術會にして政治に關する事項を講談論議することあるときは第十條に依て處分す

(以下略)

[四]

この新集會條例と警察權の壓迫とによつて政黨運動は到る處に於て阻止せられた。加ふるに、十五年十一月十一日には板垣、後藤の兩自由黨領袖が突然外遊したので、その可否について党内に内紛を生じ、遂に有力なる活動分子の脱黨を見るにいたつた。自由黨の内憂外患は改進黨の乗するところとなつた。改進黨は『薩長政府と板垣伯との間には默携がある。自由黨は金力と權力との前に降服した』と宣傳したので、自由黨も亦、所謂三菱問題——三菱と大隈との間に特殊關係ありと稱するところの——をもつて之に應戦し、斯くして相互に激烈なる反目を續けた。三菱問題について林田龜太郎氏は左の如く述べてゐる。

「明治初年の政府は大久保（内務卿）の意の儘に動きたる如き感ありしも、財政の衝に當る者は大隈（大藏卿）で、明治十一年五月大久保暗殺後は、大隈は直接三菱庇護の地位に立てるを以て、三菱は大隈を徳とする愈々深きを加へたのも無理ではなかつた。

大隈は十四年十月官を罷めた。然し多年政府の庇護で三菱は既に隆々として一大勢力——政界にも財界にも——となつた。随つて大隈の率ゐる改進黨は軍資金に至つて潤澤にして大隈と競争の地位に立つた伊藤等は到底其敵ではなかつた。

で伊藤等は大隈を屠るの道只其の糧道を絶つにありとなし、共同運輸會社の旗上げを企てた。蓋し三菱が多年海上に於ける權利を獨占し専横の振舞あることが十五年七月頃より漸く世上に暴白され攻撃の聲が起つたにも拘らず、改進黨關係の新聞は口を緘して何等の議をも爲さなかつた。然るに一度政府が如上の牽制策を講ずる

や、是等新聞は筆を連ねて之に反對し、曩の沈黙に引き代へて其態度が餘りに積極的であつた爲め、世人は改進黨を以て三菱の爲めにするものとなし、自由黨はこの問題を捉へ大に改進黨を痛撃した。^(五)

かやうに、民間政黨の間に激しい闘争が展開したので薩長政府の政黨追撃と分裂政策とは到る處に奏效し、自由黨の少壯血氣の急進分子の如きは『直接行動』に頼らざるを得なくなつたのであつた。福島事件、高田事件、加波山事件、名古屋事件、群馬事件及びその他の『直接行動的事件』は斯くの如き事情の下に頻發した。

明治十七年六月、板垣伯等は歸朝したが、歸來後の伯等の態度が甚しく穩健であり且つ急進分子を訓戒するが如きものであつたから、黨員等の失望を買ひ、遂に自由黨は同年十月二十九日大阪に於て左の宣言を發して解黨するにいたつた。

「吁嗟公黨を組織して我國現時の社會に起つ事何ぞ其れ困難なるの甚だしきや。

夫れ我黨は天下公衆をして其最大幸福を得せしめんがために財産生命すらも且つ之を顧慮するものに非ず。

何ぞ況や百難千苦は我黨の進路に於て必ず之れ有るを免れざる所にして、我黨は則之を以て其平常の境遇なりと覺悟したり。

然りと雖も今や我黨は困難の殊に常ならざる時期に逢着し、勢遂に従前の如く公黨を結成して社會に起つことは反つて我黨の目的を誤らんとするの患者を生じ來りしを奈何せんや。

天下公衆の利益を圖らんとするものなるが故に、我黨は必要上成るべく衆多の人民を結合して最衆最大の黨派を造らざるを得ず。是を以て我黨數年間の鞠躬盡力を以てして主義相合し目的相同じき有志者漸く各地に増殖し、黨勢の漸く伸張するの好果を得たり。此の如くにして愈々進んで已まざるに、我黨派は遂に彼歐洲政黨

にも歩を譲らざるの地歩を占め、其我邦を益するや亦甚だ大なるべきに、各種の事情此圓滑の進路に利ならざるものあるは豈遺憾ならずや。

夫れ我黨派は甚だ衆大なるが故に善く之を統治せんとすれば必ず地方部局なるものを置いて、各其一地方の黨務を整頓せざるを得ず。孫子の所謂衆を治る猶は寡を治むるが如し分數是なりとは他なし是を云ふなり。

然るに集會條例の出でてより總て政黨が分社分局を地方に置くことを許されず、之が爲めに我黨が困難を感じることは決して僅少に非ざるなり。我黨一黨に幹たるものは勉めて聲息を各地に通じ、黨派同體の事をし、肅然一律の下に出でしめんことを要し、各地黨員も亦密に黨首黨幹の意向考案を知り以て自ら務むる所あらんことを欲すれども、郷鄙遠路の信書意を盡さず、情意の往々齟齬することなき能はず、且つや夥多の黨員中合同一致の働きを爲すを勉めずして、動もすれば箇々分離の方向に傾かんとするものに至つては、之が爲に益々自儘に計を爲す事を企て、恰も駿馬の羈なくして奔逸するが如く、其勢復拘束すべからず。請ふ彼軍旅を集めて小隊を組織し、小隊を集めて大隊を組織し、數大隊を以て聯隊を成し、數聯隊を以て旅團を成す。而して其根本の號令は一に旅團長より出づると雖も殆ど之を分司舉行して進退開閉聚散等の萬機能く其意の如くならしめ整然として紊さざる所以のものは、部將各職務を盡し聲息の全體を貫通するを得るが爲なり。有形的組織の一大政黨を治むるの理何ぞ亦之に異ならんや。

然るに集會條例の行はれてより分社分局を地方に置くことを得ずして、我黨派は實に彼一旅團が唯だ其の大將あつて各部將あらざると一般の有様を生じ、相亂れて殆んど復た拘束すべからざるに至れり。我黨之を憂へざるに非ず。唯だ統治の術なきを悲むのみ。是我黨が困難の第一なり。集會條例は實に分社分局を禁じたるの

みならず又集會の自由を制限するところなきに非ず。凡そ公同の事業を圖るには集合の便宜に由らざるべからず。

然るに我黨は天下の大事の爲に天下の衆を結合せざるべからずして其事や公同の尤も大且つ重なるものなり。従つて集會の自由を要することも亦甚しとす。然るに若し集會の自由をしてあらざらしめんか、假令幾千萬の志士ありと雖も相會して意底を吐露し謀議の宜しきを定めて整肅の舉動を爲すこと能はず、其弊や終に合同の事を捨て、單獨の爲を試み、公會の明議を避けて私會の密議に就くに至るは必然なりと思惟せざるを得ず。而して單獨の意、祕密の議は過激の根本にして、危険の伏在する所なることは、古今各國の經驗に於て甚だ明かなりとす。

抑々彼集會の自由を制限せらるゝ蓋し必ず已むべからざるの事情あるに出でたるべきも、而かも之が爲めに我邦有志者間に生じたる結果如何と顧るに殆んど復た前陳の形勢に近きものあるを免れず。我黨は固より之を憂へざるに非ずと雖も、之を促がして合同の事を爲さしめ之を導きて明議に就かしめんとすれば、自ら又集會制限の爲に自由ならざるの憾あつて能く其功を奏するの見込なきを奈何せん。是我黨が困難なるの二なり。

集會條例及び新聞條例に由つて言論の自由を制限せられたることも亦固より世の必要上に起りしなるべし。而して其結果や必ずしも前陳の弊害に譲らざるものに似たり。蓋し言論の自由なるに於ては天下の民一人として其思想を新聞に演説に著書にも吐露し得ざるの事なく、最も固陋守舊の思想より最も鋭敏自由の思想に至るまで公然として世人の視聽に觸るゝ所となり、愚者は則ち因つて以て其意見の正否を智者に質すことを得、先覺者は則ち因つて以て後進を誘導して之を正路に就かしむることを得べし。然るに今や言論の極めて自由なり

と言ふに非ず。遽に人をして其言論を發するの不便を感じしむるを免れず、之が爲めに愚者となり、智者となり、先進及後進を論せず、常に成るべく政治上に關して口舌を開くを慎み其萬已むを得ずして一場の演説を試み一篇の論文を草するや戦々兢兢として薄氷を踏み深淵に臨むの思ひを爲し、口溢り手縮み其胸腹に貯藏する百分の一だも盡すこと能はず。

是を以て愚者は十分に其意見の正否を智者に質すを得ず。先進者は十分に後進者を誘導するを得ず。遂に愚者と後進者をして其愚蒙淺薄の意見を以て誤て自ら完全なりと信じ、敢て之に因て臆斷妄行して顧みる所あらざらんとするに至る。且つ夫れ治者と被治者とは言路に由て互に其情意を通ずるものなり。情通すれば即意和し、意和すれば則國治まる。

然るに言論の未だ全く自由ならざるを以て言路従うて幾分の阻礙を覺ゆるあり、亦心を新聞紙上に吐露して廟堂有司の注意を促がさんか。法律の範圍内に於て之を爲すは殊に至難なりとす。志士は相合して獻芹の微意を致さんと相集つて之れを議するに當り或は解散を命ぜらるゝの不幸あらん。是を以て上下隔絶し官民情を通ぜずと云ふが如きの景況或は今後に生ずるの虞れなきに非るなり。我黨固より之を憂ひざるに非ず。然れども此弊害を救はんとするも亦自ら言語を發するの甚だ難きを奈何せんや。是我黨が困難なるの三なり。

夫れ自由の性質動もすれば分離に傾くに在る事は先哲の已に詳言する所にして吾人の古今歷史上に於て其理の眞なるを證明する所なり。而して我邦は封建の時世を距つて未だ遠からず。故に彼封建治下に於て唯命令の下にのみ管束せられ、苟も命令の二字を除くの外は士民皆分離單獨に安んずる遺風存し、公同の事業に至つては其甚だ拙なることを免れざるなり。斯く我國人は封建分離の遺風未だ全く去らずして更に自由分離の新原素を

加へたり。然れば此二原因のみを以てするも彼箇々分離の弊は容易に免るべからざるに、前述三件又傍より之に向つて勢力を加ふるなり。如何ぞ夫各種分離の弊害を生ぜざらんや。

吁嗟斯の如き世狀の下に於て無數熱心の志士を統轄して公同事業の途に就き、肅然として毫も紊亂せざる如きは如何なる神通力なるものと雖も豈夫れ得べけんや。

是を以て我黨は茲に我自由黨の組織を解き以て、他日世運の愈々進歩して公同の資格に富み一律の下に於て一大運動を爲し得るの時機を俟たんとす。然りと雖も我黨は何ぞ自由主義の實行に怠るものならん哉。所謂尺蠖の屈するは伸びんと欲するが故のみ。我黨の人士よ、倦怠する勿れ、屈撓する勿れ、勉めて有爲の氣力を養ひ公同事業を遂ぐるの資格を作り以て他日隆運を期すべきなり。』

自由黨解黨の一因はたしかに自由黨が一般民衆の感情を支配し得なくなつたことにあつたものゝ如くである。なほ、政府の彈壓と自由黨解黨との關係につき板垣伯は次の如く述べてゐる。

『明治二十三年ヲ以テ國會ヲ開設セラルルノ大詔煥發セラルルヤ、聖旨實ニ在廷臣僚ニ假スニ時日ヲ以テシ、經畫ノ責ニ當ラシメ給フニアリ。然ルニ何事ゾ、藩閥有司ハ營ニ言論、集會、出版ノ自由ヲ確保シテ、民間有志ト一致協力シ、之ガ準備ヲ爲スノ舉ニ出ヅルコト無キノミナラズ、其施設スルノ所ハ却ツテ國會開設ヲ厭ヒ、之ヲ阻ムモノノ如ク、即チ刺客ヲ放ツテ先ヅ兇刃ヲ反對黨ノ首領ニ加ヘ、之ト同時ニ久シク政黨ヲ桎梏シテ其健全ナル發達ヲ阻害シタル所ノ集會條例ニ對シテ、更ニ嚴酷ナル條項ヲ加ヘ、政黨ヲ尅殺壓服セズンバ已マザラントセリ。』

……蓋シ當時藩閥政府ノ頑冥不靈ナル實ニ甚ダシキモノアリ。右大臣岩倉具視ノ如キハ明治八年ノ詔勅ヲ以

テ下民上ヲ罔スルノ路ヲ隔キ大權トニ移ルノ漸ヲ爲セルモノアリトシテ大ニ之ヲ悔キ、更ニ十一年府縣會ノ開設ヲ以テ其悔ヲ再ビスル者ナリト爲シ、民間黨ノ起ツテ自由民權ノ說ヲ鼓吹シ、官ニ抗スル所以ノモノハ、府縣會ノ開設之ガ端ヲ啓ケルガ故ニ、政府ハ宜シク、陸海軍ト警察ノ威力ヲ以テ之ヲ中止シ、以テ民心ヲシテ戰慄スル所アラシムベシト唱へ、明治十五年十二月ヲ以テ「府縣會中止意見書」ヲ三條實美ニ致セリ。以テ政府ノ頑冥不靈ナリシ一斑ヲ察スルニ足ルベシ。

斯クテ苛法酷律ノ壓迫ハ先ヅ自由黨ニ向ツテ下レリ。依テ自由黨ハ數回政府ト往復交渉ノ後、法律ニ從ツテ結社ノ届出ヲ爲シ、同時ニ地方支部ヲ解散シ任意獨立ノ結社ヲラシム。コレ蓋シ政社ト政社ト連絡ヲ禁ジ、相交通スルヲ得ザラシムル所ノ法律ニ餘儀ナクセラレタル結果ナリ。

尋デ政府ハ更ニ新聞紙條例ヲ改メ、保證金、罰金、禁獄等ノ刑ヲ重課シ、社主、發行人、編輯人、印刷人及ビ筆者、譯者ヲ共犯トシテ論ジ、若クハ印刷機械ヲ沒收スル等舊法ニ比シテ更ニ苛細峻烈ヲ加へ、コレヨリ新聞紙ノ禁停、演說ノ中止、解散、頻々トシテ行ハレ、法令ノ偉力ハ遠邇下層ニ及ブニ隨ツテ強更ニ強ヲ加へ、壓更ニ壓ヲ増シ、底止スル所ヲ知ラズ。甚ダシキハ暴壓ヲ以テ藩閥政府ノ意ヲ迎合シ、苛酷ヲ以テ恩賞ヲ釣ラントスル者アリ。勢ノ極ル所遂ニ厭フベキ探偵政治ヲ現出シ、暴官喜ビ、酷吏躍ル。

カノ福島縣令三島通庸ノ如キハ、當時其上司ニ向ツテ「某が職ニ在ラン限ハ、火放ケ強盜ト自由黨ハ頭ヲ擡ゲサセ申サズ」ト颺言シタリトイフ。即チコレ政黨尅殺ノ暗黒時代ナリ。奇ナル哉、國會開設ノ大詔ニヨリ之ガ準備經畫ニ任ズベキ政府ニシテ、國民ノ自由ヲ鉗錮スルコト斯ノ如ク、一意ニ政黨ヲ尅殺シテ其穩健ナル發達ヲ阻害シ、憲政ノ萌芽ヲ摘抉シ去ラントハ。茲ニ至ツテ維新ノ宏謨、逸トシテ尋ヌ可ラス。

福島ノ獸、高田ノ獄、加波山事件、名古屋事件等ハ政府暴壓ノ反動トシテ起レリ。一タビ集會條例ニヨリテ地方トノ連絡ヲ遮斷セラレタル自由黨ハ、各自獨立シテ統制ノ歸一ヲ缺キ、全國ノ黨員悉ク一トナリテ旅進旅退スルヲ得ズ、隨ツテ節度アル所ノ運動ヲ爲ス能ハザルハ自然ノ勢ニシテ、加フルニ少壯血氣ノ輩ハ藩閥政府ノ暴壓政治ニ憤激スル所アリ、快ヲ一時ニ取ランガ爲メニ單獨以テ事ヲ起サントシ、潰裂四出ノ傾向アルヲ免レズ。是時ニガリ福島ノ獄、高田ノ獄、加波山事件等相踵テ起リ收拾スベカラザルニ到レリ。

是ニ於テカ自由黨ハ思ヘラク、抑モ我黨ニシテ統一ヲ保テバコソ平和ノ運動ヲ爲スヲ得ルナレ。然ルニ政府ハ一意ニ尅殺政策ヲ用キ以テ我黨ノ統一節制ヲ妨グ。コレ政府自ラ擾亂ヲ好ムナリ。故ニ政府ニシテ既ニ擾亂ヲ希望ストセバ、我黨ハ潔ク解黨シテ政府ヲシテ其影響ノ那邊ニ及バカナ知ラシムベシト。即チ斷然解黨シテ悉ク其統一節制ノ絆ヲ解キ、各團體ヲシテ各自自由ノ行動ニ出デシメ、從來ノ旅進旅退ニ代フルニ單獨ナル非常手段ヲ以テシ、有形ノ組織ニ代フルニ無形ノ精神的團結ヲ以テシ、法令ノ範圍ヲ逸脱シテ檢束ナキ祕密ノ天地ニ活躍シ、直ニ最後ノ決心ヲ以テ完美ナル立憲政體ヲ樹立スルノ目的ヲ遂達スルノ外ナキヲ悟リ、明治十七年十月二十九日大會ヲ大阪ニ開キテ、滿場一致ヲ以テ解黨ヲ決シ、其理由ヲ滿天下ニ告白ス。而カモ埼玉ノ暴動、飯田ノ獄、静岡ノ獄、朝鮮改革運動等ノ國事犯ハ此時既ニ志士ノ間ニ醞釀シ、相踵テ爆發セリ。^(六)

伊藤博文公は十六年八月四日歸朝するや、超然主義をもつて政黨に對するにいたつたので、帝政黨に對しても「絶縁」を迫り、帝政黨は終に同年九月二十四日京都に大會を開いて解黨を宣言した。茲に於て、改進黨は唯一の政黨となつたが、しかし、改進黨も黨内の不統一から解黨問題を惹起し、十七年十二月大隈侯等の脱黨を見るにいたつた。さればこの時期は、たしかに、政黨萎縮の時期であつた。

その後の政界は極めて平穩であつたので、伊藤公を中心とする薩長政府は、一方、内閣制度（十八年十二月）を創設すると共に、他方、井上外相の主唱の下に所謂『歐化政策』を探るにいたつた。けれども歐化政策は著しく保守派の感情を刺戟した。のみならず二十年五月の條約改正問題は各方面からの反對を招いたので、政府の享樂した平和は極めて一時的なものであつた。

この政界不安の機會に乗じて後藤象二郎伯は民間の諸勢力を糾合して薩長政府に當らんとした。これ即ち改進黨、舊自由黨及び保守黨の三派を包擁する『大同團結』の運動である。この運動に對する政府の態度は極めて強壓的であつて、それは明治二十年十二月二十六日の保安條例となつて現はれた。

保安條例

第一條 凡そ秘密の結社又は集會は之を禁ず。犯す者は一月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す。其首魁及教唆者は二等を加ふ

内務大臣は前項の秘密結社又は集會には集合條例第八條に載する結社の聯絡通信を阻過するために必要な豫防處分を施すことを得。其處分に對し命令に違反する者前項に同じ

第二條 屋外の集會又は群集は豫め許可を経たると否とを問はず警察官に於て必要と認むるときは之を禁ずることを得。其命令に違ふ者首魁、教唆者及情を知りて參會し勢を助けたる者は三月以上三年以下の輕禁錮に處し、十圓以上百圓以下の罰金を附加す。其附加隨行したる者は二圓以上二十圓以下の罰金に處す。集會に兵器を携帯せしめたる者又は各自に携帯したる者は各本刑に二等を加ふ

第三條 内亂を陰謀し又は教唆し又は治安を妨害するの目的を以て、文書又は圖畫を印刷し又は板刻したる者

は刑法又は出版條例に依り處分するの外、仍其他犯罪の用に供したる一切の器械を沒收すべし

第四條 皇居又は行在所を距る三里以内の地に住居又は寄宿する者にして、内亂を陰謀し又は治安を妨害するの虞れありと認むるときは、警視總監又は地方長官は内務大臣の認可を経り日又は時間を限り退去を命じ、三年以内同一の距離内に入居又は寄宿を禁ずることを得。退去の命を受けて期日又は時間内に退去せざる者又は退去したるの後更に禁を犯す者は、一年以上三年以下の輕禁錮に處し仍五年以下の監視を附す。監視は本籍の地に於て之を執行す

第五條 人心の動亂によつて又は内亂の豫備又は陰謀をなす者あるに由り、治安を妨害するの虞れある地方に對し、内閣は臨時必要ありと認むる場合に於て、其一地方に限り期限を定め左の各項の全部又は一部を命令することを得

(一)凡そ公衆の集會は屋内屋外を問はず、及何等の名儀を以てするに拘らず豫め警察官の許可を経ざる者は總て之を禁ずること(二)新聞紙其他の印刷場は豫め警察官の檢閲を経ずして發行することを禁ずること(三)特別の理由に依り官廳の許可を得たる者を除く外、銃器短銃火藥刀劍仕込杖の類總て携帯運搬販賣を禁ずること(四)旅人の出入を檢査し旅券の制を設く

第六條 前條の命令に對する違反者は一月以上二年以下の輕禁錮又は五圓以上二百圓以下の罰金に處す。其刑法又は特別の法律を併せ犯したる場合に於ては、各本法に照し重きに從ひ處斷す

第七條 本條例は發布の日より施行す

この保安條例の第四條は一面に於ては『憲法發布』季節に對する政府の深慮から出たものゝやうである。兎

に角この條例によつて林有造、尾崎行雄、星亨の諸氏は三年間、東京から退去を命ぜられた。林田龜太郎氏の「日本政黨史」には

「都下に於て之が直接執行の任に當りたるは、曾て福島事件に於て辣腕を揮ひ壯士の心膽を寒からしめたる當時の警察總監三島通庸であつた。其實行の疾風迅雷的にして、殆んど耳を掩ふの暇なかつたことは流石は……則ち一方には警官兵士を以て皇居、大臣官邸官衛の警衛を嚴にし、他方に於ては警部巡查數名をして政客を戸別に探索せしめ、召喚状を示して之を警察署に引致した。條例第四條に依つて、三里以外の地に退去を命ぜられたる者は、林有造、中島信行、尾崎行雄、星亨、島本仲道（以上三年）片岡健吉、竹内綱、中江篤介、吉田正春、阪崎斌、横山又吉、林包明、山際七司等十八名（以上二年半）此外二十六日夕刻より二十八日に至る間に退去を命ぜられたる者總計五百七十人の多きに達した。」^(七)

と書いてある。

しかしながら、大同團結運動の氣勢は、保安條例の發布によつて毫も減殺されなかつた。運動は却つて地方に擴がつて行つた。さうしてその結果の重大なるべきことは何人にも豫測され得るところであつた。伊藤首相はこの情勢を緩和するために大隈侯を入閣せしめて外務大臣たらしめた。斯くして政局は明治二十二年二月十一日の「憲法發布」まで進んだのである。當時の事情について大隈侯は次の如く述べてゐる。

「法典ノ編纂ニモ外國人ヲ連レテ來ル、總テノ禮式ヲ洋服ニスル、舞踏モヤレ、宮中ノ儀式モ歐羅巴風ニヤラネバイカヌ、ドウセ世界ハ基督教デナクテハイカヌノダカラ、日本モ基督教ニナレト云ツタヤウナ工合デ、立派ナ英國ノ婦人ナドヲ雇ツテ英國ノ上流ノ家庭ナドヲ真似ルヤウニナリ、歐米ノ家庭ハ宗教的ニ出來テ居ルカ

ラ、其ノ通りニヤレト云フヤウナコトデアツタ。工部大學ノ跡ニ女子獎勵會ヲ作ツテ、立派ナ紳士ノ夫人達ヲ押込ンデ、家庭モ西洋風ニスルヤウニ教育シタ。踊リガ踊レヌヤウデハ眞ノ交際ハ出來ヌト云フ、其處デ屢々鹿鳴館アタリデ舞踏會ヲ開イタ。スルト世間ノ燒餅燒ノ連中ハドウモ是レデハイカヌト云フノデ、一層不平ノ聲ヲ揚ゲテ茲ニ歐化黨ニ對スル國粹保存黨ガ起ツタ。日本新聞ノ谷トカ陸實トカ近衛サントカ云フ人々デ大分同情者ガアツタ。一方ニハ又神主ナドガ日本ガ耶穌ニナラレタマルモノカト云フノデ騒ギ出シタ。宮中ノ禮式ハ先帝ノ御英斷デ洋服ト云フコトニ決マツタガ、兎ニ角此ノ間ノ期間ガ藩閥者ノ爲メニハ榮華ノ時代デアツタ。斯クテ國粹黨ガ起ルト同時ニ後藤象二郎ト云フ者ガ起ツテ大同團結ヲ唱へ出シタ。曰ク國家危急存亡ノ秋ナリ、國家ハ滅亡スルカラ小異ヲ棄テテ早く大同團結ヲ爲セト云フ。大石正巳ナドモ當時其ノ機關雜誌「政論社」ニ居リ、牢ニ入ツタコトモアル。

此ノ議論ニハ天下一時翕然トシテ靡イタ。内閣ヲ仆スニ非ズンバ國ハ亡ビル小異ヲ去ツテ大同ニ就ケト云フノデ段々豪傑ガ集マツタ。其中ニハ非常ナ荒武者ガアツテ危險ダト云フノデ、ソコデ保安條例ト云フモノヲ布イテ、先ヅ東京以外三里ノ地ニ豪傑共ヲ放逐シタ。

ソコデコノ時局ヲドウカスルニハ餘儀ナク我輩ヲ再ビ内閣ニ人レテ伊藤ト和睦サセルト云フ段取りニナツタ。大同團結ハ一時誠ニヨク勢ヲ得テ燃へタガ、固ト國民ノ心カラ起ツタモノデハナイカラ、幾モナクシテ消エテ仕舞ツタ。大同團結ハ時ニトツテ甚ダ其ノ聲ハ好カツタガ、願ミルトサウ大シタ事デモナカツタノダ。其中ニ其首領ノ後藤モ内閣ニ入ツタ。」^(八)

三、政黨操縱時代

我が國の憲法が「議會中心主義」の上になくて「大權主義」の上に制定さるべきであるといふことは明治十四年以來の確守方針であつた。^(九)伊藤公は滯歐中、岩倉公に宛て、

「……小官取調ノ要略申上度候處、數言ノ能ク盡ス所ニ無之、實ニ此節ノ奉命ナレバ、國會開設等ニ付テモ、不容易錯誤ヲ出來カシ可申ニ、幸ニ恩命ヲ拜シ、聊カ報國ノ赤心ヲ效スノ時期アルベシト、竊ニ將來ニ向テ豫望罷在候

着歐以來、僅々二ヶ月半ニ御座候へ共、獨逸ニテ有名憲法學師グナイストニ就テ、一週間三回宛ノ談話ヲ爲スヲ得、外一法師ト共ニ、一週間三回宛獨逸國ノ憲法ヨリ、政府百般ノ組織、地方自治ノ限界等ニ至ル迄、法學上ノ順序ニ據リ、講窮仕、大要不殘筆記仕候故、追テ諸公ノ瀏覽ニモ可供心得ニ御座候。今暫クノ間ハ維納府ニ滞在、當國ノ大學師スタインニ就テ同氏ノ議論ヲ聞キ可申心得ニ御座候

グナイスト、スタイン兩氏ハ、當今ノ大學者ニシテ、勿論其著述頗浩瀚、各國學者仲間ノ尤賞讃スル所ノ人物ニ御座候。而シテ兩氏共、其主説ハ守舊ニ傾斜セル者ト被察申候。昨日スタインニ一面談仕候而モ、既ニ其説ク所、英佛獨三ヶ國ノ國體及ビ其國ノ學師等ノ主説トスル所ヲ分前シテ、以テ小生ノ感格ヲ興起セシメ申候。其概略ヲ申上候

三國何レモ議政體ナレドモ、其精神大ニ異ナル者アリ。英人ノ説ク所ハ、政府ナルモノハ（行政ヲ指ス）、國會ニ於テ、衆論ノ多數ヲ占メタル黨派ノ首領タルモノ、政治ヲ施設スル所ト云。佛人ハ、政府ハ、國會衆議ノ

臣僕ナリト云。獨人ハ政府タルモノハ、衆議ヲ探ルモ、獨立行爲ノ權アリト云。若シ此獨立行爲ノ權ナケレバ、國會若シ其國費ヲ供給セザル時ハ、手ヲ束ネテ國政ヲ放擲セザルヲ得ズ、豈ニ斯ノ如キノ理アラシヤ況ンヤ、君主ハ立法行政ノ大權ヲ親ラ掌ドリ、君主ノ認可ヲ得ズシテ一モ法律ト爲ル者ナク、君主ノ許諾ヲ得ズシテ一モ施設スルコトナキノ主腦タルニ於テヤ。由是觀之、邦國ハ即チ君主ニシテ、君主乃チ邦國ト云フモ可ナリ。然レドモ擅政ト異ナル者アリ。立憲君主ノ國ニ在テハ、立法ノ組織（即チ議院ナリ）行政ノ組織（即チ各宰相ノ協同ナリ）及ビ百般ノ政治、皆ナ一定ノ組織、紀律ニ隨テ運用スル、是ナリ大要如斯ト雖モ、之ヲ學問上ノ分界定式ニ依リ申上グル時ハ勿論片紙ノ能盡ス所ニ無之又甚冗長ニ涉リ妙モ無之事ニ御座故略之候……

博文

八月九日

巖相公閣下

〔十〕

と書き送つてゐるが、我が國憲法制定の指導精神はこの手紙の中に充分に含まれてゐると思惟される。また憲法發布式の翌日、黒田首相は地方長官を官邸に招いて「今回、天皇陛下忝くも帝國憲法を欽定し之を國民に賜はつた。各位は須らく天皇の有難き御思召を奉體し、其御趣旨を遺憾なく國民に徹底する様取計ひありたし。

來年末には帝國議會も召集せらるべく、議員の選舉も其前に（七月一日を以て）施行せらるゝについては、

地方には定めて猛烈なる競争を見るべきは豫想するに難くない。

此場合に當り政府は憲法の精神に則り政争の外に卓立し自然の成行を見る積りであるから、牧民の局に在るものは須く政府の意を體し決して選舉に干渉するが如きことあつてはならぬ。^(十一)

と訓示し、さらにその翌日には、伊藤公（當時樞密院議長）が地方長官を濱離宮に招いで

「各國の憲法を見るに其立國の義に依りて異同あるが大要之を二つに區別することが出来る。一は民約憲法即ち君主と國民との間に成れる約束又は國民間の規約である。一は欽定憲法即ち君主から進んで國民に與へたものである。

帝國憲法は後者に屬す。是れ國體の自ら然らしむる處であつて此點は諸君が充分に了解あらんことを望む。

謙激なる民權論者は從來の行懸りからして、或は此不磨の大典に對して非議を試むるものなきを保せず。然しながら憲法の序文にも「將來若し此の憲法の或條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らば朕及朕が繼續の子孫は發議の權を執り、之を議會に付し、議會は此の憲法の定めたる條件に依り之を議決するの外朕が子孫及臣民が敢て之が紛更を試みることを得ざるべし、朕が在廷の大臣は朕が爲めに此の憲法を施行するの責に任ずべく朕が現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に従順の義務を負ふべし」とあり、國民は憲法に對して絶對従順の義務を有し、毫も發議權を許されてゐない。故に苟くも之が紛更を試むるが如きものあるに於ては少しも假借する所あるべからず。

又世間には佛國流の學者の説にかぶれ英國國會の皮相を觀て或は大臣の責任論を云爲し或は彈劾論を提唱する者往々之れあり。

凡そ世界に國を成すもの各々其歴史あり特殊の國民性あり、是を以て其憲法も自ら其國情に適すべく制定せらるゝものであつて、外國に於て之を模倣すべきものではない。現に學者は英國を以て帝王を戴ける共和國とし、佛國を以て大統領を有する帝國なりとす。宜なる哉。世の半可通、我金甌無缺の帝國をして或は英國の如くならしめ或は佛國の如くならしめんとするのである。我輩は斷じて之に同することは出来ない。特に彈劾の如きは憲政の幼稚なる時代に於ては或は必要なりしも知る可からざるも責任論の確立したる今日に於ては全然有害無益である。現に憲政の母國たる英國に於てすら一世期前から之が實行を見ない。この事實を知らず之を我邦に適用せんとするは時代錯誤たるを免れず。

全體國務大臣は唯り 天皇に對し責任を有するもので、帝國議會に對し若しくは國民に對して責任を負ふべきものではない。憲法第五十五條に國務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任ずとあるは即ち夫れである。又第十條には「天皇は文武百官を任免す」と云ふ原則を掲げ、「此憲法又は他の法律に特例を掲げたるものは各其條項に依る」とあるも國務大臣任免の大權は憲法又は法律に何等の制限がない。故に其大權は絶對的と云はねばならぬ。

だから議會に於て如何なる反對を受くるも 天皇の御信任の續かん限り國務大臣は決して輕々しく進退すべきものでない。故に諸君は民論に迷はず、斷乎たる決心を以て其職責を完うせられん事を望む。^(十二)

と演説してゐる。それ故に、薩長政府は來るべき議會に對しては、どこまでも「超然主義」をもつて臨み、また民間政黨に對しては、政黨に國務擔當の能力なしとして、小黨分立政策と操縱主義とをもつて對抗することに、大體の方針を決定したのであつた。

しかしながら、薩長政府は明年（二十三年）の第一議會を平和に進行せしめんがために、後藤象二郎伯を説いて入閣を承諾せしめ、同伯は三月三日、遞信大臣に就任したので、大同團結は分裂するにいたつた。大同團結分裂後の政黨は全く小黨分立の状態にあつた。斯くして二十三年七月一日我が國最初の衆議院議員總選舉は行はれたが、その結果は次の如くであつて、大體、當時の政黨勢力關係を反映するものであつた。

大同俱樂部	五五名
愛國公黨	三四名
自由黨	一六名
九州進歩黨	二二名
改進黨	四五名
保守黨	一八名
自治黨	一七名
中立其の他	九四名

計 三〇〇名（有権者は直接國稅十五圓以上の納稅者である）

（註）この數字は大體の數字である。當時、政黨の分野は明確でなかつたので、正確なる數字を得ることは不可能である。

以上の諸政黨のうち、民間黨は大同俱樂部、愛國公黨、自由黨、九州進歩黨及び改進黨の五黨であつたから、若しこれらの五勢力が合同するときには、民間黨は優に議會に多數を制することが出来たのであつた。茲に於て九州進歩黨は、同年八月中、五黨の合同を提議したが、改進黨が躊躇した爲に、合同協議會は不調に終り、舊自由

黨系の四黨だけが合同してその黨名を『立憲自由黨』と稱するにいたつた。

第一議會に臨む薩長政府の當局者は山縣内閣であつた。この内閣は前年の十二月二十四日に成立したのであつて、それは大隈外相遭難（十月十八日）のために解職した黒田内閣の後を承けたものである。

山縣首相は、來るべき議會に於ける二大民間政黨を牽制し操縦せんがために、政府黨に據る必要を認めて新に『大成會』なるものをつくつた。この大成會は次の如き綱領を發表して八月二十二日に結黨したが、その議員數は約八十名である。

大成會綱領

我輩は國家の隆盛と人民の幸福を以て畢竟の目的と爲し、正義を守り公道を履み此目的を達せんことを期す。眼中政府黨なく又在野黨を見ず。進取を期すれども急激に陥らず、秩序を重んずれども保守に泥まず、唯國利民福の如何を顧み着實公平の方針を執り中正不偏の大道を濶歩するのみ。

今や人民負擔の軽減は時務の急務なりと雖も、國權の擴張に關しては徒らに國費に吝なる能はざるものあり、法律制度は完成を期すべきも國情民度の適否を鑑みざる可からず。

責任内閣の實行を遂ぐる素より急務なるも功名利心の爲めに政權受授の爭端を開く弊を避けざる可からず。條約の改正は必要論を俟たず。然れども功を收むるに急にして國利を損するが如きは我輩之を取らざるなり。

この綱領は山縣内閣の『政治方針——政策』を表明するものであつて、當時、民間黨と政府とが如何なる問題を中心として争はんとしてゐたかを如實に示すものであつた。

大成會の成立について、後日、山縣公は次の如く語つてゐる。

『自分は明治二十二年歐米より歸り來り、二十三年總理大臣として政局に當りし時、渡邊治等に大成會なる者を組織せしめて其頭數八十人に達せり。自分が歐洲諸國視察中、立憲政治、政黨の状態を研究せし結果、何れの國にても茲に絶對多數黨あれば彼等は忽ち專横を極めて其弊害を暴露するを常とし、之を掣肘せんとすれば、所謂三分鼎立の策を講ぜざる可からず。即ち大成會を組織したるは大政黨の專横を制止するの意味にして若し彼の會を今日迄も維持したらんには必ずや相當の効果を挙げたることならん。然れども渡邊等の歿後、後繼者其の人を得ず大成會も遂に廢滅に歸しけるが、爾後屢々政局に當りて政黨操縦を試みる毎に愈々三分鼎立の必要を感じるに至れり。』^(十三)

かくして第一議會は三政黨鼎立の情勢の下に二十三年十一月二十五日に召集せられた。自由黨は議會行動をとるために『彌生俱樂部』と稱しその議員數は約百二十名であつた。また、改進黨は『議員集會所』の名の下に四十一名の議員を擁した。さうして議長には彌生俱樂部の中島信行氏が當選し、また副議長には大成會の津田眞道氏が選ばれた。

議會に提出された豫算總額は約八千萬圓であつたが、彌生俱樂部と議員集會所とは聯合して、行政整理及び國民負擔輕減の名の下に、その約一割即ち八百萬圓の削減を議決した。政府はこれに對して民間黨——當時、民黨と稱した——の切崩しを企て、豫算總額の中、六百五十萬圓の削減を承諾して、漸く第一議會を終つたのであつた。

立憲自由黨——彌生俱樂部——は議會に於ける彼等の行動を統一あるものとする爲に、二十四年三月二十日大

阪に大會を開催して名を『自由黨』と改め、從來事實上の黨首であつたところの板垣伯を正式の黨首に擁立して第二議會に臨んだ。(註、改進黨の事實上の黨首は大隈侯であつた)

第二議會當時の内閣は、松方内閣(二十四年五月成立)である。松方内閣に對する『民黨』の態度は議會以前に於て既に明白であつた。即ち十一月初旬に於ける大隈、板垣兩首領の會見は二大民間黨の提携を物語るものであつた。これに對する政府の態度は『挑戰的』であつたから、第二議會の解散は不可避なものとなつてゐた。政府と民黨とは再び豫算を中心として正面衝突をなすにいたつた。さうして議會は十二月二十五日解散となつた。これ我が國に於ける最初の解散である。解散奏請文に現はれた政府の解散理由は左のとほりである。

臣等謹で惟ふに立憲の美は一に行政立法兩部の相俱に和衷協同して以て國家の利益と官民の幸福を増進するに在り。憲法の施行方に初步に屬するに當り不幸にして機關の調熟を缺き、視て勢力競争の具となし、其國運を發達するに於て殆ど慎重の顧念を缺くもの、如し。

昨年豫算會議に於て議會は實に巨大の減額を唱へたり、政府は殊に立憲施行の第一期なるに注意し、大局を顧念するが爲めに専ら讓歩を主とし、歳出六百四十五萬餘圓を節減し更に行政組織の上に改正を施して仍省減を行ひたり。而して二十五年年度の豫算は實に二十四年度豫算節減の餘を嗣ぎ、更に及ぶ所の節減を加へ、國家の生存行政組織の繼續を維持するため必要の限りに於て編制したり。

又新設事業に在つては、殊に製鋼所設立の如き軍艦製造の如き治水事業の如き、其他監獄費國庫支辨案の如き、鐵道買収案の如き皆國防上及び國家經濟上缺く可からざるの急務とす。

然るに議會は舉つて之を排斥するの意を表したり。之に加ふるに憲法第六十七條に掲げたる國家必要の費目

に對し、政府が屢々憲法上の權力に依り不同意を表明したるに拘らず、廢除削減の所見を固執せり。斯の如く年々削減を以て相依りて例を爲さば、行政機關は殆ど其運轉を妨げられ、維新以來施政の方針たる進歩の事實及び國家の經濟は遞次退縮に傾き而して後止まんとす。彼の岐阜、愛知兩縣の非常なる災害を救済し破壊せる堤防工事費に充つる爲めに、政府の斷行せし豫算外の支出承諾の件は、政府より緊急とし、議決を要求したるに、提出の後既に數旬を経るも未だ議事に上らず、富山、福岡兩縣水害補助及び岐阜、愛知兩縣土木費補助追加豫算の件も亦た之を緩慢に付したり。

開會以來衆議院の經過斯くの如し。臣等躬重責に當り國事を以て是の如き議會の贊畫に託するは國家の昌運臣民の福利と相容れざることを信ず。臣等誠惶誠恐茲に仰で 陛下の憲法第七條に據り衆議院を解散し續て選舉法第三十條に據り新に議員を召集したまはんことを謹で上奏し敢て 陛下の裁下を祈る

明治二十四年十二月二十五日

内閣總理大臣兼大藏大臣伯爵松方正義

以下各大臣連署

當時、伊藤公は松方内閣に對して

一 内閣ノ鞏固ナラザル原因

- 第一、平生政治ノ方針一定セズ。
- 第二、事ニ臨ンデ始メテ閣員ノ意見ヲ現出ス、利害其所見ヲ異ニス。
- 第三、交通スル所限局アリ、故に緩急輕重を異ニス。

第四、方略各人ニ出ヅ、相齟齬セザルヲ得ズ。

第五、議員統御ノ方其ノ當を得ズ。

第六、信ヲ裏門ニ措キ、探偵的の末事ヲ以テ事情ニ通達セリト爲ス。

第七、浮説流言ヲ信ジ離間ニ陥ル。

第八、機密費ノ支用ヲ誤ル。

第九、公衆ニ對シ特ニ議會ニ對シ赤心ヲ表白セズ。樺山ハ例外（樺山海相のこと）

第十、人ヲ用ユル、時勢に適セズ。

第十一、各大臣相猜疑、殆ンド朝ニタテ謀リ難シ。諸公ニ於テ前第十一條ノ弊患ナシト云ハバ、余乞、諸公ノ

爲メ其ノ事實ヲ徵證シテ其反省ヲ仰ガン。

第十二、黒幕（伊藤、山縣公等のこと）ノ後援ヲ恃ミ却テ其責任ニ重キヲ措（十四）カス。』

と警告を與へたが、政府及び民黨の對立的感情は『不可抗的傾向』にあつたのである。

次で翌年二月十五日に行はれた總選舉に於ては、内務大臣品川彌二郎氏の下に警察權による極度の大干渉が民黨候補者等の頭上加へられた。しかし、選舉の結果は必ずしも政府の勝利とはならなかつた。何となれば、民黨側は百六十三名（彌生俱樂部九四、議員集會所三八名、獨立俱樂部三一一名）を獲得したに對して吏黨側は百三十餘名を纏め得たに過ぎなかつたからである。

松方内閣の選舉干渉は、ひとり民間のみならず、憲法運用の責任者たる伊藤公の感情を甚しく害した。伊藤公はこれを以て憲法破壊の行爲なりとし、左の如き樞密院議長の辭表を捧呈するにいたつた。

臣乏ヲ樞府ニ承ケシ以來、毎ニ病故ヲ以テ議席ニ參列スル事ヲ得ズ、素ヨリ劇忙ノ官ニ非ズト雖、然レドモ方今國家多事、不時ノ謀議重大ナラザル莫シ、而シテ臣宿恙在苜身ニ在リ、快治尙期シ難シ、洵ニ曠職ノ責道ル可ラザルヲ恐ル。伏シテ願クバ、愚衷ヲ憐ミ、解職ノ聖裁ヲ下シ賜ハンコトヲ、恐懼具上、屏營ノ至ニ甚ズ、

臣 誠惶、頓首

明治二十五年二月二十三日

樞密院議長 臣伊藤博文再拜

松方内閣は品川内相を辭職せしめて、伊藤公の感情を緩和する方策に出でた。また、第三議會に於ける内閣彈劾案は辛うしてこれを否決することを得たが、しかし、組閣以來一定方針を缺いた閣内の不統一は益々甚しくなり、そのために同内閣は七月末に總辭職するにいたつた。この間の事情につき大隈侯は次の如く説いてゐる。

一政府ハ味方ハ欲シイガ、舊イ政府黨タル帝政黨ハ消滅シタカラ、縱令超然内閣ト言ハウトモ、議會ニ少數デハ何トシテモ治マルマイ。ソコデ一ツノ新政府黨ヲ作ル必要ガアルト云フノデ、初メニ現ハレタノガ大成會ト云フモノデアツタ。餘程力ヲ盡シタガ少數デアツタ。民間黨ハ幾ツニモ別レテ居ツタガ、民黨合同ト云フコトニナツタモノダカラ、政府黨ガドウシテモ少數ダ。數ノ上ヨリスレバ、政府黨ハ三四十人少ナイノデアアル、且ツ其ノ當時ノ人情ヨリ視レバ、公然政府黨ナリト言ハル、ノハ幾分恥ヅルト云フ如キ氣組デアツタ。ソレハ何故デアルカト云フト、民選議院ノ建白以來、國民ノ思想ニハ薩長政府ハドウモ專横ナリト云フ一種ノ「群集心理狀態」ガアツタ。是レガ國會期成同盟會トナリ、憲法發布トナル迄ニハ屢々官民ノ衝突ガアリ、波瀾曲折

ヲ經テ來タノデアアルガ、時ニハ暴動モアリ、暗殺モアリ、危險ナ有様モアツタ。ソコデ議會ガ開ケタナラバ官吏ノ專横モ止ムダラウ、税モ安クナルデアラウ、斯フ考ヘテ居タ。

政府ハ民間デ唱ヘル程ノ專横モ無カツタノデアラウガ、新聞ヤ演說デ隨分攻撃ヲ激シヤリ煽動ヲヤツタモノダカラ、「群集心理」デ政府ノ憎ムベキコトガ深く人心ニ染ミテ居タ。一犬虛ニ吠ヘテ萬犬實ヲ傳フルト云フ諺ノ通り、ソレ程惡意デシタ事デナクテモ人民カラハ惡意ノ如クニ誤解セラレテ居ツタヤウナ事モアル。ダカラ政府黨ナリト言ハレルコトヲ非常ニ迷惑ニ思ツテ居タ。又議員モ常ニ議會ガ開カレタナラ必ズ祖稅ヲ減ジテヤルト云フヤウナ事ヲ廣言シテ居タ。官尊民卑ノ弊ハ必ズ打破スルト主張シテ居タ。是ニ於テ農民ハ必ズサウ云フ時代ガ來ルコトト空想ヲ懷イテ居タ。

之ト反對ニ政府當局者ハ民間ノ議論ガ益々増長シテ危險ヲ含ムヤウニ感ジタ。必ズシモ自己ノ位地ヲ失フコトヲ憂ヘタト云フバカリデナシニ、眞ニ國家ノ爲ニ、帝國ノ基礎ヲ危カラシメルヤウナコトニナリハセヌカト憂慮シ、少シク過慮ト云フ批難ハアラウガ、兎ニ角是レガ爲ニ一種ノ恐怖トナツタ。

一方デハ議會萬能ヲ信ジテ樂天的デアリ、一方ハ暴論橫議ニ對シテ恐怖ヲ感ジテ居タ。此ノ兩者ノ思想ノ懸隔ハ實ニ甚シイモノデアツタ。所デ一方ハ守ル、一方ハ攻メル、攻メル方ハ國民ノ多數ヲ率キテ居ルガ、守ル方デハ頼ム所唯警察アルノミト云フ譯デアツタ。決シテ動亂ヲ生ズルナドト云フ惧レハナカツタノデアアルガ、人心ノ歸向ハ實ニ測ルベカラザルモノガアルノデ當局者モ殆ンド是ニハ苦心ヲ凝ラシテ、一夜ノ中ニ二十八人ト云フ者ヲ民黨カラ引抜イテ政府黨ニ變化セシメタ。ソレデ政府黨ガ十分多數ヲ得タカト云フトサウデモナカツタ。其處デ政府モ讓リ民黨モ讓ツテ妥協トイフコトニナツタ。即チ民黨ハ其年ノ歲出九千萬圓ノ中ヲ一割減

ジテ多少民力ヲ休養シヤウトイフ意味デアル。政府ハソレハ酷イトイフノデ其時ハ妥協シテ六百萬圓ヲ減ズル、三百萬圓ダケハ餘リ酷イカラ讓レトイフノデ、ソコデ到頭議會ハ三百萬圓讓リ、政府ハ六百萬圓讓ツテ數ノ上カラ言ヘバ政府ガ餘計讓ツタ譯デアル。六百萬圓讓ツタト云フノハ山縣公ガ餘程奮發シテ茲ニ初期ノ議會ハ無事ニ濟ンダノデアル。或ル意味カラ言ヘバ、國民ノ意志ヲ代表シタ、詰リ民意ヲ政府ガ容レテ吳レタトイフ譯ニナル。

議會ト調和ガ出來テ仕舞ツタナラバ、其ノ後ノ山縣内閣ハ何年モ續イテ行カネバナラヌ譯デアル。其時ハ二十七八年前デアルカラ山縣公モ今日ノヤウナ老人デハナイ。五十代ノ若者ダ。疲レタ譯デモナカラウガ、前議會ガ妥協テ終ツタカラ良心ニ於テ満足ヲ得ナカツタノデアラウ。山縣公ハ引イテ、後ハ松方侯ガ内閣ヲ組織サレタノデアル。其時ニ松方侯ハ我々ノ微力デハ到底議會ニ臨ンデ是レト折衝スルコトハ不可能デアルト非常ニ辭退サレタガ、山縣公モ伊藤公モ、「宜シイ我々が黒幕トナツテ助力スルカラ奮發シテ遣レ、」斯ウイフコトニナツテ、松方侯モ已ムヲ得ズ御受ケヲサレタ。是ガ世ニ云フ黒幕内閣ナルモノデアル。

…：兎ニ角議會ニ臨ムニ際シ、民論ヲ抑ヘ付ケナケレバ餘リ増長シテイカヌトイフ考デアツタカドウカ知レヌガ、手酷イ案ヲ出シテ大分大金ヲ使ハウトシタノデアル、即チ或ハ製鐵問題トカ、廣軌鐵道問題トカ、製艦問題トカ、隨分大規模ノ擴張ヲ始メントシタ。別ニ喧嘩ヲ買フ積リデハナカツタラウガ傲然トシテコレヲ要求シタ。松方侯ハ溫和ナ人デアアルガ、或ル内閣員ハ議會ニ向ツテ「今日ノ日本アルハ薩長ノ力ナリ、其爲ス所ニ反對スルノハ國ニ不忠デアル」トイフヤウナ隨分傲慢ナ議論ヲシタカラ議會ガ憤怒シタ。是ガ第一回ノ解散デアル。

一體松方侯ハ文治派ニ屬スル人デアリ、頗ル溫和ナ人デ決シテ亂暴ナコトヲヤルヤウナ人デハナカツタノデアル。然ルニ第二議會解散後ノ總選舉ニ於テ大干渉ヲヤツタ。其ノ中デモ佐賀縣ナドニ於テハ憲兵ノ外ニ師團ガ一大隊モ出テ纒カニ投票ヲ濟マセタト云フヤウナコトデ、人ヲ殺スコトナドハ何トモ思ハヌ。警察官モ殺サレタガ、選舉運動者モ大分殺サレタ。互ニ相殺殺シテ死傷數十人ニ及ンダ。全國到ル處ニ干渉ガ行ハレタガ、其ノ最モ甚シカツタノハ佐賀縣、高知縣デアル。是ハ政府ガ輿論ノ勃興ト云フコトヲ知ラズシテ、單ニ土肥ノ薩長ニ對スル反抗ト過マリ信ジタノデアル、從ツテ此ニ向ツテ特別ノ干渉ヲ試ミタノデアル。

ソコデ白晝拔刀ヲシテ反對黨ト見レバスグニヤツタ。東京デモ斬ラレタ者ガアツタ。選舉ガ濟ンデ議會ガ開ケルト高田早苗ハ議會ノ歸リガケニ背中ヲ切ラレル、島田ヤ大養モ皆襲撃サレタト云フヤウナ斯カル亂暴ヲ敢テ爲シタ。今一步ヲ進メレバ天下ノ大動亂ガ起ル所デアツタ。是レガ溫和ナル松方内閣ニ依ツテ行ハレタ。此ノ内閣員中ニハ「黒幕ノ山縣」ヲ代表シテ居ルト世間デハ言ウテ居ツタ品川彌次郎ガ居ル、一方ニハ高島鞆之助、樺山資紀ナドト云フ將軍モ居ル。此等ノ人々ハ最初カラ愚圖愚圖民間デ言ヘバ政府ノ威力ヲ以テ壓迫シヤウト云フ考デアツタ。縱令憲法ヲ中止シテモ國家ヲ思ハザル所ノ黨派ハ亡ボシテシマハネバナラヌト考ヘテ居ツタ。ソレガ第二議會ヲ解散シテ第三議會ヲ開カウト云フ其ノ間ニ起ツタコトデアル。

選舉干渉ニ依テ國民ハ憤怒シタ。サウ云フ暴力ヲ用ユルトハ怪シカラヌコトダト云フノデ益々反抗ガ起リ、暗殺ナドガ行ハレルト云フ譯デ、政治上ノ秩序ハ全ク失ハレ竊盜ヤ巾着切ガ横行スルヤウニナツタ。或ハ賭博打トカ相撲トカ云フモノヲ使噓シテ斬リ捲ツタノデアルカラ、警察ノ權威ハ全ク地ニ墜チテ一ツモ信用ハナイコトニナツタ。

茲ニ壯士ト云フモノガ出來タ。壯士ト云フノハ黨派ノ輩ガ拵ヘタカ政府ノ方デ拵ヘタカ知ラヌガ、浮浪ノ書生ヤ何カデ、直グニ亂暴ヲスル、斯クノ如キハ決シテ政府ノ意思デハナカッタノデアルガ、無識ナル地方ノ者ガ政府ト結ビ政府ヲ助ケテ置イテ反對黨ヲ撲滅シタナラバ何カ自分ニ益スルコトガアラウト考ヘテ居タ。博徒ノ仲間ナドハ平素ハ警察ノ前ニハ弱點ガアルカラ恐レテ居タガ、今度ハ警察ノ御用ヲ勤メ警察ノ内秘ヲ知ツタノデカラ、至ル所横行濶歩シテ殆ド手が着ケラレナイ。

茲ニ政府部内ニモ反對ガアツタ。多少進歩的ナ溫和ノ側カラハ見ルニ忍ビナカッタ。則チ伊藤ナドノ反對モアツテ、續イテ樞密院議長タル伊藤ノ辭表トナツタ。ソコデ有名ナル御宸翰ガアツテ伊藤ヲ御引留ニナツタ。伊藤ニ對シテハ多少世間ノ批難モナイデハナカッタ。陛下ノ御心配ヲ遊バスタモ願ミズ我儘ヲ言フノハ怪シカラヌト云フノデアルガ、伊藤ノ地位トシテ考ヘテ見レバ憲法運用ノ責任ハ未ダ伊藤ニ殘ツテ居ツタノデカラ、直接ノ任務ニハ與ツテ居ナカッタガ、辭表ヲ奉ツタト云フ譯デアツタ。

此ノ松方内閣ニハ陸奥ナドト云フ策士モアツタガ、モト文治派ニ屬スル人デカラ、是レモ辭表ヲ出スト云フヤウナコトデ、内部カラ崩レ出シテ來タ。時ノ内務大臣品川ニ對シテハ内部ノ不平ヤラ外部ノ憤怒ヤラガ一身ニ集ツテ來タモノデカラ、品川ガ一番先キニ辭スルト云フコトニナツテ、此ノ内閣ハ潰亂シテシマツタ。^(十五)松方内閣殊に品川内相の力によつて當選した所謂「吏黨議員」は、第三議會に於ては中央交渉部なる團體を組織して政府支持に努めたが、議會閉會後は品川彌二郎、西郷從道兩氏指導の下に保守主義を指導精神とする「國民協會」を結成して七十餘名の議員を網羅し、政治上に於ける組織ある一勢力を構成するにいたつた。即ち明治二十五年六月二十日に創立大會を開いて左の政策を宣言した。

我輩主義者は躬行實踐以て勤儉着實を旨とし奢侈柔弱の弊風を洗滌せんことを期す

一、内政改良

登記法を改正すること

山林制度を改革すること

北海道政務を整理し施政方針を定むること

教育の改良進歩を圖ること

一、政費を節減し民力の發達を圖ること

冗員を淘汰すること

冗局を廢すること

冗費を削減すること

公益の事業を獎勵發達せしむること

國家須要の事業を進んで助成すること

軍艦製造のこと

製鋼所設立のこと

治水事業を速成すること

鐵道布敷のこと

港灣改良のこと

電信敷設のこと

陸地測量のこと

一、條約改正

治外法權を撤去し關稅を改正すること

一、言論集會の自由

政體を毀損し若しくは治安を害せざる限りに於て漸次之を改正すること

松方内閣の後を承けたものは第二次伊藤内閣であつた。この内閣は超然主義の所謂「元勳内閣」であつたが、第四議會に於ては自由改進黨の反對を受けたのみならず、國民協會の積極的な支援をも受けなかつたので、豫算問題について國民黨と衝突し、終に彈劾せらるゝにいたつた。彈劾案は二十六年二月八日百三票對百八十一票の壓倒的多數をもつて可決され、星議長によつて 陛下に捧呈された。そうしてその結果は次の如き詔勅の降下となり、引續き自由黨との妥協的解決となつた。

「……朕ハ在廷ノ臣僚ニ信任シテ其大事ヲ終始セシメムコトヲ欲シ、又人民ノ選良ニ倚藉シテ朕ガ日夕ノ憂虞ヲ分ツコトヲ疑ハザルナリ、憲法第六十二條ニ掲ゲタル費目ハ既ニ正文ノ保障スル所ニ屬シ、今ニ於テ紛議ノ因タルベカラズ、但シ朕ハ特ニ閣臣ニ命ジ行政各般ノ整理ハ其ノ必要ニ從ヒ徐ロニ審議熟計シテ遺算ナキヲ期シ、朕ガ裁定ヲ仰ガシム

國家軍防ノ事ニ至リテハ苟モ一日ヲ緩クスルトキハ或ハ百年ノ悔ヲ遺サム、朕茲ニ内廷ノ費ヲ省キ六年ノ間毎歲三十萬圓ヲ下付シ又文武ノ官僚ニ命ジ特別ノ情狀アル者ヲ除ク外同年月間其俸給十分ノ一ヲ納レ以テ製艦

費ノ補足ニ充テシム

朕ハ閣臣ト議會トニ倚リ立憲ノ機關トシ其各々權域ヲ慎ミ和協ノ道ニ由リ、以テ朕ガ大事ヲ輔翼シ有終ノ美ヲ成サムコトヲ望ム

明治二十六年二月十日

御名御璽

第四議會に於ける政府と自由黨との妥協は主として伊藤、板垣、後藤、陸奥及び星亨氏等の聯携によつて成立したのであつた。それ故に、第五議會に於ても伊藤首相は星氏等を通じてこの聯携を固くし、以て政局を有利に導かんとしたのであるが、議會に於ては反政府派依然として多數を占め、先づ星議長を彈劾除名したる後、外交問題を中心に政府を彈劾するにいたつたので伊藤内閣は十二月三十日議會を解散した。次で行はれた總選舉（翌年三月一日施行）の結果、第六議會の分野は

自由黨	一一九
改進黨	四八
國民協會	二六
立憲革新黨	三七
中國進歩黨	五
中立俱樂部	五

第四章 政黨の發達

大日本協會派 九
無所屬 五一

となつたが、この議會に於てもまた政府反對派の結合固く、議會は強硬對外主義の條約勵行論その他を旗印として再び伊藤内閣を彈劾したから、政府は二十七年六月二日終に議會を解散した。さうして九月一日に行はれた總選舉の結果、第七議會の分野は次の如くであつた。

自由黨 一〇六
立憲改進黨 四五
國民協會 三〇
立憲革進黨 四〇
財政革進黨 四
中國進歩黨 三
大手俱樂部 二五
無所屬 四七

しかしながら、當時、我が國は日清戰役に際會した爲に、政争はやみ、伊藤内閣は専ら軍國の事務に従事することが出來た。

日清戰爭は二十七年七月二十五日に始まり（宣戰布告は八月一日）、二十八年四月十七日に講和條約の締結となつた。しかるに、三國干渉の結果、遼東半島を還附することになつたので、政府反對派は再び強硬對外主義を旗

印として全國的に反政府運動を開始するにいたつた。

伊藤首相は、この情勢を緩和するために、ひとり、自由黨のみならず、改進黨をも操縦せんとして、二十八年七月、二回に亘つて大隈侯を訪問し、その入閣と援助とを求めたが、大隈侯は之に應じなかつた。茲に於て伊藤首相は第九議會に臨むには、自由黨と公然提携する以外に方法がないことを認めて、板垣、星氏等と相結ぶにいたり、自由黨は十一月二十二日次の如き聲明書を發表した。

「我黨は夙に立憲政體を扶植し責任内閣の基を鞏くし以て皇室の威嚴を保ち、其國民の康福を進めんことを企圖する年既に久し。議會開設以來幾歳を経るも其效未だ全きを得ず、從て國家急要の事業未だ興らず、海陸の軍備未だ整はず。而して海外の形勢は日に迫り、終に我國は忽然彼の朝鮮の變亂より延て清國との交戦となり、國力の足らず、軍備の全からざるも、尙能く凱旋の功を奏し、世界列國に對し、強國の名を得ると共に益益其關繫の重きを加へ、外交の危變測るべからず。此際上下一致以て百年の大計を定め、内外の庶政を理するは當さに務むべきの急たり。區々争鬪の爲めに前途を誤るが如きは我黨の深く憂慮に堪へざる所なり。

是を以て我黨は本年七月方針を議定し、之を世に公にし、今後我黨と方針を同うし、相共に謀るべき者は、相共に内外の事に力を致し、以て將來の謀を成さんことを宣言し、即ち朝野を論ぜず、其方針の相同き者あれば相共に提携せんことを以てせり。我黨愛國の至誠又た必ずや大に一世を警醒するに足るべきを信じ、肝膽を吐露し、以て之を當路者に詢る所あり、當路者亦た深く時局の要を察し我黨の誠を諒し、間々民議を容るゝに吝ならざらんとし、其立憲政體を完美にし、國家の基礎を鞏固にするの方針を取り、内外の事を處するに於て我黨は將來に其望あるを認めたり。

是に於て我黨は向來當路者と其針路を同くして進み、之と相提携して其國家の要務を處するに協翼し、以て我國の進運を致さんとす。

我黨は立憲政體を首唱せり。即ち之が完成を期するは宜く自ら任すべき所なり。我黨は深く内外の形勢に鑑み、憂國慨世の情自ら禁する能はず。噫我黨は唯だ至誠以て國に盡すあるを知るのみ、豈に他心あらんや。人に自主あり、黨に主義あり。苟も其自主を害し、其主義に戻るに至つては固より之を爲さず。而して意氣相投じ、偕に時運に察して當路者と進路を同くするに躊躇せざるもの、是れ我黨が大に國家將來に向つて期する所あるを以てなり。」

この提携によつて伊藤内閣は第九議會を無事に通過し、自由黨首領板垣伯は二十九年春、内務大臣として入閣した。

一方、政府反對派にあつては、第九議會に於ける政府彈劾案の否決は、反對黨間の不統一にその原因があることを認めて、合同を計畫し、二十九年三月一日、立憲改進黨、立憲革新黨、中國進歩黨、帝國財政革新會、大手俱樂部の五黨は合同して「進歩黨」と稱するにいたつた。

また、同年夏、伊藤首相は戦後財政計畫遂行の爲に内閣改造を企てたが、成功しなかつたので、九月十八日辭表を捧呈して松隈内閣が之に代るにいたつた。従つて進歩黨は、松方侯を首相に大隈侯を外相とするところのこの松隈内閣を支持せざるを得なかつたのである。しかしながら政府部内の薩派は政治方針について進歩黨の進言を容れることを拒んだのみならず、大隈外相の閣内に於ける力は殆んど無力に等しきものであつたから、提携一年にして進歩黨先づ離れ、大隈外相もその職に留まるを得ずして十一月官を辭した。これがために第十一議會は

明治三十年十二月二十五日解散となり、松方内閣は同日辭職するにいたつた。

松方内閣の後を繼げるものは第三次伊藤内閣（九月十二日成立）であつた。この内閣を組織するに當つて、最初、伊藤公は大隈、板垣兩首領の入閣を希望したのであるが、不成功に終つたので、表面は「超然主義」の内閣を組織し、裏面に於て自由黨と提携したのであつた。これについて林田龜太郎氏の「日本政黨史」には次の如く書いてある。

「……伊藤侯は兎も角他の元老は前松方内閣時代に於ける政黨——進歩黨の行動を忌めるに基因して飽く迄超然主義を唱道した。藤侯とても或は同感であつたと思はるゝが、苟も憲政の運用には政黨の存在を無視する能はざるは藤侯の常に念慮せる所であつたから終に十日（一月十日）の御前會議となつたのであらう。

御前會議に於ては侯の意見は陛下の容れ給ふ所となり、侯は謹んで大命を拜受する迄に至つた。侯の意見とは何ぞ？ 御前會議の夜侯は自由黨の林有造を帝國ホテルに招き、凡そ二時間半に渉る長談話を試みられた。此長談話の結果たるや否や知らず、内閣組織の計畫は着々進捗して十二日親任式を行はせられ、第三次伊藤内閣は愈々成立を告げた。閣員は長岡より井上藏相、曾禰法相、桂陸相、薩岡より西郷海相、西外相の外、藤侯直系の伊東農相、末松遞相を挙げ、外に芳川子を内務に、西園寺侯を文部に据ゑたのであつた。

板垣は藤公を訪うて満足の意を表した。

翌十三日自由黨は代議士總會を開いた。來り會する者約百名、板垣伯より對新内閣交渉事件の報告あり曰く、今日は交渉の結果を報告致すのでありますが、豫て略々諸君の御意見等も参考と致し、政務委員片岡氏とも協議の上交渉を始めたのでありますが、舊臘二十九日帝國ホテルの會合に於て、三角同盟の事は固く拒む

だったのであります。其次は一月八日再び帝國ホテルに會合致したのでありまして、此時の談話の間、前後の關係等を綜合觀察するに、逆も共にする事は出来ないといふの意を決しまして、政務委員片岡氏と相謀りて林氏を以て九日に提携を絶つるの決答を致しました。然るに其間には多少行違の事もあり、我々が推測せし山縣侯井上伯が超然内閣を唱ふる等の事は全く無根の風説でありしといふ事も能く明瞭したのであります。故に又々昨夜帝國ホテルに會合いたしました。其時には政務委員片岡氏及び林氏も列席でありまして、憲政は國の隆運を致すものたるを信じ、憲政は國民に満足を與ふるものたるを信じ、内閣は政黨を基礎として立つべき事を信じ、此間行政の獨立を傷けず、又輿論の暢達を害せずと云ふ事に於て互に意氣投合して、憲政の完美を見る事を誓ひし迄に至つたのであります。これは聽て施政の上に著々顯はるゝ事と信ずるのであります。

新内閣と自由黨との關係に於ては時機を以て表明せらるゝ事があると信ずるのであります。萬一にも此期するところと違つて我自由黨の希望に相反する時は自由黨は本領を以て獨立する事は論ずる迄もなき事でありまゝする。又閣員に於ても唯政黨員の名簿なきのみにて豫て政友とする所の人あるは諸君の認めらるゝ所でありまして、彼の區々條件の如きものを以て苟も會するが如きものは甚だ薄弱なるものであつて、終に衝突を起すの恐れあるも、斯く精神主義等に於て意氣投合するものは前途春海の如きものであると信ずるのであります。此上は諸君は私を信じて、私と片岡氏とに一任せられんことを希望致すのであります。

伯の演説終るや嘉悦氏房起て質問を試みて曰く「伯の演説の要は既に了せり、唯伯が交渉談判に於て伯の内務大臣たるの件は伯自ら辭せしなる乎、其邊の消息は如何」と。板垣伯は再び起て、「初め伊藤侯と會見せる際には之を辭したる事あり、尋で各國各縣を代表せられたりと認むべき我黨員と熟議したる當時には、余の辭

退を以て不可なりとせられたるもの多かりしが、其間種々の行違ありたる爲め、今は何れとも明言し難き場合なり。而して將來如何も亦明言するを得ず。願はくば余と片岡氏を信じて一切を委任せられんことを望む」

之に對し他に一人の質問又は反對の聲を聽かず、直ちに満場一致を以て伯及び片岡政務委員に一任するに決した^(十六)。

次で三月十五日に行はれた總選舉の結果は、

自由黨	九八
進歩黨	九一
國民協會	二六
山下俱樂部	四八
同志俱樂部	一四
無所屬	二三

となり、自由黨は優勢を示したので、更めて政黨内閣主義を提議して閣員の割當を要求するにいつた。この要求に對しては閣内に、井上、桂兩大臣の反對あるため、伊藤首相は斷然拒絶の意思を表示した。茲に於て伊藤内閣と自由黨との提携は斷絶し、自由黨は左の如き聲明書を地方支部に發送するにいたつた。

拜啓豫て御通知申上候通り、我黨は現内閣組織以來提携致居候處、今回左の如き趣旨を以て提携を絶つ事と相成候に付諸氏へ普く貫徹致候様御取計有之度候也

我黨は今や伊藤内閣と提携を絶つ。是れ憲に己むを得ざるものあればなり。抑も我黨と現内閣とは彼の權利

問題たる選舉法及び地方制度の改正案の如きは其意見相合するものなりと雖も、現内閣は其組織の始めに當り、政黨を基礎とすべき内閣を樹立するの目的を以て完成を期する事を誓ひたり。是を以て現内閣の施政は宜く、歩一步、政黨内閣の方針に向つて進行すべきものなるに、其近狀は反て退歩の事實を認むるに至れり。又財政に於ても其整理を爲し、之れが基礎を確立するの望あるや否や疑なき能はず、特に陸海軍擴張計畫を變更し、且交通機關の發達を遅緩ならしめ又た一般經濟に於て主として消極の方針を取るもの、如し。是れ我黨の茲に伊藤内閣と提携を絶つ所以なり。

明治三十一年四月十九日

自由黨本部

かくの如き情勢の下に第十二議會は五月十四日に召集されたが、自由黨と進歩黨とは聯合して政府の財政計畫殊に地租増稅案を否決し去つたので、議會は六月十日解散となつた。しかしながら、この解散は積年の仇敵同志なる二大政黨を合同せしめるにいたつた。政府と「提携」することによつてつねに薩長政府に利用されてゐたと考へた自由黨及び進歩黨は、共同の敵としての薩長政府に對抗せんがために、六月十七日先づ在野黨の懇親會を開き、次いで二十二日「憲政黨」の名の下に合同政黨の結黨式を舉げた。憲政黨の宣言は左の通りである。

憲政黨宣言書

憲法發布議會開設以來將に十年ならんとす。而して此間解散は既に五回の多きに及び、憲政の實未だ全く舉らず。政黨の力亦大に伸びず。是を以て藩閥の餘弊尙ほ團結し、爲めに朝野の和協を破り、國勢の遲滯を致せり。

是れ舉國忠愛の士の深く慨嘆する所なり。今や吾人は内外の形勢に鑑み、斷然自由進歩の兩黨を解き、廣く同志を糾合して一大政黨を組織し、更始一新以て憲政の完成を期せんとす。因て茲に之を宣言す。

自由、進歩の反目を巧に誘導して政黨を操縦し來れる薩長政府にとつては、この憲政黨の出現は全く「意外」とするところであつた。伊藤首相はこの「誤算」に狼狽して元老會議を開き、對策の一つとして大隈、板垣の二氏を後繼内閣組織者として推薦したが、會議に於ては「超然主義」と「政黨主義」とが對立して議容易に決せず、のみならず、戦後經營のためには憲法を一時中止しても可なりとの意見さへも出たので、伊藤首相は次の如き辭表を捧呈して「一平民」に下らんことを希つたのであつた。

「謹奏、臣博文荷聖恩、屢奉重任、孜孜圖報效、而事與志違、是臣疎才之所致、恐懼曷勝、若猶在尸位壅塞賢路、恐汗聖鑒、茲謹奉表以辭補袞之職、併乞奉還勳位顯爵、伏願、皇上陛下曲垂哀憐、速賜聖允、臣不勝懇懼屏營之至、誠恐頓首再拜」

しかしながら、元老の中には、進んでこの難局を引受けやうといふ人がなかつた爲に、元老會議は終に伊藤首相の提議に同意して大隈、板垣の兩首領を後繼内閣組織者として奏請することに決定した。斯くして超然主義は政黨主義の前に——形式に於ては少くとも——屈するにいたつたのである。

なほ、元老會議について林田龜太郎氏の『日本政黨史』には次の如くに書いてある。

「侯（伊藤公）は當面の措置として三策を立てた。

(一) 閣僚と共に政黨を組織し總選舉を争ふか。

(二) 同志を内閣に留め自身は野に下りて政黨を組織し、政府黨として憲政黨に當るか。

(三) 此際直に辭職して内閣を憲政黨に明け渡すか。此の三策中第一策即ち自ら政黨を組織して憲政黨と一決戦を試みんと欲するに決したるもの、如く、筆を執りて解散理由書を起草し、携へて歸京したのであつた。

藤侯の政黨組織は新聞に依りて四方に傳播された。此報を得て最も喫驚し、最も震駭したのは山縣侯並に其の一派であつた。而して直ちに猛烈なる妨害運動を開始した。藤侯も素より之を豫期して居た。藤侯既に勅許を経て政黨組織に着手した以上は、一部人士の反對を一蹴し去るは容易ではあるが、爲に宸襟を惱まし奉ることを思ふと決然たる態度に出づることは出来ない。そこで元老會議を開いて事の顛末を報告し、元老の諒解を得んとした。元老會議は六月二十四日に開かれた。

伊藤侯は先づ去冬元老會議以來、政局の著しく變化したることを説き、政黨組織の萬已むべからざる所以を述べたるに、山縣侯は果然大反對を表明せられた。

其大要は、

政黨も議院制には必要であらう。我等も決して之を絶對に否認するものではない。然しながら身内閣總理大臣の職に在りながら、其同志を糾合して一黨を樹てんとするは徒らに官民の抗争を激發するものであつて、政策の上から見ても決して上乘とは云へない。況して政府は何れの政黨に對しても公平ならざるべからざるに、總理直參の與黨ありとすれば公平を失せざるを欲するも得べからず。即ち總理大臣の現職に在りながら、政黨を組織するは政策上から見ても不得策であり、純理から見ても非である。予は切に伊藤侯の思止まらんことを希望する。

伊藤侯は之に對し、

我輩の意既に決す。若し現職に在りて結黨を不可とせば、深く首相の印綬を解いて之に従事せん。

と答へた。山縣侯重ねて曰く、

現職を去りて結黨に従事せらるゝとしても、予は黙して止む譯には行かぬ。伊藤侯は元老ではないか。元老は陛下に對し奉りて國家の至重至大なる案件に付いて翼賛するの地位に立つべきもの、其の元老が一方の政黨に長たる以上、果して一黨一派に偏せずと云ふを得べきか。予は斷じて伊藤侯の結黨に反對す。

伊藤侯「内閣總理大臣としては不可、現職を辭しても元老だから不可なりとせば、我輩は絶對に結黨し得ずと云はるゝ乎。然らば我輩は勳爵一切を拜辭し、一の平民として結黨に従事せんのみ。一平氏として結黨に従事する以上は元老會議にお詢りする必要は全然ない。」

山縣侯「夫れほどまでの御決心ならば我輩又何をか云はん。然れども友人として一言言はせて戴きたい。」と前提して、伊藤侯は憲法取調を了し歸朝せらるゝや、侯は獨逸の學問の進歩と政治組織の完備したる實情を語られ「國務大臣は 天皇に對してのみ責任を負ふべきものなること」を高唱し、「我國體に對し準據すべきは唯り獨逸あるのみ」と論ぜられしを傾聴した。帝國憲法も其の主義に據りて立案せられ、議會に對しても其の趣旨を以て蔽み來つた。然るに伊藤侯は如何なれば親ら政黨を組織し徒黨の鼠輩と相伍して政黨内閣の端を啓かんとせらるゝか。夫れ政黨内閣は我が國體の破壊である。金甌無缺の帝國をして一の民主政に陥らしむるものである。予は伊藤侯の斯の如き豹變の理由を發見するに苦しむと同時に、友人の立場よりして侯に再考あらんことを切望して已まざるものである。

言々血を吐くの概があつた。伊藤侯の之に對する辯明——辯明と云ふより反駁——は頗る鄭重を極めたものであつたらしい。然し乍ら、其の動かすべからざるものを見るや、侯は突然起つて閣外に出で、直に天顏に咫尺して奏上する所あり、直に、各大臣の集會を求め、元老會議の模様及辭表棒呈の事を告げた。(七七)また、伊藤公は第一議會から隈板兩首領推薦にいたるまでの政治過程を『表面的』に述べて

『……二十三年に最初の議會が開かれたが、其時に政府と議會とが衝突したのは經費節減の問題からであつて、最後に政府も議會の要求を容れて六百萬圓を削減したのであります。當時私は貴族院の議長を勤めて居りましたが、此六百萬圓の豫算の削減は、政府が妥協さへすれば出来るやうなものではあるが、衆議院の議決を見ると、實に法律に適はざる致方をして居る。殆ど豫算の上に棒を引いたやうな議決であつて、事の利害得失を明にしたものではない。議決の仕方方法の如きも、法律に定て居る通りの手順は盡さず、且つ之を貴族院に廻附したのは閉會期日まで僅か三日を餘すのみであつた。此僅少なる日限の中に貴族院が衆議院議決の通りに計らへば何でもないが、それでは非法的の業になると考へて、漸く法律の形に叶ふやうにして貴族院の議決を経て之を通過せしめたのであります。貴族院に於ても頗る反對の議論があつた。

衆議院の議決の仕方方法は當を得ぬと當時貴族院に於ても餘程議論がありました。併し私は議長長の義務として、衆議院と政府との調和に依つて成り立つたものを破るといふのは容易ならぬ事と考へて、努めて貴族院の通過を計つた次第であります。

それから次の議會、即ち山縣伯が總理大臣を辭し松方伯が之に代つて總理大臣となつて明治二十四年の暮に開かれたる議會。此議會も亦經費の節減と内閣の不信任とに因つて遂に解散の不幸に陥るやうな譯。其結果、

二十五年の總選舉に於て非常なる干渉が行はれ、殆ど人をして今に之を追憶するの痛嘆に堪へざらしむるやうな次第であつた。二十五年五六月の交に臨時議會が開かれた。其年の豫算は勿論前年度に據りましたが、この年に彼の異常なる岐阜、愛知等の震災、福岡其他の水害等が起つた爲に、之を補助するといふ議案が僅に通過して、以て其の臨時議會は無事に經過致した。

然るに此議會が濟むや否や、當時民黨と稱する所の、進歩、自由の兩黨が共に政府に反對をして居つたから今一の黨派を作ると云ふやうな企てが政府部内に起つて、其結果、遂に今日の國民協會が出来たのであります。此三つの黨派は今日尙ほ、諸君の知らるゝが如く、存立して居るのである。其後間もなく松方伯の辭職となり、已むことを得ず、二十五年の八月、私は再び總理大臣の職を奉じて、五年の冬期の議會を開くに方つて、當時不慮の事より馬車に衝き當つて怪我をして居りました故に、私は議會に臨むことが出来ませんでした。他の各大臣が議會を開いたところ、六年の一月になつて又政府と議會と衝突した。此衝突も矢張經費の節減を議會から要求したからであつて、何を減じ何を剩すといふ議論でなくして、唯だ金額の議論のみであつた。然るに政府に於ては議會の紛擾極まりないのを見て、一月二十三日に停會を行つた。當時私は大磯の岩崎彌之助氏の別荘を借りて保養して居りましたが、議會は二週間停會と成つた。政府不信任の上奏を重ねることになつて、特に其議に上らんとするの形勢に至つたから、政府は停會を行つたのである。

私は一月二十六日に漸く創痍も癒えましたから、東京に還つて自ら議會に臨むことにしました。二月の七日は即ち停會の期限でありましたが、私が始めて議會に臨みますと、恰も政府不信任の上奏案が議に上りました。私は其議の不當なるを論じて、退場致し、已むことを得ず、また停會を奏請したのである。當時は海軍の擴張

を頗る必要として居つた時である。軍艦は追々に老朽し新艦を以て之を補はなければ海軍の力を維持することが出来ぬ。此の緊急なる場合に方つて、矢張り經費節減論に遭遇したのである。政府は之より經費を節減することは出来ぬと云ひ、議會は之に反抗して、遂に不信任の上奏案となつたのであるが、私は已むことを得ず、自分の所見を以て上奏に及んだところ、所謂局面一變を齎した所の詔勅が發せられたのである。此局面一變の結果、議會より政府に向つて交渉を求め、遂に僅に五十萬圓の金額を減することゝなつた。一方に於ては海軍の新艦を求むるの急なるを以て、翌年より帝室から三十萬圓づゝを御補助になることゝなり、又官吏の俸給一割を減じて軍艦製造の費用に充てることになりました。其費用で造つた軍艦は、目下日本の海上に浮んで居る所の、富士、八島の兩艦であります。二十六年の春は斯くして漸く議會解散の不幸を見ずに通過致しました。併し二十六年の冬期に及んで復た政府と議會との衝突が起つた。是は對外硬と云ふ議論が起つて、或は非内地雜居を論じ或は政府が外交を扱ふのに軟弱であると云ふ所よりして、頗りに攻撃を放つたのである。其の結果此れ亦已むことを得ずして解散といふことになつたのである。而して二十七年の五月に臨時議會を開きました。此臨時議會も亦均しく外交問題の爲めに解散せねばならぬやうな次第に立至りました。

これも二十七年でありましたが、朝鮮問題に就いて支那と葛藤を生ぜざるを得ぬやうな形勢が現れて、遂に二十七年七月に朝鮮に兵を出すことゝなりました。戰爭中は御承知の通り上下一致を唱へて、議會も先づ無事平穩に通過し、一遍も解散を必要とすることがなかつた。是れ誠に議會に向つて深く謝する所である。次で二十年の暮の議會である。此議會は戦後の事でありますから、戦後に於ける兵備の擴張と云ひ又諸般の事業と云ひ、各省より計畫して出す所の事業はナカク、多大なるもので、同時に其經費要求高も非常な巨額に上つて、

爲めに歳入の増加を議會に要求せなければならぬやうに成つた。そこで増稅案を提出して、それが漸く通過致しましたが、併しながら計畫と歳入の増加との間に相符合せざるものが依然あつたから、已むを得ず計畫の半を切つて議會に提出した。之が世に謂ふ第一期計畫なるものである。第一期と云ふことが政府の計畫に於てある次第ではなくて、唯々陸海軍が自ら一期と稱して居た丈けである。此の如く廟議に上つた所のものは、所謂第一期と稱するものであつて、政府の手を経て御裁可を蒙つてこれを議會に提出したのであります。然るに第二期の計畫でありますが、これは残り半分の計畫でありまして、之を實行するには財源が不足するので、此の財源を補ふことを計らなければ、議會に提案して協賛を得ることは出来ぬと信じましたが、此の財源を求めやうとすれば、上下一致の力に依らなければ決して出来るものではないから、當時野に退いて居られた所の大隈、松方の兩人を内閣に容れて、此等の人は經濟上の識見に於て日本國民に信ぜらるゝこと篤きが故に、此等の人と共に謀つて果して財政の供給をなし得るや否やを考究しやうと考へた所が、豈圖らんや、内閣の内部に異説が起つて、遂に其目的を達することが出来なかつた。此目的にして若し果すことが出来なければ、政府の重責に居つても、其責を完うすることが出来ぬに依つて、自ら退くの必要ありと認めて、辭表を奉つたのである。其後に如何なる政府が出来るかと云へば、問はずして松方、大隈の内閣が出来るといふことを無論豫期して居つたのであります。此兩政治家は經濟に長じて居らるゝ人物であるから、此計畫に必ず一致せらるゝと云ふことを自信して退いたのであります。二十九年の八月に退いて、慥に九月の末頃でありましたが、松方總理大臣が内閣を御受けになつて、大隈伯も入閣せられたが、同年の冬期の議會には、何分時日も不足であつたらうし、又事情已むを得ぬと看做されたと見えて、第二期の計畫は、財源を求むることなくしてこれを提出された。

二十九年の冬期の議會は、固より議會に多數を占めて居る所のもが大臣と成つて居つたのでありますから、無事に通過を致しました。而して三十年となつた——三十年と成つて、既に歳出の通過した以上は、其財源を求めなければならぬと云ふのが自然の結果である。ソコデ當時は支那から償金を取つて居つたから、一時之れを以て補うて、而して後に財源を求むることに成つたものと見える。

其の後私は、特に陛下の命を奉じて、有栖川宮に隨行して英國の女皇陛下の即位六十年祭に蒞むことに成りました。當時私は閑散の身でございましたから、如何なる御用も勤めるのが當然である故に、有栖川宮に隨行して歐羅巴に参りました。

歸朝しますると、松方、大隈兩伯より、總理大臣に是非就任するやうにと云ふ勸告を蒙つたのであります。自分が内閣に這入つた所が寸毫の利益も與へぬ、と斯う認めました故に、己むを得ず不本意ながら、兩人の懇懇の説諭を辭退した。私が辭退すると大隈伯は辭職されて、さう斯うする中に、三十年の冬期の議會を開かるることとなつたが、此議會の開かるや否や、直ちに不信任の決議でもしやうと云ふ形勢であつた爲めに、豫算を提出するに違あらずして議會は解散と成つた。而して内閣も亦直ちに總辭職をして私が大命を奉じたのであります。私が、私は一兵卒をも持たざるものであるから、議會と如何にして調和を計るべきかと云ふことに甚だ困却した。併し、國家の急を見ては之を救ひ之を補ふの手段を付けなければならぬ。之が手段を付けるには唯唯議會の良心に訴へるより外はないと覺悟して昨年一月より五月までの間に於て、力を竭して國民の實況を取調べました所が、政府の計畫は勿論民間の事業及び其れより影響する有様に於ても、ナカ／＼力の應ずべからざる有様である。併し之を急に救治するの術を講ぜざれば遂に其術を失ひ後に至つては之に倍するの力を用

ゐるとも之を回復することは出来ぬといふ恐れよりして、昨年の五月に提出した所の豫算を作つて議會に臨みましたが、又復議會を解散しなければならぬ不幸に陥つたのである。

議會を解散して後に如何なる方法を探るかと云ふことは、時に取つての非常に緊急なる問題でありました。私は遂に三つの手段を提出したのであります。第一は國家の急を補ふ爲めには如何なる手段方法をも盡さなければならぬと考へた故に、自ら總理大臣の位地にあるにも拘らず、政黨を作つて以て國家の事務を進行せしめやうと云ふの考である。然るに之れには段々異議があつて、總理大臣が政黨をつくるのは宜しくないと云ふやうな議論も出た。憲法上の解釋からしては、私は別に妨げないと云ふ見解を取つて居つたのであります。第二は是れも身時元勳の地位にあり或は要路にあつた人達の容れぬ所となつて、己むを得ず私は身を退いた。第二は是れも身を引く前の考であるが、自ら野に下つて政黨を募つて、以て國家の事務の進行を計り、如何なる人が政府に立たうとも、此急を救はんために政府を助けて行かうと云ふ考を提示した。併し此れも亦た容るゝ所とならなかつたが故に、己むを得ず第三の策を執つたのであります。即ち議會に多數を制するに足る政黨として當時憲政黨なるものが成立つて居つたから、此憲政黨に政府を譲つたならば國家の關門は自由自在に通過するものと確信しましたから、憲政黨を支配するゝ大隈、板垣兩伯に政府を御委託に相成るやうにと奏上し、^(十八)陛下より勅許を蒙りまして、私が兩伯に説いて大任に當らるゝことを求めた次第であります。』
と説いてゐる。

四、政黨主義の是認と超然主義政治家の妥協

六月二十七日、内閣組織の本命は大隈、板垣兩首領に降下し、兩氏は激烈なる獵官運動者等に包圍されながら三十日組閣を了へて同日親任式が行はれた。これ、聯立とはいへ、我が國最初の政黨内閣である。閣員の配置は左の如くであつた。

總理大臣	大隈重信 (進歩派)
内務大臣	板垣退助 (自由派)
大藏大臣	松田正久 (自由派)
外務大臣	大隈重信 (次官鳩山和夫——進歩派)
司法大臣	大東義徹 (進歩派)
農商務大臣	大石正巳 (進歩派)
逓信大臣	林有造 (自由派)
文部大臣	尾崎行雄 (進歩派)
海軍大臣	西郷從道 (薩摩——留任)
陸軍大臣	桂太郎 (長州——留任)

なほ内閣書記官長、法制局長官は進歩派系統で占め、警視總監は自由派から選ばれた。

しかしながら、自由、進歩兩派の間には、組閣當初から、閣員の割當比率について『駆引』が行はれた。また

兩派の合同は政策上の一致から成立したのではなかつたから、内閣の政治方針は極めて『不定的』なものであつた。のみならず、大隈首相は組閣後直ちに『政務官と事務官との間に區別を設けて、事務官は事務的理由による以外更迭することはない』と聲明したに拘らず、黨員等の『獵官的壓力』に押されて上級の諸官職の大部分を兩派の間に分配せざるを得なかつた。即ち、自由、進歩の兩派は『共同の敵』の前には一致したが、一度び政權を自己等の手に掌握するや、その分配について分裂的闘争を惹起したのである。

伊藤内閣によつて解散された議會に對する總選舉は三十一年八月一日隈板内閣によつて行はれた。この選舉に於ては憲政黨は議員總數の八割以上即ち二百四十名を獲得することが出来た。しかるに、同月下旬尾崎文部大臣が帝國教育會に於てなした演説が、我が國體から見ても甚だ不穩だといふ非難が一部人士の間になるや、豫て閣員の比率問題について『不満』の自由派は進歩派に對する攻撃を開始し、そのために尾崎氏は十月二十四日辭職するにいたつた。後任文相については自由派は星亨氏を——少くとも星氏を文相若くは外相に据ゑんことを——主張した。しかし、大隈首相は自由派の『均勢論』を一切斥けて、犬養毅氏を後任に推舉し、さうして板垣内務大臣の反對奏上があつたに拘らず、二十七日その親任式が行はれたのであつた。

茲に於て自由派は進歩派に對つて憲政黨解黨の議を提案したが、容れられなかつたので、十月二十九日、星氏指揮の下に、憲政黨の名をもつて自由派のみの大會を開き、憲政黨解黨の決議を行ひ、併せて新黨としての憲政黨組織を決定しこれを公表した後、自由派三大臣をして辭表を捧呈せしめた。大隈首相はこの機會に於て自派のみの單獨内閣を組織しやうと考へて内閣改造を企圖したのであつたが、御聽許にならなかつたために、内閣は遂に同月三十一日總辭職するにいたつた。即ち、隈板内閣は主として『官職分配』の事から閣内不統一、黨内の分

裂を惹起して、一度も議會に臨まないで瓦解したのである。

十一月三日、進歩派は「憲政本黨」の名の下に新政黨を組織した。従つて政界の分野は六月以前の狀態に戻り、三勢力對峙——超然派（官僚）、憲政黨（自由黨）、憲政本黨（進歩黨）——の情勢となつた。しかしながら、政黨勢力は隈板内閣の出現を契機として、政治慣行上公然と是認されるにいたつたのであつた。

隈板内閣の後を承けたものは「超然主義」の山縣内閣であつた。しかし、山縣首相は政黨に頼らなければ議會を通過することが不可能である事實を「體験上」知悉してゐるので、桂陸相を議會係として憲政黨と妥協しやうと、「閣員の椅子」を以て誘つたのであるが、憲政黨の要求が聯立内閣的のものであつたが爲に、交渉は一時不調に終つた。そのために總選舉後の議會を開くことが出来なかつたのである。しかるに、その後伊藤公側の斡旋によつて妥協成立し、憲政黨は入閣者を出さぬ代りに、利権、地方官職及びその他に於て與黨としての「待遇」と「便宜」とを受くることとなり、十二月三日第十三議會の開院式が行はれるにいたつた。山縣内閣は憲政黨及び國民協會の支持によつて、軍備擴張案に伴ふ地租の増徴其他の重要法案を通過せしめ得たが、これが通過をはかる爲には議員等に對してその歳費増額を始めとして種々なる利益を與へたのであつた。しかし、政黨員の獲官運動については之を阻止する必要を認めたので、政府は議會終了後、突如として文官任用令、分限令及び懲戒令を改正公布するにいたつた。官職を拒否された憲政黨は之に對して抗議したが無効であつた。これについて岡崎邦輔氏は次の如く述べてゐる。

『明治三十一年六月に生れ出た板隈内閣は、板垣、大隈兩伯の感情が次第に疎隔し、内務大臣官邸でやつた板垣伯の演説の中でも「大隈や改進黨の跋扈」の様を述べた後「屈辱は死よりもつらい」と言ひ放つたので、僅

か四箇月の壽命で、同年十一月の初折角合同せる憲政黨が、又もとの自由（憲政黨）、改進黨（憲政本黨）の兩派に分裂し、内閣は總辭職となつた。その結果、第二次山縣内閣が成立したのである。

その以前の第二次松方内閣は三十年十二月二十五日議會を解散して總辭職し、その後をうけた第三次伊藤内閣も亦三十一年六月十日議會を解散し、二度も續げざまに議會が解散となつたので、政府は二度も豫算不成立の苦しみに遭つてゐるのである。

その秋の攝、河、泉の大演習には、山縣首相、桂陸相等は觀戰のため大阪に行つたが、その際板垣伯以下林有造、星亨、片岡健吉といつた自由黨の幹部も大阪へ乗込み、山縣首相と二三回會つた。その時の會合も、例の山縣流の用心深いやりかたで「要塞の内から助けて呉れ」といふばかりで、胸襟を披瀝し、立憲的に政治をせんとする誠意も認められず、幹部連はグリ／＼怒つて皆歸京したものだ。

丁度その頃、私は伊東巳代治伯の所へ行つてゐた處、末松謙澄子が青くなつて「弱つた／＼」と言ひながらやつて来て、大阪歸りの顛末を報告し「今總務委員會で、現政府に反對といふ事にきめた。然し大隈と喧嘩し、官僚とも喧嘩し、もとの自由黨となつて逆境で戦ふのは餘程の決心を要する。政府としても、自由黨の助けを得ないでは、この政局を打開する策もないだらう。此間何とか名案はないものか」と伊東伯に問うた。私がこれに對し傍らから「それは何でもなし。山縣公、如何に智略を弄しても、自由黨を向ふへ廻し、議會政治をやうとするのは無理ではないか」と言つて、その理由を話すと末松子は「山縣が聞かうとすれば、君は行つて説くか」と私に念を押しした後で末松氏は、伊東伯に同道を頼み、兩氏は首相の處へ行く事となり、私は「首相が會ふといへば、電話があれば行きませう」と答へて歸宅した。

その夜十時頃電話があつたので、首相官邸へ行くと、山縣公はフロックコートで階下の應接室へ出て来たが、その挨拶と來ては、實に巧みな文句を弄する處、本當に手に入つたものだ。先づ二十三年總理となり、初めての議會に臨むに當り、政黨に縁故の薄かつた公が陸奥（宗光）伯の力により、議會政治の便宜を得たいきさつを述べ、今回の難局に言及して「先刻より伊東、末松が來訪し色々話し合つたが、君が何か時局に處する考があるといふ事を聞いたので、耳寄りだから夜中煩はしたのである。先年は陸奥によつて助けられ、今度は君が偶然助けやうといふ、誠に奇縁である」（岡崎翁は陸奥伯の從弟）とて、陸奥の因縁をほめかして人をそらさず、更にロシアの勢力が朝鮮まで南下した事を説き、「日清戦役後の議會において、伊藤と山縣とで提出通過せしめた軍備擴張案は、軍備の輪廓のみであるから、その充實は、今度の議會で成立させねば、國家の前途は寒心に堪へないものがある」といふ趣意を、丁寧に説くのだ。私も誠意と熱心とにほだされて「よろしい。それでおやりになつたらよろしからう。私が努力して幹部の議を酬して見せる」と、大膽に決心を告げて、十二時過に首相官邸を引揚げた。

その足で私は直ぐに星（亨）の所へ立寄つたが、星は宵寢をする人で、夜の訪問を受けると「早起して讀書が出来ない」と嫌つたものだ。その晩も「明朝來い」といふ。明朝まで待てないと起すと、とても不機嫌で傍へ寄りつけない程だ。然し私は、山縣公との對談の顛末を述べ、「この意義ある政府の事業を、助ける事の出來ぬ譯はない。總理の話では、軍備充實は目下の急務だ。そしてその財源としては、地租増徴の外に方法がないといふのである。我々がこの際、國家のために奮起して、この難局を打開したら、これによつて政黨の威力を示すことが出來ると共に、官僚が政黨に降伏した事を、公にする好機會ではないか」と述べた。すると星は「兎

に角今日は歸つてくれ」といふので私は、一時半頃歸途についたが、星は別れ際に「明朝電話をかけたら直ぐ來て貰ひたい」といふのだ。

翌朝六時前に電話が掛つたので、星の家へ行くと「昨夜山縣との會談では誠意を認めたか」と念を押した後「すぐ板垣の處で幹部會を開かう。後で電話をかけるから家にゐてくれ」といふから、私は歸宅して待つてゐると、暫くして「議はまとまつた。板垣以下幹部總出で、今より山縣の處へ行くから、その後で君が、山縣に會つて意見を聞いてくれ」と星から電話して來た。私は時刻を見計つて首相官邸へ行つたが、少し早過ぎて、總理が板垣伯等を玄關へ見送つて出て來た所だつた。首相に會ふと非常に満足してゐて、昨夜の事を感謝し「今板垣等が來て我々は政府反對なりと決したが、誤解の恐れがあるから説明に來た。これは政府が、議會を認め政治をするかどうかといふ事に懸るもので、我々が入閣するかしないかで、向背をきめたのではない。政府が議會政治を認める考へならば、内閣諸公は政黨に這入ればよいといつて歸つた。成程明瞭だが、苟くも武職にある我々は、政黨に入る事は出來ぬ。然し曾禰荒助（農商務大臣）の如き武官でないものは、よく考へて相談するといふ事で別れた」といふのだ。

これがそもく、山縣内閣が、政黨を認めて政治をするといふ最初であつた。そして第十三議會の始まる前に、山縣公は自由黨議員全部を首相官邸に集めて「政黨の力に依らねばならぬ故に、茲に自由黨（憲政黨）と相提携して政治をする」との宣言を讀んだものだから、總ての官僚はビツクリしたものだ。この宣言をなすまでには、伊東伯が非常に力を盡されたのである。軍備の充實、地租の増徴といつた大問題を始め、山縣内閣の政策は全部議會を通過したから「政黨は官僚に買収された」などと反對黨に誦はれたが、それは例の弱者の泣言に

過ぎなかつた。この軍備充實が出来たればこそ、北清事變で實力を示し、また日露戦役にはあのやうな大勝を博したのである。

官僚政治の元祖たる山縣公も、この自由黨の提携から見ても、つらく政黨の力に、今更ながら驚かれたものと見える。若しこの力をもつて、獵官の要求でもして来たら、事面倒と思つたものか、明治三十二年議會が無事終了していくらも経たぬ五、六月頃、不意打に文官任用令を改正して關門を鎖した。政黨は全く出し抜かれた譯で、皆大いに憤慨し、官僚の不誠意をなじらねばならぬとの氣運が動き出した。^(十九)

また大隈侯は

「山縣内閣ハ憲政黨即チ自由黨ト手ヲ握ツテ地方ノ行政ヲ擾亂スルニ至ツタ。山縣内閣ハ眞ノ超然内閣デハナイ。憲政黨ト提携シテ、其ノ趣意書ヲ星亨等ト共ニ作ツテ之ヲ首相官邸デ朗讀シタ。憲政黨ヲ内閣ニハ入レナカツタガ、其ノ提携報償トシテ憲政黨ヲシテ地方行政ヲ手ニ收メシメタ、地方官ノ任免ヲ一手ニ收メシメタ。行政ガ嚴然ト存在シテ居レバ一己ノ私ヲ營ムコトヲ防グコトガ出來ルガ、黨派ノ操縦ノタメニ其ノ規律的精神ヲ失ツタノダカラ如何トモ仕様がナイ。

ソコデ與黨ノ者ガ縣知事ニナツテ所謂積極的方針ナルモノヲ行ツタ。黨員ノ居ル地方ニハ鐵道モ港灣モ橋梁モ堤防モ心ノ儘ニ拵ヘテヤルガ、反對黨ノ居ル所、我ガ命ヲ須キザル者ノ居ル處ヘハ何一ツ拵ヘナイ。之ガ爲メ對岸ノ堤防ハ出來テモ此方ノ堤防ハ顧ミラレナイ。靜岡ナドハ最後マデ自由黨ニ降ラナカツタタメニ、安部川ノ氾濫ニヨツテ靜岡全市ハ溺レテシマツタ、則チ幾ラ脅迫シテモ自由黨ニ入ラヌト云フノデ水責メニサレタノダ。畢竟自由黨ヲ操縦センガタメニ多少ノ我儘ヲ見通シタ結果其ノ弊ガ延テ此ニ至ツタノデアル。

縣會然リ郡會然リ大概黨派ニ依ツテ全國ノ行政ヲ蹂躪サレテシマツタ。操縦ノタメノ報酬ニ斯ノ如キ大害ヲ惹起シタノデ、其ノ他公人ガ土木ノ請負ヲヤルトカ、利益ニ均霑スルトカ、拂下ナスルトカ、其ノ弊ノ夥シイコト言語ニ絶シタ。港灣ナリ、水利ナリ或ハ土木ノ事業鐵道ノ政策悉ク是ニ依ツテ成立ツテ居ル。積極的方針ト唱ヘル言葉ハ甚ダ美ナルニ拘ラズ、内面ノ醜陋ノ人心ヲ腐敗サセタコト實ニ甚ダシキモノガアツタ。良心ノ切實マデハマダ宜カツタガ、愈々良心ヲ麻痺セシメ、公人トシテ些モ恥ヲ知ラザルニ至ラシメタ。恥ヲ知ルハ義務ヲ盡スノ始メデアルガ、古人ノ所謂免レテ恥ナシト云フ類デ義務ノ感念モ何モナイ。是ハ何レニ責ガアルカト云ヘバ政黨モ惡イガ政府當局モ善クナカツタノデアル。惡意デハナイガ、憲法ノ運用ヲ誤ツタ餘弊デアルト信ズル^(二十)

と述べてゐる。

同年(三十二年)七月初旬、國民協會が解黨して新に「帝國黨」なるものを組織したが、これは山縣首相の「親兵」であつて、その議員数は約二十名であつた。帝國黨の宣言及び政綱は次の如くである。さうしてそれは第二次山縣内閣の政治方針をも物語るものであつた。

宣言

我黨は欽定の憲法を奉じ、進取の國是を執り、萬世一系天壤と共に窮り無き國體を擁護し、皇祖皇宗建國の鴻謨を贊襄し、内は國民の福祉を増進し、外は國家の光榮を宣揚し、以て千秋經綸の業を開かんことを期し、新に一大政黨を樹立するの急務を認め、明治三十二年七月五日をトし、天下同感の士を會し、茲に結黨の式を擧げ、其の主義政綱を定む。

今や宇内の大勢一變し、列國の進取日一日よりも急に、東邦に於ける國際競争、愈々其劇烈を極め、亞細亞の形勢風雲暗澹岌々乎として其危急を告ぐ。而して我が帝國はこの際に於て戦後の經營を謀り、新條約を實施し、列國と對峙して將に世界一等國の伍件に列し、其の光榮を宣揚せんとなす。

是時に當り、舉國一致卓勵風發、内政を整理し、外政を振作し、六合を兼ね八紘を掩ふの皇猷を恢隆し、國家特有の元氣を發揮するに非ずんば、安ぞ能く列國競争の間に獨立して帝國の進運を扶植し、來邦に於ける天職を完うすることを得ん哉。

然るに内を顧みれば黨派の弊己に長じ、政權を以て紛争の具と爲し、黨同閥異、動もすれば國家の大計を忘る。而して士氣の銷沈、道德、宗教、風俗の頹廢、其極、社會の秩序を破らんとするに至る。是豈忠君愛國を念とする志士の袖手傍觀すべき時ならん哉。我黨の士が猛然として蹶起し、社會に率先して國論を確定し、政治、經濟、教育を振作し、風教を矯正し、以て新興國の實を擧げ、國家の大事に任ぜんとする所以のものは、洵に一片憂國の至誠禁ぜんと欲して禁する能はざるものあればなり。

嗚呼、祖宗建國の規模は大に、帝國の前途は遠し。而して國家内外の形勢前古未會有の變局に際す。我が黨は同志と共に誓て其の主義政綱を實行に顯し、千載一會の大機に向て社會一般の積弊を掃蕩し、國性を發揮し、天壤無窮の皇運を扶翼せんことを期す。

政 綱

(第一) 我黨は欽定憲法の旨趣を恪守し、萬世一系の國體を擁護し、以て祖宗建國の鴻謨を贊襄せんことを期す

(第二) 我黨は軍備の充實を謀り、以て帝國の宇内に於ける位置を維持し、世界の平和を擔保せんことを期す

(第三) 我黨は開國進取の國是を恢暢し、以て東亞の文明を扶植し、帝國の權利利益を伸張せんことを期す

(第四) 我黨は國家經濟の基礎を鞏固にし、財政を整理し、實業を振作し、以て國力を充實せんことを期す

(第五) 我黨は教育勅語を遵奉し、國民道德の精神を發揚し、以て風教を扶持し、文明を増進せんことを期す

(第六) 我黨は國家社會政策を擴充し、救貧備荒の實を擧げ、労働者を保護し、以て社會の秩序を整齊せんことを期す

(第七) 我黨は隣佑團結の實を擧げ、地方自治の完備を謀り、以て國民自營の道を全うせんことを期す

(第八) 我黨は交通機關を完整し、運輸通商の道を恢擴し、以て國家事業の發達を期す

第十四議會は

憲 政 黨 一一八

憲 政 本 黨 一一六

帝 國 黨 一一〇

日 吉 俱 樂 部 一〇

議員同志俱樂部 一二

無 所 屬 二四

といふ分野の下に開かれ、政府は憲政黨及び帝國黨に支持されて漸く議會を通過することが出來た。しかし、憲政黨は『聯立内閣』を希望してゐるのであるから、議會閉會後、政府に對して第十五議會の通過は困難である

といふ理由をもつて「閣員の割當」を交渉するにいたつた。けれども山縣首相はこれを拒絶すると共に、辭意を漏らしたのである。憲政黨と絶縁した山縣首相は五月下旬 陛下に拜謁して辭意を奏上した。茲に於て後繼内閣組織者として、伊藤、松方の諸氏が選ばれたが、兩氏ともに大命を固辭して受けない。そのうちに支那に義和團事件が突發するにいたつたので、山縣内閣は勅命により、暫らく留任することゝなつた。

山縣内閣と絶縁した憲政黨は「局面展開」の名の下に伊藤公を支持して政權を掌握せんと企圖し、伊藤公に入黨して「黨首」たらんことを懇請したが、六月八日、伊藤公は、憲政黨の星、林、松田、末松、片岡の五氏を大磯に招いで

「余は、深く諸君の厚意を謝し熟ら之に酬答する所以の途を考慮するに、余が今日に於て名を憲政黨に列し首班たらんことは、汎く國民の要素を集めて政黨の根基を固くし紀綱を振肅し責守を嚴明にし以て憲政の運用に對する真正の機關たらんとする諸君の希望に於ても便ならざる所あらんことを恐る。

願ふに余不敏亦聊か報効を萬一に期す。而して憲政改善の必要を感じるに於て諸君と殆ど其の希望を一にするを喜び、將來國家文明の政治を以て立憲の美果を收むるの必要より余は之に關する愚見を公にするの日あるべし。其期に際し諸君と共に相謀り以て同一の軌轍に進まんことを得ば獨り余の幸のみにあらざるなり。」^(二十一)

とこれを拒絶した。これは一面に於ては、當時伊藤公の新政黨組織計畫がその緒についてゐたために他ならなかつた。

伊藤公は憲法制定の頃既に「政黨政治」の事を研究してゐたものゝやうである。さうして

「議會ニ依リ成立スルノ政府ハ、己ニ實見スル所ニシテ、政黨ニ依ルノ政府ト爲リ、政黨ニ依ルノ政府ノ形行

ヲ熱視スレバ、竟ニ内閣ニ依ルノ政府ト化シ、最後ニ一個人ノ政府ト爲ルニ至ル。而シテ此内閣ナルモノハ國家ノ立法行政ヲ専有スルニ至レリ。

議會ノ事務ヲ整理シ、及各種ノ議案ヲ調整ス、而シテ之ヲ議場ニ提出ス。又國家ノ内政及外交ニ關スル要務ヲ断定ス、一ニ是内閣ノ任務ナリ。

内閣ニ於テハ首相ヲ以テ頭首トス。首相ハ即國家ノ最上官トス。實際ニ於ケル政府ノ頭領ニシテ、議會ノ誘導者、管理者タリ。且一國終極ノ目的ヲ果ス所ノ統理者ナリトス。^(二十二)

といふ意見は議會政治に對する伊藤公の結論である。明治三十二年、伊藤公は各地に於て演説を爲したが、そのうちでも四月十二日長野城山館に於ける次の演説は政黨に對する伊藤公の新態度を表明するものであつた。

「……政黨と云ふものは如何なるものであるかと云ふと、政黨は政治上に就いて意見を異にするものである。歐羅巴の學者が口の酸くなる程言ひ盡して居るが、人類なるものは政治的の動物である。其管ぢや、社會を組織して一家團樂の如くやつて居り、政治によつて支配され、政治に依つて生命も保護され、財産も保護せらるるならば、彼の羊や或は牛馬が群を爲して行くのと違ふのである。此が即ち人の人たる所以で、人の人たる所は萬物の靈と云ふが如く、彼の獸畜と大いに異なるものであつて、一家を成して遂には國家を組織するのであるが、此國家を組織すると云ふことに於ては頗る高尚な思想を有て居る動物であることは論を俟たぬ。而して之を政治的の動物と彼等は言つて居るのである。然らば其の一國政治の利害得失、法律或は經濟と云ふやうなことに就いて、或ひはまた一國と他國と交渉の起つたと云ふやうな時には、無論政見の異同が起るのは當然のことである。

此の政黨なるものを如何なる意味に解するかと云へば、今の日本に於ては餘り重きを措き過ぎて間違つて居る。政黨と云ふものは、政見の異同と云ふことに過ぎないのである。吾輩は、政黨を嫌ふものも矢張り政黨を嫌ふ一黨派と見て居る。政治の意見は政黨以外の日本國民にないと言へるであらうか、決して其様なことは言へまい。故に吾輩は今の政黨が見て居るが如くに政黨は重いものではないと思ふ。唯意見の異同と解釋すれば宜しいのである。

けれども動もすると、從來政黨などに實驗のない日本であるから、どうも日本の政黨は甚だお氣の毒であるけれども、私の目から見ると、どうも源平の争をするか、或は新田足利の争をするが如くに兎角見える。是れ大なる間違ひである。政權争奪の上のみに着眼して居るのは如何なる譯であるか、決して然様な譯のものではないのである。唯經營的に於て斯うしなくちやならぬなどと云ふことは議會と云ふものがある以上は、之に向つて人民の意思を表するのは當然である。

また若し政黨の力に依り君主に用ゐられて、政府なるものを受持つた時にはどうであるか。唯だ自分が平生唱ふる所の所論を實行すると云ふに過ぎぬのである。而して其所論なるものが抑々如何なるものかと云へば、日本國民全體の上に其が行はるゝのであつて、己れの黨派の爲めに行はるゝと云ふ次第ではない。

政治はドンナ事をして行つても一國人民の上に猶ほ春雨の霑ふが如くに行はれなければならぬのである。若し一黨派が政權を取つた時に自黨の爲めに利益するやうな政治を行ふことになつたら、政黨なるものは滅却してしまつて、最早や政治と云ふことは出来ぬのである。往々にして斯くの如きの誤謬がありはせんかと云ふことを甚だ憂慮に堪へぬのである。

右の如くであつて見れば、政黨の樹立は勿論已むべからざるものであるから、政黨なるものは遂に起らざるを得ぬとまで私は斷言することを憚らぬのである。如何となれば、人民が政見を異にする以上は、其の仲間が合同して居らぬと甚だ不便である。一人一人に就いて其政見を聞くなどいふ迂遠な事が出来る譯のものではない。合同して居れば、彼等の政見は如何なるものであるかと云ふことを直ちに見ることが出来る。従つて又其れに反對する政黨も自ら樹つてありませう。……議會では二黨なり或は三黨なりの人が集つて議員となつて居るが、動もすると議會なるものを復讐すべき場所、所謂矢來を結つて警討でもする場所であるかの如く思つて居るのは、此れは大間違と言はなければならぬ。決してさういふ譯のものではないのである。斯くの如きは國民の爲めに害になる、故に此れは誰しも害せられぬやうにしやう、且つ成るべく國民に利益を享受せしむる方法を謀らうと云ふのが目的である。而して假りに今増税問題の如きが起つたとすると、或一部を犠牲に供して以て全體の利益を計らなければならぬと云ふやうな事が起るのであるが、其一部の不幸を補はむと欲する時が来たならば、又他の方面に向つて其れだけの負擔を負はせ、以て一部の不幸に陥り掛けたる者を拯む權を得せしむると云ふのが立法の要件でなければならぬ。

黨派の異同を問はず、全國の人民を平等に見なければ、政治論とは言へぬのである。然るを黨派が集れば議會を復讐の場所の如く思つて罵詈謗の言を放つと云ふのは、是れ國家の歴史を汚すものなりと言はなければならぬ。斯くの如きは此の伊藤が斷じて同意が出来ぬのである。

……それで將來は政黨の樹立の必要なると共に、唯今申す通り、君主は何人を用ゐる何人をも用ゐざることを得る大權をば御所有に相成つて居る以上は、黨派の人と雖も、黨員を以て政府を組織するに何の妨げもない。

唯だ其黨派なるものが何時でも考へて居らんければならないのは、黨派が大權の作用を委任せられた場合に於ては、天皇が偏せず黨せざる。天皇の大權の作用を委任せられたることを深く心に藏めて、日本國民の爲めに春雨の霑ふが如き政治を行はなければならぬと云ふ責任のあることである。それを誤解されては大變なことになる。茲に於て將來に向つては此憲法の持續せらるゝやうに、又此憲法に就いて政黨なるものが其責任を深く省み、而して一國の運命を託せられて此の進歩を計り國を危殆に陥らしめざるやうに努めなければならぬと云ふ觀念を、第一に政黨が持たざることを得ぬと考へて、御話は是れだけに止めます。』

なほ伊藤公は同年二月十一日帝國ホテルに於ける憲法發布十年記念祝賀會に於て

『……明治十年より二十二年までは前にも申す如く憲法政治施行準備の時代と認めますが、二十二年より今日に至るまでの此十年の間は、私は憲法の試験であつたと申し上げます。』

……是より以後、此十年は如何なる事が必要であるかと云へば、固より此行政の事は始終怠らず整理しなければなりません事、殊に簡便なる方法に依て經費を節減して行かるゝ途があれば、勞力と經費とを浪費しない事は政府の當さに務むべき事である。

……立法の事務については、行政各般の事は勿論、此民間社會の狀況、殊に經濟の狀況に深く眼を注いで之に適する法律なり其他の業なりを爲すやうにしなければならぬ。それで多くは此立法部の議事よりも委員などの事に就いて進まなければならぬ。委員などを拵へるに就いては、事柄々々に依つて専門的に、専門でないまでも事に熟した人が掛つて、さうして議會多數の人に事を明かならしむる、所謂多數の議員をエンライテンドする、分明ならしむる、其爲めの委員であるから、斯う云ふ事が議會に於て段々進歩して來ると行政部の

事も分り易くなり、議會の議論も亦た當然と聞く事が出来るやうになつて、よく／＼の事であれば無益の争をしないやうになる。無益の争をするのは、時を費し人の心を悪くして誠に國家の爲めに不爲めである。已むを得ずんば争ふのも宜しいが、争ふべきに争はずして、争ふべからざるに争ふと云ふのは、如何なる必要から起るのであるか、此は實に宜しからぬ事である。

又之を分析して言ふと、各黨派に於ても、黨派其者が進歩せざるを得ない。どうも現今の黨派の狀況を見るのに、未だ十分に進歩したとは思へない。其證據には、政府は黨派で持つが宜しいと言ふが、其の黨派なるものが國家の重大なる事務を自分の肩の上に負擔する用意をされぬのを甚だ疑ふのである。

黨派の政府を造ると云ふ以上は、如何なる事があつても、其國家各種の事務を、其黨派の首領連中が——即ち黨の者が——負擔する用意がなければならぬ。議事の如きは頭數で勘定するのであるが、國家行政の事は頭數では行かぬ。人の材能、技能、人物が大いに關係のある事である。其人を得なければ國家の事務は決して舉るものではない、是等の事も各黨派に於て十分研究を盡して、是れから十年の間には黨派も整理し、行政も整理し、立法事務も整理して而して國家の繁榮に至るのであるが、是等は憲法の光輝に依つて皆出來得る事である。憲法の光輝も之に依つて發揚する事が出来るのである。此十年後は是等の事に務め、憲法政治の永久に維持されん事を私は深く希望するのであります。』^(二十三)

と述べ、さらに五月十七日大分縣中津町に於ては

『……一國の政治に於ては勿論政争の起るのも已むを得ざることである。黨派なるものは、憲法政治の下に於ては、如何に嫌つても起らざるを得ぬものであるから、決して其存在を妨げるの必要もなく、又之を存立せし

めざるを得ぬことであるが、之を存せしむる以上は、十分に之を改良しなければ國家の實務に適應せざるが故に、私は黨派の改良を切望して已まざる次第である。此の如き譯であるから地方の事などには黨派觀念の餘り深く這入らぬやうにして、成るべく親睦して行くのが地方の幸福を謀る上に於て必要であらうと考へる。否らざれば黨派の嫉視反目よりして平素懇親なるもの、交際をも害する様なることになるのみならず、遂には中央の議會に於て多數を占めた黨派が、自分の田に水を引いて都合の好いことばかり遣つて行くやうなことになる。此れが失敗した時には其の損害を地方にまで波及して、反對黨から復讐されるやうになる。斯くして復讐的の黨派政治が日本に起つたならば、人民は手足を置くに所なしと云ふの有様に陥りはせんかと、甚だ懸念をする次第である。我が國の議會をして、昔封建時代に行はれたやうな竹矢來を結つて鬪場場の如くされては堪らぬのである。

縱令政黨政治の行はる、國に於ても、政權を得るまでは相争ふが、既に政權を得た以上は公平にならざるを得ぬと云ふ考は必要である。民に臨み政を行ふに當つて、自分の政黨に利益となる政治を行ふことになれば、反對に立つ者は始終不幸を蒙らなければならぬ。政治は決して此の如き不公平を許さぬ。

如何なる人が政府に立つても、如何なる黨派が政權を把つても、政治となつた以上は、眼中黨派を措かず公平に事を行ひ、民を見るに自黨他黨の區別をせず、唯だ民の事業、民の生活、國家の利害如何と云ふことを見るのみでなければならぬ。而して國家の進歩を計るに於ては、農、工、商の別なく、民間の經濟上に於て能く之を相對照して、未だ其進歩の度合の高からざるものを高めて行くことに勉め、又若し有害と認むることがあるならば、自己の黨派がやつて居ることであらうがあるまいが區別をせずに、公平に處理して行くやうになら

なければならぬ。

此の如き政治になつて、始めて王道蕩々偏せず黨せずの趣意に適ふものである。故に前にも陳ぶる如く、黨派が權力を争ふと云ふまでは宜しいが、孰れの黨派が權力を得たにしても、既に政權を把り政治を行ふことになつた以上は、王道蕩々偏せず黨せずの趣意に則るの必要であると考へるから、黨派も皆其觀念を以て改良を謀り進歩するやうにと私は希望する次第である。

又前申した所の内閣をして永續せしめなくてはならぬと云ふのも、今日は人民の前に横つた急要な事務が數多あることであるから、此時に當つて屢々政府が更るのは甚だ不利益であると信じてさう言ふのである。なぜならば政府が更れば其の執る所の手段方法も從つて變つて来る。それが爲めには事が遅緩をする。遅緩すれば獨り他所の國に後るゝのみならず、經濟上に於て非常な損失を來す譯にもなるから、此理由を以て、政府をして永く繼續せしめて緊要なる事務の遂行を敏活にするやうになりたいと思ふのであります。(二十四)

と説いたが、これらは伊藤公が憲法の運用と政黨との關係について深き考慮をめぐらしつゝあつたことを示すものゝ如くである。

伊藤公の新政黨組織準備は、當時、山縣内閣の『消極的干渉』があつたに拘らず、急速に進捗して、八月二十三日には憲政黨の『無條件獻黨』となり、同月二十五日には立憲政友會趣旨及び綱領の發表となつた。憲政黨をもつて政友會の中心勢力となしたに就ては、伊藤公の最初の計畫である『汎く國民の要素を集めて政黨の根基を固くする』趣旨に背くものとして殊に實業團の支援を不可能ならしめるといふ立場から反對する人々もあつたが、伊藤公は『自己の力』に頼つて、結黨準備を進め、斯くして九月十五日にはその發會式を擧げるにいたつた。政

友會の發會式に先つて九月十三日憲政黨は解黨したが、これについて「立憲政友會史」には次の記述がある。
「政友會成立の事一たび發表せらるゝや、海内翕然として之に向ひ、發表以來未だ幾日も経ざるに各方面の有力者にして入會を申込み者既に幾萬の多きに達せり。而して其準備着々進捗し發會式舉行の期將に一兩日の後に迫らんとするや、憲政黨は九月十三日を以て臨時大會を開き解黨の事を決議し、左の宣言書を發表せり。

宣言

我黨多年の辛苦經營は立憲政體の完成を期するにあり、憲政の施設既に十年の久きを経て其效果の著しきものありと雖も未だ以て完成と謂ふべからず。是れ其の憲政運用の基礎たる政黨の未だ完からざるに由るなり。我黨は夙に之を憂へて大に盡瘁する所あり。今や時運に際會し伊藤侯と相謀り更に立憲政友會を組織し以て憲政の完成を致さんことを期す。因て茲に我黨を解く。

明治三十三年九月十三日

憲政黨

尙ほ之に關聯して左の決議を爲せり。

一、解黨と共に其手續を省く爲め黨員名簿を立憲政友會に送り入會を了したるものとす。

但し入會を欲せざる者は其旨を立憲政友會に申出づるものとす。

一、本部の建物及什器一切を立憲政友會に寄附する事。

右兩件は豫め政友會創立委員とも交渉を経たる所なるを以て、憲政黨既に右の決議を爲し黨員名簿を政友會創立委員に送付するや、創立委員は左の承認狀を元憲政黨殘務委員に發したり。

憲政黨は昨十三日を以て解黨し本日黨員名簿を創立委員に送付したるに據り之を以て入會の手續を了したる

ものと認む。

明治三十三年九月十四日

立憲政友會創立委員

又元憲政黨本部の建物及什器一切寄附の件も快く承諾し、政友會愈々成立の上は直ちに其の建物等を使用することゝなれり。

政友會は素と既成の一黨一派に偏せず。況く各方面の同志を糾合して、成りたるものなりと雖も、當時約五十萬の黨員を有せる憲政黨實に其の一大基礎たりし的事實は記憶を要すべき事なりとす。^(二十五)

政友會成るや、山縣内閣は九月二十六日突如辭表を捧呈して、その後繼者として伊藤公を推薦した。これは一面に於ては政黨内閣としての伊藤内閣の混亂を惹起せしめやうといふ戰術から出たものゝやうであるが、他面に於てはそれは對支外交の困難を豫測してなされたものであつた。伊藤公は組閣を容易に受諾しないので、大命は松方侯に降下した。けれども松方侯も之を辭退した爲に、大命は再び伊藤公に降り伊藤公は十月十九日にいたつて漸く次の如き内閣を組織した。

内閣總理大臣	伊藤博文 (政友)
外務大臣	加藤高明
内務大臣	末松謙澄 (政友)
大藏大臣	渡邊國武 (政友)
陸軍大臣	桂太郎 (留任)
海軍大臣	山本權兵衛 (留任)

司法大臣	金子堅太郎 (政友)
文部大臣	松田 正久 (政友)
農商務大臣	林 有 造 (政友)
逓信大臣	星 亨 (政友)

政友會内閣の成立について竹越與三郎氏の「陶庵公」には

「併しながら、山縣、伊藤の間の内閣の受け渡しは、容易にすまず、山縣は速に辭職したいといひ、伊藤が受取らぬといつて二人の押問答で數日を送つた。そこで皇上は伊藤、山縣の二人が交も譲るならば、むしろ松方が新内閣を組織することが可ならんとの思召で、九月二十八日宮内大臣田中光顯を以て旨を松方に傳へ給うた。然るに松方は老衰職に堪へぬと云ふ理由で固く辭退し、却つて老臣の間には桂を推舉したき考へを持つて居ることを申上たが、皇上は之を許し給はなかつた。それは桂は未だ第二流の人物であり、且つ海軍大臣山本權兵衛との間に抗争を生ずるの恐れがある。此二人の抗争から、陸海軍の確執を生ずるやうなことがあつてはならぬとの聖慮から來たことであつた。かういふやうな経緯もあつて、山縣が辭職をいひ出してから殆ど一ヶ月、十月十九日に至つて、伊藤も愈々決心して聖旨をお受けしたので、伊藤内閣が始めて出來たのである」と書いてある。

第十五議會は十二月二十五日を以て開かれたが、その以前に選相星亨氏は東京市政腐敗事件のために、また、陸相桂太郎氏は病氣のために辭職したので、原敬氏及び兒玉源太郎氏がそれ／＼その後を襲ふて議會に臨むにいたつた。衆議院に於ては、政友會が絶對多數(政友百五十五名、非政友百四十五名——中立を含む)を制してゐる

爲に酒税その他の増税案は無事に通過することが出來た。けれども貴族院の形勢は、之に反して、政黨内閣を歡ばぬ状態であつて、議員等は近衛系及び官僚派の勅選團に指導せられて増税案に反對の意志を表明した。伊藤首相は、山縣公等の調停を求めたが、無效に終つたので、三月十二日左の勅語が貴族院に降り、増税案は衆議院送附の原案通り貴族院を通過するにいたつた。

勅 語

朕中外ノ形勢ニ於テ深ク時局ノ艱ナルヲ憂フ今ニ於テ必要ノ軍費ヲ支辨シ並ニ財政ヲ鞏固ニスルノ經畫ヲ立ルハ誠ニ國家ノ急務ニ屬ス

朕先ニ議會ヲ開クニ方リ朕カ意ヲ以テシ而シテ政府ニ命シテ提出セシメタル増税諸法案ノ既ニ衆議院ノ議決ヲ經タリ

朕ハ貴族院各員ノ忠誠ナル必ス朕カ日夕ノ憂ヲ頌ツヘキヲ信シ速ニ廟謨を翼贊シ國家ヲシテ他日ノ懋ヲ貽ササランコトヲ望ム

三月十三日伊藤内閣は勅語降下の待罪書を捧呈したが却下されて留任することになつた。茲に於て衆議院の反對黨——憲政本黨、帝國黨、三四俱樂部——は斯くの如き留任を無責任なりとして左の決議案を提出した。しかし少數のため否決となつた。

決 議 (案)

本年二月二十七日増税諸法案貴族院の議に上り特に否決せられんとするに方り現内閣は前後二回の停會を奏請し其極遂に 聖勅を煩はし奉るに至れり誠に恐懼の至に堪へず然るに現内閣員は之に對し徒らに一片の進退

伺を奉呈して恬然たり是れ明に國務大臣たるの職責に背き輔弼の重任に堪へざるものと信ず仍て茲に決議す。伊藤内閣は第十五議會を辛うじて通過したが、その後間もなく渡邊藏相の財政計畫問題で同僚間に意見の衝突を惹起し、遂に五月二日辭職するにいたつた。

伊藤内閣の後を承けたものは桂内閣である。桂内閣は何れの政黨にも關係のない超然主義の官僚内閣として三十四年六月二日に成立したのであつた。この内閣に對して帝國黨は最初から支持を聲明し、憲政本黨また「好意的態度」を示したが、しかし、政友會が議會に絶對多數を制してゐるので、政友會の態度如何が内閣の對議會策を決定する鍵であつた。政友會に於ては、事實上の副總理であつた星亨氏が六月二十一日刺客の爲に倒れ、次で九月十八日伊藤總裁の外遊となつたので黨内の統制は紊れ勝ちになつてゐた。伊藤總裁は出發に先ち九月十五日政友會創立一週年記念會に於て左の如き留別の辭を述べた。

「顧みれば昨年本日本日立憲政友會の發會式を舉行し、私も亦諸君と共に政友會員の一人に列るの榮を擔つて今日まで参りました。此間の經過に就ては唯今末松男爵より述べられたる處によりて其大要を盡して居ると考へますが、私の不肖を以て諸君の長となり今日まで經過して参つた間には諸君をして甚だ不快の念を感ぜしめた事が澤山ありしならんと自分も大に慚愧する所であります。併し其れにも拘らず猶ほ諸君は私を總裁として共に今日まで進行しつゝあるといふことは諸君に對して深く感謝する次第であります。

今日は一週年を經過したる祝日に付此祝意を表することを第一と致し、次には今回私が醫師より海上の空氣を吸ふことを勸告せられ、又旅行中に幾分か目撃して自分の得る所も求めたいと云ふ考で、歐米漫遊の途に上るの期將に一兩日中に迫つて居るに付、一言諸君に留別の辭を申述べたいと存じます。

諸君御熟知の通り、輒近數年の間に於て此の極東の形勢は日々に歐米の諸國と交渉を重ねて、段々接近致して参る現情であります。故に能く將來の爲にも實地に就て研究を致すの必要があると考へる。病軀を以て十分の事は出来ませぬが、視察上に於ては多少の得る所があらうと考へます。畢竟これも自己の見聞に於て諸君と共に進行する上に裨益する所あらんことを希望して居る次第であります。

且つ又目今の我國內の形勢に顧みれば、目前は尙ほ小康の時でありまして格別重大なる事項の到來することも認めぬ譯であり、又現在の政府の探つて居る所の方針方向に就ても大體從來の政治と格別變態を來すと云ふやうなことはなき様に思ひます。

然れば我會の之に對する態度に於ては成るべく諸君は熱慮されて輕舉輕躁のこのない様にし、以て國家の爲に計らるゝことを希望致します。又現時の政府といふものは黨派に依つた政府ではない。然れば之を敵視するといふ必要もない、又敵黨といふ譯でもない。故に政友會の之に對する態度は本年我輩の辭職後に於て諸君に一應御話し申して置きましたが、爾來の經過に於きましても格別異動はないと考へます。成るべく國の爲に親切にして而して善意を以て之を迎へ、若し政府の方針にして國家の爲に不利益の事があつたならば止む事を得ぬが、政治の要は國の利益を第一とし、従つて自己の黨派の取る所の利害に及ばなければならぬ故、私の切に諸君に希望を抱く所は成る丈け政治上の事は輕舉のないやうに、最大黨派たるの地位をして益々鞏固ならしめ、又他より重んぜらるゝやうになつて参りたいと考へる。

右に付ては、大體の事は一通り總務委員に話しも致して置きましたが、私の不在中は常務に在る所の總務委員に依託して置く積りであります。依て私は松田君を總務委員長に指名致しました。緊急なる事は常務の總

務委員で執行して行き、又事の重大なるものは他の總務委員とも相談して處理する。又別に協議員を作る積りでありませぬ。協議員は此前にも設けてあつたのでありますが、其人員は少し増す積りでありませぬ。且つ來る議會に於ける所の院内總理に就ては段々熟考した結果、尾崎行雄君に一任する積りでありませぬ。總務委員長と院内總理とは共に協議して院内の事を行はせると云ふことに致して置きます。

大要右の通りに取極めて置いて出立する譯であります。議員諸君は成る丈け此際は共同一致の考を以て慎重の態度を執つて進行せられんことを飽くまで私より御依頼申して置きます。元來、國家と云ふものは豫言し難き事が多いもので、それは常に國內の事のみではない、近來の狀勢に照して見ると何時でも意外に事が發生する譯であります。サウ云ふ際は又別段の事でありませぬ。其事の起つた際に方りては殊更に其れに對する方針を特に定めなければならぬ。此等も大體は總務委員に依託して置く積りであります。先づ目下の所に於ては諸君に御話申さうといふのは是丈けに止まつて居りますが、誠に出立の間際のこと、何に彼にと繁劇を極めず暇なく、今も支那の公使が此所へ尋ねて來て居られ、十一時には又露國の公使に面會する約束があるといふ様な有様で精しい御話を致す餘地がない。

偏に私が望む所は慎重なる態度を執られて國家の爲に十分熟慮を盡され、而して他に對しては善意を以て之に當り、若し政友會と所見を異にする場合には反對しなければならぬのは別段であるが、輕躁にして内の紛擾を醸すが如き事のないやうにありたいと云ふ事を私は總裁の位地よりして諸君に御依頼申して置きます。暫く諸君と御別れ致しますに付て私は政友會の爲に慮る事を擲つて居るやうな次第ではないのであるから、歸朝の上は又諸君と共に國家の爲に盡力致したい積りでありませぬ。^(二十七)

これは十六議會に於ける政友會の態度を暗示するものであつた。しかるに議會開かるゝや、政友會内の硬派は豫算案に反對の態度を示すにいたつたので、政府は政友會に對して『妥協』を交渉し且つ海外に在る伊藤公に訓電を依頼して、屢々折衝の結果、議會を無事に通過することが出來たのであつた。なほ日英同盟が成立したのはこの會期中であつて、三十五年二月十二日小村外務大臣は之を衆議院に報告した。

八月十五日、議會開設以來任期満了による最初の總選舉が行はれた。今度の選舉に於ては大選舉區單記無記名投票制が實施され、さうして直接國稅十圓以上の納稅者が有権者であつた。伊藤公は二月二十五日歸朝したが、四月三日左の宣言を發して選舉に臨む大政黨の態度について黨員を戒むところがあつた。

立憲政友會員ニ告ク

今ヤ列國ノ交渉日ニ益々緊切ニ赴キ文明諸邦舉ケテ平和ト進歩ノ競場ニ角逐シ厲彼努力以テ其ノ雄ヲ爭フニ汲々タリ。而シテ列國競争ノ中心ハ年ヲ追フテ太平洋方面ニ推移シ地理上歴史上ニ於ケル絶特ノ關係ハ我カ日本帝國ヲ驅リテ國際政局上頗ル重要ノ任ニ膺ラシメントスルノ情勢ヲ現出シ來レリ。苟モ愛國經世ノ士ハ須ラク其ノ丹誠ヲ抽ンテ其ノ全力ヲ傾ケ光榮アル過去ノ歴史ニ因リテ取得シ且ツ時局ノ發展ニ由リテ近ク將來ニ占取スヘキ國際的ノ新位置ニ立ツ我カ國家ノ爲メ盡瘁スルハ實ニ此ノ大勢ニ應シ此時會ニ際シ我カ國家ニ酬ユル必需ノ職分タルヘシト思惟ス。

蓋シ國際競争ノ場裡ニ處シテ國運ノ伸張ヲ遂ケント欲セハ一ニ國力ノ剛健ナル發達ニ因ラサルヲ得ス故ニ我カ會ハ國民ノ靈能的及ヒ物質的實力ノ發達ニ伴フ進歩ヲ標的トシテ政治的活動ヲ指導セサル可カラス。

凡ソ國民ノ生産的資能ニ伴ハサル皮相ノ進歩ハ必ラス中途ニシテ潰敗ニ歸スルヲ免レス是レヲ以テ我カ會ハ

物質的實力ノ増殖ヲ盡リ國勢及ヒ公共ノ冗費ヲ節シ實効ヲ舉クル爲ニ精嚴ナル查察ヲ要ス。加之國民ノ靈能的發達ハ更ニ他ノ進歩ヲ誘起スルノ楔子タレハ我カ會ハ國民ノ教育ト其ノ徳性ノ崇進ニ關シテ周到ナル注意ヲ致シ又教育ノ改善ニ關スル諸種ノ考案ニ對シテ細心ナル講究ヲ怠ル可カラス。是ヲ要スルニ靈能的及物質的實力ノ發達ハ外ニ向テ光譽アル平和、内ニ於テ秩序的ノ進歩ヲ永遠ニ保障スル唯一ノ道ナリ其ノ詳細ニ至リテハ政友會創設ノ趣意書及ヒ其綱領ニ就テ見ヨ。

將ニ來ルヘキ總選舉ニ關シテハ上述ノ理想ヲ確持シ忠能ナル品性ト其ノ所信ヲ貫徹スルノ志操トヲ有スル人物ヲ多數ニ選出スルコトヲ勗ムヘキハ論ヲ俟タヌ若シ夫レ選舉ノ準備ニ關スル細目ハ各支部ニ向テ別ニ訓示スル所アルヘシ。

今茲ニ其ノ綱ヲ提レハ、廉潔自由誠意ヲ以テスルニアラサレハ選舉ニ依リ真正ナル國民ノ代表者ヲ得ル能ハサルカ故ニ我カ會ハ一切ノ不法ナル壓迫ト不正ナル誘惑トヲ杜遏シ公明正大ナル實行ニヨリテ他ヲシテ自ラ戒慎セシメ敢テ憲政ノ美ヲ瀆カスニ至ラシメサルヲ期ス可キノミ。

夫レ健全ナル選舉區アリテ始メテ健全ナル議院アリ。自ラ進ンテ其ノ模範ヲ示スハ是レ我カ會ノ宿志ニ外ナラス予ハ我カ會ノ選舉者カ單ニ法律上行使スヘキ投票ノ權利ノミナラス又其ノ良心ノ指導ニ遵ヒ憲政ニ貢獻スルノ義務ヲ有センコトヲ記憶センコトヲ希望ス。而シテ復タ我カ社會ノ平和ヲ害シ隣保組織ノ安寧ヲ毀クルカ如キ無用ノ争鬭ヲ排除センコトヲ勸告ス。特ニ我カ同志ノ最モ服膺スヘキハ常ニ政黨ノ利益ヲ後ニシ國家ノ利益ヲ先ニスルコト是レナリ而シテ此ノ輕重先後ノ差別ニ就テハ深く各會員ノ考慮ヲ竭サンコトヲ切望ス。

明治三十五年四月三日

侯爵 伊藤 博文

この選舉の結果、議會の分野は

政友會	一九一
憲政本黨	九三
帝國黨	一七
同志俱樂部	一三
壬寅會	二八
無所屬	三四
計	三七六

となり、政友會が依然として「絶對多數」を占めた。のみならず、海軍擴張案に作ふ地租増徴繼續案に對しては政友會と憲政本黨とが共同戦線を張つて反對した爲に、第十七議會に於ける桂内閣と議會との衝突は避け難き情勢にあつた。政府は「妥協」の不可能なるを知るや、議員等の「切崩し」を行つたが成效しなかつたので、遂に十二月二十八日議會を「解散」するにいたつた。

次で三十六年三月一日に行はれた總選舉に於ては、政府の大干渉があつたに拘らず、政府反對の傾向濃厚であつてその結果は次の如くであつた。

政友會	一九一
準政友	六
憲政本黨	八六

準憲政本黨	一一
帝國黨	一七
中立	六五
計	三七六

桂首相は反對勢力を緩和する爲に、山縣公に依頼して、伊藤公との「妥協」を企圖した。伊藤公は地租増徴繼續案撤回を條件として單獨にこの妥協申込に應じたので、政友會内部には不平が起り、また憲政本黨は大いに伊藤公を攻撃したが、それに拘らず、五月八日に召集された第十八議會は大體無事なるを得たのであつた。伊藤公は五月七日政友會議員總會に於て「妥協」についての説明演説をなしたが、これは當時に於ける「元老側」の意向を示すもの、如くである。

「諸君、總選舉の結果として、不日に開院を仰せ出さるべき臨時議會の召集に應じて御出京に相成つたる諸君の中には、再選により議員となられた諸君もあり、又今迄面識の無い即ち今度始めて議員となられた諸君も此中には御出席になつて居ること、存じますが、何れにしても今日政友會の議員として總選舉の結果差したる異動も員數の上に於て生ぜずして先づ多數を占むる所の政友會の議員諸君に此處に於て御目に掛る事は私の甚だ満足する所であります。諸君に對して昨年の議會の結果よりして今度の臨時議會に對する所の愚見を陳述致さうと考へます。

前期議會の前後に於て私が兩三回陳述致したる愚見は諸君の中には御記憶になつて居るだらう。又新に選出された議員諸君は新聞紙其他に依つて御覽になつて居ること、存じまするに依て大體私は國家の政治上に就ては矢張り自分の所見の誤つて居ると云ふ所を發見しなかつたのである。

併し同時に議會の取る所の政治の意嚮と政府の抱持されて居る所の意嚮と云ふものを互に固執して竟に之を融和する事に到らぬ場合に於ては國家の不幸之れより大なるはなしと考へたのであります。故に私は當局の大員諸公にも屢々會見を致して愚見のある處を陳述致した。又一面に於ては議員諸君の中には勇氣勃勃たる諸君も澤山あることであるから、二度三度解散しても何でもないと云ふ御考へかも知れぬが、私に在つては苟も諸君が一日も政友會の總裁として置かれる以上は左様な不幸に陥らしむることは私の甚だ忍びざる事であるから、諸君の御氣に入ると入らざるとに拘らず、力めてさういふ不幸に陥らざらしむる豫防をするのが當然のことである。

又一方には國家の政策を枉げて行くと云ふ譯には參らぬ。諄々として此地租問題の如き海軍擴張の如き事に至りては所見のある所を當局の兩三の責任者とも商議を悉した譯である。其結果當局に於ては私の所見を容るることに耳を傾けられたのであります。其の所見と云ふのは前議會以來諸君も私の愚説に同意せられて居る所の國家財政經濟上の問題であります。私は矢張り諸君と同様に増租の繼續には不承知を申し、且つ一般經濟社會の狀況を視察して見るのに、今日の處は昨年以來格別の變動はないと思ひます。けれども所謂振はざるの形

況に在ると云ふことは論は無いと見て居る。而して近き將來に於ては其の經濟の狀況を恢復して而して盛況を呈するや否や今日の所では愚眼を以て鑑定が出来かねる。固より恢復せざるを得ず、又得るやうに實業家其他事業に従事して居る連中は盡力して居るでありませうが、政治上から之を觀察するのは事業者學者の觀察とは自ら違ふ譯であります。

私は大體上から之を見て居るのであります。然れば此際に當つて若し地租を繼續せずして新に税を起して之に代へると云ふが如き事も其當を得たるものではないと考へる。故に私の考では政府に於ては地租によらず新税によらずして海軍擴張を執行さるゝ様にありたいと云ふことも段々商議を悉したのである。茲に於て稍政府も同意を表することに至つて居る。併して前議會に繼續して地租案が必ず臨時議會に提出さるゝことであらうと考へる。素より總選舉の結果今度の議會に於て諸君が地租案に同意せらるゝものが多數になれば、政府は大に喜ばるゝことであらうと考へる。併し地租案に就ては諸君が残らず双手を舉げて賛成せられても伊藤一人は不承知を言ふ積りである。

細かな事情を御話するの必要はないと考へるが、數回の談話を重ねて茲に至る以上は何處までも此節の議會は成るべく衝突を避けて而して妥協に終るやうに盡力致さうと云ふことを私は申したのである。然るに世上傳ふる所によると妥協既に成れりと云ふけれども、茲に於て諸君に能く御考へを願はなければならぬのは、一方は國家の重責に衝る所の政府である。一方は立法院に列する所の代議士である。政友會そのものが立法院ではない。各種の黨派又獨立の議員が集つて立法院を成立するのであるから此立法院なるものゝ權能を一個人が束縛することが出来る道理はない。又束縛する權能もありやうはない。故に政府を犯すことなく議會を犯すこと

なく所謂德義的友誼的に國家を憂慮する所よりして斯く双方の爲に慮つて當期の臨時議會を無事に終るやうにと考へて自己の責任を以て右の相談を盡し自分の決心を以て成るだけ衝突を避けて妥協に終るやうに盡力を致したいと云ふことを確答に及んである譯であります。ソコで眞に妥協なるものゝ成立は帝國を代表する當局と立法院なる上下兩院公然開會の上に於て相互に立法上の條規に従つて評議を盡されて而して所謂憲法的法律的の妥協が成立すべきであります。

然るに之を往々誤解して居るか又は知らずして言つて居るか知らぬけれども、立法的妥協の既に成立した如く吹聴するのは是れは間違ひであつて、立法的には是から妥協が成立つやうに私の希望を諸君に御報告申し、夫れでドウか用ゐられんことを希望するのであります。私に於ては勿論德義上の義務がある。併し政友會の總裁は此席に列する如く衆議院の議事に與かるものではないのであるから、唯だ所謂政治的團結の德義上に於て私の説に同情を表して之を實行せらるゝに至つたならば、私に於て甚だ満足する次第であります。

詳細の事に至つては議會の開けたる上、政府は政府の權能と議會は議會の夫々の法律的に成立つて居る所の各種の權能と相對して評議を致さるゝ其結果が妥協に終らんことを希望すると云ふ次第でありますから、どうか此邊を御了解あらんことを望みます。或は私の行動が甚だ老婆心に過ぐるやうに思ふ御方もあらうが、屢々政府の動搖するのは私に於て甚だ好ましからぬのである。既に二十九年即ち日清戦役後私の辭職以來内閣は六回も更迭して丁度一年一回の割合になる。其内尤も短命なる内閣は憲政黨内閣と私の二度目に奉命した政友會内閣である。黨派に據らざる内閣が反つて長命であつた。其れには種々理由もあらうが、國家の大事に任ずる内閣が數次更迭することは私は甚だ好ましからぬことである。

世間動もすれば内閣などは容易に出来るやうに思ふ人もあらうが、實は至難のものであります。素より公明正大に政治上の利害を論議することは妨げないのでありますが、希くは當期の臨時議會は無事平穩に終らんことを希望いたします。^(二十八)

但しこの會期中「教科書事件」及び「取引所限月問題」なるものが起つて、憲政本黨から政府彈劾案が提出されたが、政友會の反對によつて否決せられた。しかし、その爲に菊池文相及び平田農相は辭任するにいたつた。

三十六年六月半、豫て伊藤公の專制的指導や「妥協」に對して不満を懷いてゐた片岡健吉、林有造、尾崎行雄の諸氏は相次いで脱會届を提出した爲に、政友會の内部は動搖して幹部はその慰留策に腐心しつゝあつた。しかるに、これと殆んど時を同うして六月末から七月初めにかけて、元老、諸大臣、政友會領袖等の間に頻繁なる往復が行はれた。諸新聞は桂内閣の辭職を報じたが、七月六日にいたり 陛下は伊藤公を召されて左の勅語を賜はつたのである。

朕方今ノ時局ニ顧テ卿カ啓沃ニ頼ルヲ惟ヒ再ヒ卿ヲ煩ハシテ樞府ノ重職ニ就カシメ以テ國家要務ノ諮詢ニ應セシメントス願フニ維新以來ノ事業中外ニ涉リテ前途尙甚々悠遠ナリ朕ハ卿カ積年ノ勤勞ニ倚信シ匡救獎勵以テ其ノ終始ヲ完クセムコトヲ望ム

十二日伊藤公は次の如く奉答し、その結果、伊藤公は突然政友會を去つて樞密院議長となるにいたつた。なほ伊藤公と共に山縣、松方の二元老も樞密院に入つた。

臣博文 誠恐惶頓首謹ミテ奏ス

臣先キニ命ヲ欽ミテ憲法起草ノ事ニ當リ上ハ列聖ノ宏謨ニ訓リ下ハ臣民ノ幸福ヲ基トシテ規畫贊襄スル所アリ

而シテ其ノ施行日淺ク未タ有終ノ美ヲ成ス能ハサルヲ視ルヤ身ヲ政黨ニ投シ之ヲ指導誘掖シテ以テ立憲ノ聖旨ニ副ハシメムコトヲ謀ル事未タ緒ニ就カス乍チ本月六日ノ召命ヲ辱クシ優詔ヲ賜ヒ臣ヲシテ樞府ノ重職ニ就カシメラルルノ旨ヲ下サル聖慮深遠内外ノ時局ヲ洞察シ玉ヒ以テ此ノ大命ヲ賜フ臣恐懼措ク能ハス謹ミテ聖允ヲ乞ヒ慎思熟慮遂ニ聖意ヲ虛クスル能ハス茲ニ恭シク命ヲ拜ス蓋シ 陛下ノ左右ニ咫尺シテ國家要務ノ諮詢ニ奉對スルハ均ク憲政ノ施行に屬スル職任ナリ臣敢テ犬馬ノ勞ヲ効サスムハアラス 臣博文誠恐惶頓首頓首 政友會總裁の後任としては西園寺公が樞密院議長を辭して就任した。さうして同月十五日政友會在京議員總會に於て伊藤公は左の「告別の辭」を述べたのであつた。

「諸君、我帝國憲法の實施以來日向淺く、嘗て憲法の解釋に於て種々異同の議論起るに際して、此問題をして永く社會に存在せしむるに於ては國家及び國民の幸福にあらざるを思ひ、明治三十三年に於て予が憲法上對して是なりと認むる所の主義綱領を掲げ之を世に公にして政友會を組織するに當りて、諸君は予と政見を同うするを以て我主義に同意を表せられて成立したるは今日の政友會であります。凡そ黨派の主義綱領とする所のものは猶ほ國家に於て憲法が各種の權能を規定すると同じ譯合にて、主義に依つて黨派の成立を將來に維持するといふ事の必要は諸君も之を否認せられぬ事と考へる。

爾來諸君は予と其主義綱領を共にして今日まで經過し來つたものと信じます。然るに諸君も既に熟知せらるゝ如く此節止むを得ず予は本會と去就を決せざるを得ざるの時機に遭遇致し、予が去就を決したるの事實は既に世に明々白々現はれて居る通りでありますから、之を再説するの要を認めぬと考へます。假令予は政友會を離るゝも嘗て綱領として掲げた所の主義に至つては變更するの要を認めぬと考へます。又諸君も之を變更する

の必要なしと認めらるゝ以上は此主義を以て我憲法の爲め國家の爲に益々忠誠を盡して貢獻せられんことを諸君に向つて希望するのであります。

尙ほ今日諸君と別を告ぐるに臨んで一言述べて置き度い事は、凡そ一國の君主は其國民と相離るべからざるものである。故に此憲法を將來に保持して而して憲政の美を濟すは諸君が懷抱する所の趣意を貫き益々進んで國家に貢獻せらるゝ所より始めて其目的を達し以て日本帝國の昌運を扶持し國民の幸福を何處までも保持するのは日本國民の一大義務と考へます。故に自分が既に世に公にしたる如く政黨に首領として身を存在するも、主尊の側に咫尺するも此憲政に依つて日本の昌運を扶持する上に於て心を二三にする必要を認めませぬ。就ては諸君に於ても我が言ふ所の誠を信じて益々國家の爲に盡されんことは予の切に希望に堪へぬ所であります。又予は政友會の將來を我異體同心の西園寺侯を推して我後繼者たらんことを政友會に向つて勸告した所が、政友會は一致協同之を歓迎することになりましたのは予の甚だ満足する所であります。侯爵は我が親友にして且つ尊敬する所の人にして憲法の大義主旨に於て何時も我と異なる所なき人でありますから、此人と共に國家の福利を進むる爲に將來政友會を扶持して行かれることに一致協同せられんことを希望致します。

予は今茲に諸君と相別れざるを得ざるのは實に遺憾とする所であります。然るに天命を奉ずるに當つては、予の出所從來の經歷に於て已むことを得ざる事であるのみならず、又之を辭退するの餘地を剩さぬ譯でありますから、私の誠意ある所を諒せられんことを希望します。終に臨んで私は政友會の將來益々隆盛ならんことを希望致します。^(二十九)

伊藤公が突然樞密院に入つたについては、種々の説明が與へられてゐる。竹越與三郎氏の『陶庵公』には

『桂内閣と政友會との間に妥協が成り立つたが、桂としては、却て降を伊藤の軍門に請うたのであるから、一大失敗であつたに相違ない。しかしながら政友會においても、この妥協を非とするものが随分多く、陰に陽に伊藤を攻撃し、尾崎行雄の如きは、遂に脱黨してしまつたのみならず、世論殆ど萬口一齊に伊藤を非難するので、伊藤に取つてもまた一大失敗であつた。余もまた伊藤が妥協せねばならなかつた理由と、動機については十分のしんしやくをするもの、中心甚だ面白くなく、何とかして政府に一泡吹かせんと考へて、我黨は政府を倒さず、その建艦政策を支持することを約束したものの、これは部分的妥協であつて、全線にわたつて聯盟した譯でないから、政府の部分的失敗について糾弾するの自由を失つたものでないといふ理由を案出して、憲政本黨から提出する内閣不信任案に對して、これを修正して賛成し、農商務大臣平田東助と文部大臣菊池大麓の二人を彈劾しようといふことを頻りに説き廻つたのであつた。當時政友會の總務は松田正久と原敬であつたが、餘り進まぬながら、余の案を容れた。これは部分的彈劾案位をせねば、黨内の硬派の鼻息があらく、節度が行はれぬ憂ひがあつたからである。』

……伊藤は一面政友會の首領ではあるが、一面は朝廷の重臣であるので、ロシアに對する政策を講ずる場合には、屢々閣僚の會議にも加はることがあつた。桂は甚だ之を嫌つて居つたが、如何ともすることが出来ぬ。そして會議となれば桂の説は幾度か伊藤のために覆さるゝことがあつた。伊藤の説必ずしも名論でないかも知れぬ。桂の説必ずしも愚論でないかも知れぬ。併しながら、名論にせよ愚論にせよ、内閣は一個の中心から成り立たねばならぬのに、事實に於て二個の中心があるので、何れの側にも不満足のことのみであつた。そこで六月二十四日に至り、桂は伊藤に對し閣下を元老として尊敬し、教へを乞ふことは喜んで爲さんとする所であ

るが、閣下は一面に於てまた議會の多數を制する政黨の首領である、元老の説は探ると取らざると總理大臣の責任であるが、政黨首領としての元老の説は、必ず之を聽かざるべからざる結果となるべし、斯くては總理大臣はあれども無きが如くであるから、元老か黨首か、何れにか、其一であつてもらひたいと註文を着けたが、伊藤は考へるまでもなく、ハッキリと之を拒絶したので、桂は然らば已むを得ず、總理大臣を辭すべしと言ひ出した。桂の本意は固より辭職にあるのではなく、周圍の形勢を己に都合よく作らんとする芝居に過ぎなかつた。然るに老人等はこれを眞面目に受けて色々桂を引止めたものもあつたが、桂は止まらず、七月一日、愈々皇上に對して辭表を奉呈したので、皇上は二日山縣を召されて、如何にして善後の處分をすべきかと御下問があつた。

こゝに至つて山縣は伊藤が元老を以て黨首を兼ねることは種々の點に不都合があるから、時局の困難を救ふことは、伊藤をして政友會を脱して、陛下の側近に仕へしむるの他にその道なし、それには彼を召して樞密院議長たらしめ給ふことが、最善の道である、この事については臣等の説にては到底、伊藤を動かす能はず、唯だ陛下のお力にすがり奉るのみ、去りながら陛下の仰せに對し、伊藤或は背き奉ることあらんか、これ臣最後の御奉公の時なりと、暗に伊藤を以て足利尊氏に比するやうな説を奉つたのである。

皇上英聰、固より山縣の説によつて動かされ給ふはずもなく、また伊藤が政友會を組織するに先ちて、豫めその事を申上げ、時勢の變、今日の如くなつては皇猷を行ふの道、政黨を善導するの他なきを奏上して御諒知を仰いでゐるので、皇上は、伊藤が純臣としての節義に變りなきを知り給ふもの、ロシアとの關係逼迫して容易ならぬ形勢があり、伊藤を側近に侍らしめてその説を徵したいと思はるゝの念も深いので、七月六日伊藤

を宮中に召して、樞密院に入らん事を命じ給うた。

伊藤は意外の勅令に驚愕したが種々御物語りを承る間に宸衷のほども領會せられたので、篤と勘考の暇を貸し給はんことを願うて退出し、十月十二日更めて参内し、謹んで勅命を奉じて樞密院議長となるべし、但し臣と共に山縣も松方も共に樞密院に入れられんことを願ふ、臣、政友會を脱するについては樞密院議長西園寺をして、臣に代りて政友會を統率せしむべしと奏して、すべておゆるしを受けた。

山縣、桂は萬一、伊藤が樞密院に入ることを拜辭すれば、その時は伊藤に足利尊氏たる不臣の心事ありとして、攻撃するつもりで、その準備をして居つたが、伊藤の承順によりてその事なくしてすんだ。山縣、桂等が伊藤を樞密院に入れんとしたのは、恰も彼等が悪龍と見たものを生きながら執へて石窟に蟄居せしめんとするやうなものであつたが、伊藤は身を石窟に投ずると共に、山縣と松方を小脇にかゝへて、飛び込んだのは、流石に老練の遣り方であつた。伊藤が最後の決心をするまへに、西園寺公がその事に與聞したのは、固よりであつて記すまでもない。^(三十一)

とあり、また、徳富蘇峯氏の『政治家としての桂公』には

「世間では伊藤公の樞府に入りたるを見て、恰かも彼（桂公）の陰謀かの如く認めたるものもあつた。然しながら當時の事情は、實に容易ならぬ前途を見込んだ時局であつて、なか／＼狂言事ではない。實際内に於ては元老、當局者の一致を必要とし、廣くしては舉國一致を必要としたのである。其際に於て最も骨折つたのは山縣公、松方侯であらう。井上侯も實は樞府に入るべきであつたが、侯は種々の關係上固く辭したが爲めに、入ることだけは免れたが、然し元老として全く同一の歩調を取つたのである。」^(三十一)

とあり、さらに林田龜太郎氏の『日本政黨史』には

「斯く記述すれば藤侯は全然桂子の策に乗り、山侯松伯の爲に毒殺されたかの如き感なき能はず。然れども著者の聞く所に依れば是は表面の事實に過ぎず。曩に藤侯が政黨組織に反對せらるゝや、榮爵を辭し、元老の禮遇を退いてまで初一念を貫徹すべきを上奏したではないか。藤侯にして若し政友會創立當時の意氣あらしめば、何故に桂子に對し「元老たらんより寧ろ黨首たらん」と返答されなかつたか。顧ふに侯は黨首專制を設けて政友會に臨みしも總裁の威令全く行はれず、而して舊自由黨の跋扈依然たるものありて、侯既に政黨に飽きたのである。

侯が井上伯に送られた書柬は明に之を證明す。其書柬は現に小池靖一氏の手在る。且つ衆議院に於ける多數を作り上げて、貴族員の同情を有せざれば國務を運行する能はざるの苦き經驗を嘗め、而して貴族院を斯く作り上げたるは藤侯であり、之を改革せんとしても其途なしとすれば、其責任よりするも憂如たる能はざるは當然である。

茲に於て著者は曰ふ、藤侯は表面山侯松伯に餘儀なくせられたる如くも、實は之を機會に樞密院に隠れたるものであると、^(三十二)

と記述してある。兎に角、伊藤、山縣兩公の對立時代はこれを以て終りを告げたのであつた。

林田氏が『其書柬は現に小池靖一氏の手在る』と言はれる伊藤公の手紙が、金子子爵の『余の知れる伊藤公其二』に引用してある手紙と同一であるとするれば、金子子爵の方の時日が大分異つてゐる。金子子爵によれば、それは伊藤公が最初の政友會内閣を組織された頃のものとなつてゐる。しかし、六月十三日の日付から判斷すると、林田氏の方が正確

ではないかと思はれる。念の爲に附記して置く。

十二月五日に召集された第十九議會の分野は

政友會 一二八

憲政本黨 八五

帝國黨 一八

(政府與黨)

中正俱樂部 三三

(政府支持の團體)

同志研究會 一九

(政友會を脱會せる尾崎行雄氏及び無所屬の加藤高明、奥田義人氏等の組織せるもの)

交友俱樂部 二五

(政府支持に傾ける團體)

無所屬 六八

であつたが、政友會と憲政本黨とは同志研究會の斡旋によつて相提携して議會に臨んだ。しかるに、十日の開院式直後、河野議長(憲政本黨)の政府彈劾上奏問題が突發した爲に、この議會は十二月十一日解散されるにいたつた。これについて『立憲政友會史』には

「開院式は十二月十日を以て舉行せられ、車駕親臨し勅語を賜はる。此に於てか衆議院は即日直に會議を開き

議長の起草に係る奉答文案を議事に附し満場一致之を可決せり。即ち左の如し。

奉答文

車駕親臨シテ茲ニ第十九回帝國議會開院ノ盛事ヲ舉ケ、優渥ナル 聖詔ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ堪ヘス
今ヤ國運ノ興隆洵ニ千載ノ一遇ナルニ方テ閣臣ノ施設之ニ伴ハス、内政ハ彌縫ヲ事トシ、外交ハ機宜ヲ失シ
臣等ヲシテ憂虞措ク能ハサラシム、仰キ願クハ 聖鑑ヲ垂レ給ハムコトヲ。臣等協贊ノ任ニ在リ、慎重審議
以テ上 陛下ノ聖旨ニ答ヘ、下國民ノ依託ニ酬ムコトヲ期ス。衆議院議長臣河野廣中誠恐誠惶謹テ奏ス。

此の奉答文は甚しく違例なるのみならず、議長が之を提案するに方りてや豫め各派の代表者に内示するの先
例を破り、恣まゝに之を起草したるまゝ、咄嗟の間に之を議場に朗讀して議に附し、爲に議員中其文意を詳か
にせずして起立せし者も少からずとの理由を以て、議員間に物議を生じ、再議説盛んに起るに至れり。最も熱
心に之を唱へたるは帝國黨にして中正・交友兩俱樂部及び無所屬組亦之に贊同し相會して其方法を講ずる所あ
り。而かも其の提出せし所の再議の要求は河野議長直に之を却下せり。之と同時に河野氏は物議の喧しきに鑑
みてか脱黨届を憲政本黨に出し黨籍を去るに至れり。

…政府は衆議院議決せる所の奉答文の異常なるを見て大に驚き、直に臨時閣議を開きて後圖を凝議する所
あり。當時議員の間には再議説盛んなりしを以て政府は蓋し之に一縷の望みを囑したるものゝ如し。而して一
面河野議長は奉答文議決の後之を捧呈せんと欲し、直に宮内省に移牒して宮中の御都合を伺ひしに、翌十一日
午前十一時参内すべしとの命に接せり。然るに當日に至るや宮内省はその参内を差止め且つ期日を限るなし。
而かも河野議長は奉答文必すしも 天顏に咫尺して捧呈するを要せず、近臣の手を経て之を大關に達するを得

ば則ち足れりと爲し、當日午後を以て其手續に及ぶ所あらんと欲し豫め準備する所あり。而して政府は此時既に
に政友會及憲政本黨が各其黨議を決し斷じて再議説を排せるを見て大勢の復た動かす可からざるに鑑み、奉答
文の捧呈を阻止せんがため、遂に意を決して解散を奏請したるものゝ如く、衆議院の開會時刻將に迫らんとす
るの頃に及び詔勅の降るありて、衆議院は茲に解散を命ぜられたり。^(三十三)
と書いてある。

解散後の總選舉は三十七年三月一日に行はれた。さうして議會の新分野は

- 政友會 一三〇
- 憲政本黨 九〇
- 帝國黨 一九
- 甲辰俱樂部 三九
- 無名俱樂部 二五
- 自由黨 一八
- (政友會を脱會した土佐派の一團)
- 無所屬 五八

となつたが、日露戦争が二月十日に開かれたので政争は中止され、桂内閣は戦争の遂行に舉國の後援を得たの
であつた。

明治三十八年九月五日米國ポーツマスに於て調印を了した日露講和條約は竹越氏が「三十七年二月八日の旅順

攻撃は、譬へば敵の立ち上る時に、あて身を食はしたやうなもので、この打撃は永久に崇つて、ロシアの敗北で戦局は結ばれた。然しながら日本の勝利は、實に悲惨な勝利であつた。大砲の彈丸は古今大戦の歴史から割出して、一門一日三發もあれば十分であるといふつもりで準備せられたが、南山の一戦でその大半は消盡せられて、少くとも一日十七發半を準備せねばならぬことが分つて、手筈が狂つた。兵士一人に二足の靴があれば暫時は支へ得ると思つたのに、兵士は河を渡る毎に靴をすて、進んだので、意外に靴を要することとなつた。戦場には最大數四十六萬の兵を出し、負傷して、また出征するものを數ふれば九十九萬八百人に達し、從來の歴史と紙上の統計は當てにならぬことが分つた。氣力ある軍人と壯丁は皆な戦場に出動したので留守の任にある士官は悉く頽然たる老人のみとなつた。そして戦ひに勝つたとはいふもののロシアに致命傷を與ふるには更に一層窮北に進軍せねばならぬが、此事は最早容易でないと見られた。かういふ譯であるから、廟議は讓歩の出来るだけは讓歩して、一日も早く平和を回復することに決定した。^(三十四)と言つてゐるやうに、我が國にとつて、一面止むを得ざる處置であつたのであるが、それに拘らず、飽くまで「絶對的戰勝」を信じてゐた民衆の憤激するところとなり、所謂「日比谷の燒打事件」なるものが惹起された。また、これと關聯して來るべき第二十二議會の形勢も漸次に惡化して來たので、十二月桂内閣は辭表を捧呈して翌年一月七日西園寺内閣の成立を見るにいたつた。しかしながら、西園寺内閣は純然たる政黨内閣ではなかつた。これは閣員の配置によつて明白である。

總理大臣	西園寺公望
外務大臣	加藤高明
内務大臣	原敬

大藏大臣	阪谷芳郎
陸軍大臣	寺内正毅
海軍大臣	齋藤實
司法大臣	松田正久
文部大臣	牧野伸顯

(暫時首相の兼任)

農商務大臣	松岡康毅
遞信大臣	山縣伊三郎

桂公が政權を西園寺公に引渡した事情について『公爵桂太郎傳』には左の記事がある。

『明治三十六年以降、政友會は公(桂公)と妥協せし後も、公の内閣に對し依然として惡感を有し、憲政本黨と聯合して内閣を攻撃する態度を變ぜず。此間、又策士の兩黨間に奔走する有り。第十七議會召集の時に及びては兩黨の聯合益々成らんとせしが、時局漸く迫り、衆議院は河野議長奉答文の事に由りて解散せられ、三十七八年軍國時代に入るに及びては、舉國一致、政界暫く休戦の状態に在りき。

但だ小問題に就ては、議會と政府との衝突したるは勿論、兩黨領袖の間尙ほ機會を窺ひ兩黨聯合の準備を作すを怠らざりしと雖も、西園寺總裁の立場は漸次明白となれり。西園寺と公との間には一點の靈犀相通するものありしが如く、西園寺が輿論攻撃の標的たりしボーツマス條約に對して公然賛成の意を聲明したりしは、少くとも彼が内閣繼承の自覺心ありしを窺ふに足るものあり。當時政友會の多數は、此の條約を捉へて公等に肉

薄し一舉内閣を顛覆せんと焦慮せる時なりしかば、西園寺總裁の言を聞き、皆啞然たらざるを得ざりき。

當時、公（桂公）は急に去らざるべからざる至難の事情ありしに非ず。ポーツマス條約は極めて不人氣なりしと雖も、戦勝の熱漸く冷却し、事態明白と爲るに至らば、亦挽回の策なきに非ざりしなるべし。然るに機を見るに敏なる公は斷然勇退の志を決したり。但だ此際異とすべきは、從來の慣例に反し、内閣更迭の際元老の容喙を見ざりし事是なり。是れ必ずしも元老の勢力去れりと謂ふ可からざるも、是より朝野の老政治家中、復た政局に立つて其の責に任ずるもの殆んどなく、當時政界の分野は公と西園寺との角逐場となりし觀ありき。^(三十五)

第二十二議會の分野は左の如くであつて、西園寺内閣は前内閣の豫算を踏襲して議會に臨んだ。

政友會 一四九

憲政本黨 九八

大同俱樂部 七六

(官僚系の團體)

政交俱樂部 三六

(尾崎行雄、河野廣中氏等の團體)

無所屬 二〇

しかしながら、西園寺内閣は桂系と提携してゐるために、議會に於ても殆んど何等の困難なく「鐵道國有法案」を通過せしめることが出来た。但し鐵道國有問題については加藤外相が辭任するにいたつたが、これについて「陶庵公」には

「この内閣は、戦後の國力を回復するのが目的であつて、派手な仕事をする餘地はなかつたが、鐵道を國有とすることが最大の仕事であつた。鐵道國有は以前から國防の點から着目せられたが、後には産業發達の點からも研究せられ、その方法順序は立つてをつたもの、これを取り上げて斷行するものがなかつたのを、西園寺内閣に至つて初めて斷行することに決したのである。そして桂も大賛成で全力を盡くしてこの事について援助しやうといふ約束をした。

しかるに九州鐵道は三菱が大株主であり、山陽鐵道は三井が大株主であり、彼等は單純なる株主として重大な利害を持つてをるのみでなく、別に鐵道を通じて、その勢力範圍の中に君臨するの形があり、もしそれが國有となれば、折角築き上げた實業上の勢力範圍を失するので、この派の實業家は、深く國有案に反對してをつた。その他、直接に鐵道會社と深き利害關係のなき實業家も、多くはマンチエスタ派の自由放任の經濟論を信じ、國家が直に基本産業に關係する歐洲最近の風潮を知らぬので、彼等は理論上から國有案に反對するものが多かつた。そしてこれら實業家の愁訴は自然に伊藤、井上等をして、國有案に反對せしむるに至つた。

西園寺公はこれを聞いて伊藤を説服せんと訪問した所が、桂も來會したので、伊藤に對して嘗て鐵道國有案を提出したいといふことを語つた時は、それもよからうといひながら、今更反對するとは不都合であると論じ立てたが、伊藤は容易に承服せず、國有などは餘計のことだといつてゐた。これは多分井上の反對論の影響であるらしい。そこで桂は伊藤公の方は余が改めて説明の任を取るべしとの事で別れたが、伊藤は最後まで反對であつた。

……外務大臣加藤高明もまた内閣において極力この提案に反對して已まなかつたので、ついに辭職せねばな

らなくなつた。加藤の反對の理由は、人民が財本、能力その他のものを放下して設定したる利益事業を法律を以て強制して買収するのは、人權を蹂躪するものであるといふ一點張りであつた。これは人民の利益事業についての権利は、絶對的のものでないといふこととなつて來た近世の風潮が、マンチエスタ派の舊學に支配せられた彼には、領會が出来なかつた爲らしい。しかしながら、彼は嘗て朝鮮に於ける鐵道を強制買収することには、異論を唱へず賛成した所を見れば、彼の主張に矛盾がある。矛盾のある所に弱點があつて、彼は閣議において同僚からさんく遣り込められたのはこれがためであつた。結局彼は辭表を出さねばならぬやうになつたとき、内閣大臣從來の慣習に従つて、病氣によつて骸骨を乞ふといはず、鐵道國有について閣僚と意見を異にするため、辭職したいといふことなどを書いたが、西園寺公はそのまゝこれを皇上に拜呈した。しかるに皇上はこれを見て異例でないかと仰せられたが、公は大臣が意見があつて退くとき必ずしも病と稱するの必要のないことを申上げ、加藤の進退は却つて立派であることを申上げたので、皇上もこれを聽許し給うた。^(三十九)と記述してある。

永く政權から離れたところの憲政本黨の内部には數年來、改革派と非改革派とが抗争を續けてゐたが、官僚派と結んで黨勢の擴張をはかつて政權に近づかんとする改革派の勢力が増大するにつれて、紛争は表面に現はれるにいたり、さうしてそれは遂に明治四十年一月二十日の大會に於いて大隈總理を隠退せしめるにいたつた。大隈總理の告別の辭は次の如くである。

「……其れから私は最後に諸君に向つて私の情願を一つ述べたいと思ふのである。其れは少しく諄いが、十分餘りどうぞ御聽きを願ひたいと思ふ。明治三十三年に御承知の通り、吾々の同志たる政黨は、到頭吾々のみ所の政黨と云ふものが、其時に餘程性質を一變したのである。

此の日本の憲法史、日本の政黨史に大なる關係を持つ所の年は三十三年である。其の時に自由黨は自滅して、高名なる大政治家の伊藤公の下に自由黨、國民協會の一部、官吏の一部、其他中立、實業家と云ふものが集つて、政友會と云ふものが生れたのである。其時には伊藤公の聲望と且伊藤公の政治的才略によつて殆んど天下響の如く應じた。其時に我黨は何う云ふ有様であつたかと云ふと、御承知の通りに我黨の最も有力な數人は、不幸にも我黨を脱して伊藤公の下に馳せ加はり、之れが爲めに進歩黨は非常に動搖したのである。若し放擲すれば殆んど進歩黨は瓦解し盡し、自由黨の如く政友會の下に加はらなければならぬと云ふ運命に出遇つたのである。諸君は必ず御記憶であらう。其の時までは進歩黨々則に總理と云ふものはなかつたのである。其時に此處に御出でになつて居る鳩山君、其他其時分の矢來俱樂部其他の御方が、私に向つて是非伊藤侯が自ら陣頭に立つ以上は何うか私に陣頭に立つて黨の動搖を防いで貰ひたい、若しそれが出来なければ黨が瓦解すると云ふ事で、私に再三御勧めになつたが、實は御承知の通り私は身體も不具ではあり、甚だ迷惑でありますから、餘程御辭退をしたが、黨の興廢と云ふことを聞いては沈黙する譯には行かないのである。若し黨が私を推すならば止むを得ず陣頭に立たうといふ事になつて、遂に諸君が私を總理に御推薦下すつたのである。

先づ政友會の勃興に付いて進歩黨の破裂は止まつたが、其以來前後七年、私は黨の總理として事に當つたが、其間に於て少しも黨勢は振はないのである。諸君に對して甚だ面目もない次第である。畢竟私の微力の致す所

である(ノウク)、甚だ慚愧に堪へない(ノウク)。

然るに諸君が今日大いに活動を始め、黨勢擴張若くは種々の規則の改正、又先刻の討論を聴いても甚だ銳氣勃々たる有様を見て私は喜びに堪へぬのである。夫故に私は諸君に向つてどうか御別れをしたいと思います(ノウク)。私の只今の言葉は諸君に對する告別の言葉とどうぞ御承知を下されたい(ノウク)。如何となれば今日は既に業に餘程活動を要する時機である。活動は青年にある。私が今日總理を辭すると云ふのは、私は最早政治に飽いた、今日の窮境に疲れたかと云ふと決してさうではない。老ひたりと雖もなかく奮闘する(ヒヤヒヤ)。我輩は國家に對し、畏れながら陛下に對して死に至るまで政治は止めはしない(ヒヤク)。政治は我輩の生命である(大隈伯萬歳と呼ぶ者あり)。縱令諸君が我輩を黨から退けやうとも無論我輩の活動する天地は日本到る處にあるのである。決して止めないのである。是は國家に對する私の大なる義務である。憲法の上から云へば權利である。我輩の權利を曲げる事は如何なる力も出来ないのである。我輩は君主の命令に従ひ、法律の命令に従ふ以上、如何なる權力も我輩の個人の自由を制限する力は世界何處にもないのである(ヒヤク)。それでチヨット私が今日黨の總理を辭すると云ふと奇異な感じを起すか知らぬ。此處にも新聞記者が澤山御出であるが、新聞記者は早く既に私は總理を辭するだらうと云ふ豫言をされた。新聞記者は無遠慮に命令をやる。併し私は人の命令を聞くやうな男でない。頑固である。是は誠に善い性質ではないけれども何うも七十になつても此性質を止める事は出来ない。死に至るまで頑固剛情で一生を終る積りである。

併しそんなことは我輩の此演說に關係はない。我輩は黨に對して一點の不平もない。唯だ諸君をしてもう少し責任を重んじて、活動の餘地を與へると共に、我輩も自由の働きを許して貰ふ方が、黨の將來の發展のため

にも利益なりと斯う考へるのである。私は決して勞を辭せぬ。困難を厭はぬ。困難が来れば愈々我輩は奮闘し活動する(ヒヤク)。困難は我友なり。少しもそんなことには頓着しない。併しながら、黨全體のために計るに、先づ諸君はもう少し責任を重んじ、而してもう少し諸君の活動を望みたいと思ふ。

どうせ無邪氣の國民は政治上の思想は乏しいものである。どうしても指導者が之を教育し指導して立憲的國民を拵へなければ、眞の立憲的政治は行はれないのである。是は諸君の責任である。前程高橋君の建議があつたが、私は至極御同意である。若しさういふ場合に高橋君のやうな若い人達が遊説に出れば、——私は足が悪

い、私は旅行をしても何時も大名旅行をするから年中往くことが出来ぬが、共に行く時には一緒に演說者になつて何時でも御手傳をしやう。どうか私の歎願である。我輩に自由を與へて貰ひたいと、斯う考へる。併しながら我輩が總理を辭した爲めに此黨を去る譯でもなければ、辭した爲めに我輩の政治に於ける活動が止まる譯でない。益々盛んに遣るのである、諸君に向つて斷言するが、私は終身決して政治を止めないのである。それで明治三十三年は私は決して黨の役人ではなかつたのである。併しながら世間も政府も、目して大隈と云ふものが悪い、若いものを煽動して誠に困ると斯う云つて居る。私は總理と云ふものには始め改進黨の成立つた時に僅に二ヶ年、今度は餘程辛棒強く六ヶ年、前後八ヶ年、二十五ヶ年の間に八ヶ年しかやつてゐない。やつて居ないが此大隈と云ふものを政府も社會も矢張り改進黨進歩黨の仲間と云ふことに思つて何としても許さぬ。夫故に是から看板を掛け直して、少し尤もらしくなつて、御役人などに近付いて何かやらうと云ふことは世の中が許さぬ。世の中が許しても我輩が許さぬ(ヒヤク)。是は私は正直に諸君の前に白狀するのである。どうか此唯形式上の名はどうでも宜いが、是はどうか御免を願ひたい。是は私が諸君に向つて平素の剛情

なるに拘らず實は哀訴歎願する所以であります。(拍手大喝采)^(三十七)

第二十三議會に於ける政黨分野は

政友會	一七一
憲政本黨	九四
大同俱樂部	六三
猶興會	三二六
無所屬	一五

(尾崎、河野、奥田、島田、花井氏等の新團體)

であつた。最初政府は稍樂觀的態度を執つてゐたが、原内相が桂公の承認を求めないで、郡制廢止案を提出するに及んで憲政本黨及び大同俱樂部の反對に遭ひ、該案は衆議院を辛うじて通過したが、貴族院に於て否決せられた。次いで四十一年度の豫算編成に當つては政府は元老の忠告を容れて既定事業繰延べの方針をとつた爲に鐵道豫算に關して阪谷藏相と山縣遞相との間に衝突を惹起し、四十一年一月十四日西園寺首相は閣員一同の辭表を取纏めて捧呈するにいたつた。しかしながら、阪谷、山縣二大臣以外の辭表は却下されたので内閣は留任となり、松田法相及び原内相がそれ、大藏及び遞信の大臣を兼攝した。その後三月二十五日にいたりて松田正久氏は大藏大臣專任となり、また司法大臣と遞信大臣とは貴族院の有爵議員に割當てることになり、千家尊福氏及び堀田正養氏がそれ、任命せられた。

第二十四議會に於ては政府は、戦後財政整理のために酒稅、砂糖消費稅の増率及び石油消費稅の新設等を提案

して兩院を通過せしめることを得たが、しかし、これがために他方に於て實業家側の反對を招くにいたつた。

中野武營氏等を中心とする商業會議所聯合會及びその他の團體は、増稅案が衆議院の議題に上りつゝ、あつた時に左の決議をなして議員の牽制運動を試みたのであつた。

決議

一、吾人は財政を整理して經濟の發展を計り、稅制を釐革して國本を培養するを以て今日の最大急務なりと信ず。然るに此際更に新稅を起し増稅を爲すが如きは、倍々國運の進歩を妨げ産業の發達を害するものと認む。

一、吾人は前項の趣旨に背反する行動を爲す者は將來代議士に選舉せざることを誓ふ。

明治四十一年五月十五日、議員の任期満了による總選舉が行はれたが、實業團は選舉に先ちて次の宣言を發し、なほ選舉に際してはその代表者等を立候補せしめた。

宣言

吾等同志は將に來らんとする衆議院議員總選舉に關し茲に選舉權者の保持すべき主義を聲明す。

國力不相應なる軍備擴張を是認したるものは國家經濟の破壊を省みざるものなり。惡稅の誅求に同意したるものは一國生産の萎靡興廢に痛痒を感じざるものなり。生産的歲出に偏輕して不生産的歲出に偏重したる歲計を議決せるものは、國家永遠の利害を無視して極端なる軍國本位の弊政を助成せんとするものなり。

吾等が此の如き無責任不親切なる衆議院の議決を見るに至りたるは、職として代議士の選出に注意を缺きたるに由れり。吾等は國民自覺の時既に來れるを信ず。即ち吾等は將に來らんとする總選舉に對し全國商業會議所聯合會の決議意見の遂行に努め眞に國民の希望を代表する選良を衆議院に送るの目的を以て大に國民の奮起

を望む。

斯くの如く西園寺内閣に對しては、實業團の反對壓力が新たに加つたのであるが、それに拘らず、選挙の結果は、

政友會 一九〇
 憲政本黨 七七
 大同俱樂部 三二
 元猶興會 二七
 無所屬 五三

となり、政友會が絶對多數を占めたのであつた。

七月四日西園寺内閣は突然に辭表を捧呈した。さうしてその理由は首相の「病氣」であつた。しかし、辭職の眞の原因については、新聞紙その他によつて種々に臆測され、或は「社會主義者に對する不取締」の爲であると云ひ、又は「財政政策行詰り」の爲であると稱した。その孰れが眞實であるかは今尚ほ明かでないが、「陶庵公」には次の如く述べてある。

『社會黨は日清戦争の頃からボツ／＼と現れて來たが、當時の社會黨は比較的穩健のものであつた。その中には演劇的手段で、世に知られんことを望む幾多の漢子が、心にもないことをいふものがあつても、大體において憂ふべきほどのものでなかつたが、官僚黨は社會黨の文字そのものからすでに危險視して居つて、その内容を穿鑿するまでもなく、一律にこれを撲滅せねばならぬと騒ぎだした。

……しかるに西園寺内閣の時、社會黨が東京神田の錦輝館で、赤旗事件なるものを起したので、政府はこれに對して普通の行政上、法律上の取締りをしたが、以上の如き心持の官僚黨は、政府は何故に嚴重にこれを彈壓せぬかと、今にも國家が擾亂するかと思ふやうな調子で、政府に迫つて來た。これは思想の差異から出發した事であるが、その中には、これを罪狀として政府を毒殺せんとする策士の手筋も見えた。その中に高橋作衛がアメリカから歸つて來て、山縣を訪問しアメリカにゐる日本人中に兇暴な社會黨があつて、本國の同志と私かに策應してをいつて何事かを目論んでゐる、これは政府の取締の緩漫な爲であるから、よろしく一網打盡すべしなどと説いたので、山縣まで乗り出して政府に強壓政策を要求したが、しかしながら、公（西園寺公）は泰然としてこれに取り合はなかつたので、山縣の不平は一通りでなかつた。

その中に西園寺公は總理大臣官邸で一大宴會を開いた。從來の總理大臣も宴會を開かぬ譯ではないが、普通有り來りの洋食會であつた。しかるに公のこの日の宴會は、設備萬端行き届きその中に役者の演藝などもあつて、如何にも主人の心づくしの跡が見えて、招かれた人々は皆打ちくつろいで楽しんで歸つた。それから數日間は到る處の會合で、この宴會の評判が高く、この様子では西園寺も、二三年はやるつもりであらうなど噂があつた。しかるに意外にもこの大宴會の後數日、七月四日の内閣會議で、公は各大臣に向つて卒然、辭職するつもりであるから、各自辭表を出してもらひたいといひ出したので、大臣等は呆氣に取られたが、中には内閣は今日、衆議院で絶對の多數を制し、貴族院に於てもまた別に故障を見ぬから、辭職の必要なしと論ずるものもあつた。

そこで松田と原は別席に公を誘うて、辭職の動機何れにありやと質問したところが、公はこれに答へて政友會の積極政策はすで行きつまつた、政策は時に従つて變らねばならぬが、變るには他の内閣で變るのが當然

であると淡然、平然としていふので、二人が交るゝ留任を説いても、一向に相手にならぬ。そこでまた内閣會議の席に歸つて、總理大臣、すでに辭職と決心せられた以上は、致し方なしとて、各大臣皆辭表を書いたので、公は即時これを携へ参内して骸骨を乞うた。

西園寺内閣は右の如くして辭職したが、實は松田正久の大藏大臣では經濟社會の風波を乗り切ることが容易でないと思はれたからであつた。松田は志士の出身であつて、數十年の艱苦の間にもその清節と氣力を維持し、茫然たる風貌の中に機鋒を藏し、人を容るゝの度量もあり、人を使ふの呼吸も解し、従つて徳望もあり、政黨の首領として申分のない人物であつた。嘗て政友會の代議士會で大分議論のやかましい時、松田が座長として幹部の提案に、多數の賛成ありと宣言したことがあつたが、代議士等はずんずん中々服せず、賛否双方を起立せしむる正當の採決法によらずして、原案が多數であるといふことは如何にして知られるかと食つてかゝつたものがあつた。その時松田は笑つて足音で分つたと答へたので、滿堂笑聲の中に宣言が通過したことがある。その要領を得ざる中に要領を得ることかくの如きものであつた。それであるから彼が官僚中、殊に官僚の空氣の濃厚な司法省に入るや、忽ちそこに非常な人望を得たほどであつた。しかるに大藏省は彼にとつては全く畑ちがひであるので、彼の重望をもつてしても豫算の裁量は容易でないことが見えて來た。

元より彼といへども假すに歲月をもつてせば、省務を了解することが出來ようが、時はすでに七月に入つて明年度の豫算編成に着手せねばならぬ期限が迫つてゐる、いはんや經濟階級といふ一新要素が政治界に進出して來て、大藏大臣はこの新階級の心を攪らねばならなかつたが、松田にはその因縁がなかつた。

日清戰爭前の大藏大臣はたゞ閣議で決定したことを發布して、これを實行するだけで、財政の知識以外に、

經濟階級を料理する力量を必要としなかつた。しかるに日清戰爭から日露戰爭へかけ、政府の力のみで實行し得ざる種々の事業があつて、これを民間にやらしたり、または軍費を捻出するために、政府は經濟階級を摩弄し、溫存し、鼓舞したために、その意氣大いに昂り、區々政府の命令のみでは動かぬやうになつて來た。

民間の豪富と稱するものも、日清戰爭以前にありては微々たる財力で、明治二十五年頃、大阪において百萬圓以上の財力を擁するものは、三四人に過ぎざるほどで、従つて船場附近の土地も一坪二十二三圓の相場であつた位に、一般の財力は低かつた。東京においては、三井、三菱の兩財團は例外として、百萬長者また少く安田の如きもやうやく百萬に達し得たる程度のものであつた。

しかるに二十七年の日清戰爭は、忽ち多くの百萬長者を生み出して、彼等は風雲に乗じて各種の計畫を立てて財網を張り出したが、日清戰爭の後、十年にして起つた日露戰爭は百萬長者の財網に、無數の金銀を吸収せしめたるがため、これらの百萬長者は、一朝にして數千萬長者となり、彼等を中心として無數の小富豪が輩出したが、彼等は自然に政治社會に對して、一種の經濟階級を組織してしまつた。彼等は平生においては、政治家や新聞記者に財本を給與するので、政治上の株主であることを自覺し、事あるときは公債その他のことについて政府から相談を受くるので、國家の要素であることを自覺して來て政治上に種々なる注文をつけて來た。

從來の政治家はたゞ政黨員や浪人のみを駕御するの才幹あれば足れりとしたが、今やこの他に更にこの經濟階級を操縦する力量あることを必要としたが、松田はその人でなかつた。

松田が大藏省に入つたころ、或る人が訪問して、中上川彦次郎のことを語つた所が、松田は中上川とは誰かと反問したので、その人は三井の總支配人で財界の偉材である、中上川の名を知らぬ大藏大臣は困つたもので

あると嘆息したさうであるが、この一事、大藏大臣としての松田のすべてを語つてゐる。而して政府に此の經濟階級を操縦する力がないと見た官僚派は、全力を盡くして、此の階級に接近して、種々の妨害をし出した。かういふやうな譯で、西園寺公は内閣の前途は財政難にありと見て、むしろ苛烈な政争をせずに退却する方が、國家のためによいと考へて、一鞭高く春風に馬を躍らして退却したのであつた。權は用ひ盡くさず、勢は倚り盡くさず、名は享け盡くさず、とは當時の公の心事らしい。しかしながら、これがまたかへつて公をして再起せしむる機會を生むの本となつたのであつた。公は骸骨を乞ふと共に、皇上に後任は、桂が最も適任であることを申上げた。^(三十八)

西園寺内閣辭職の眞の動機は何であらうとも、その當時、實業團が政治的に獨立した「新壓力」となつて、右に官僚派左に憲政本黨と提携して、桂公の「間接的指導」の下に、西園寺内閣の更迭を迫りつゝあつたことは慥かである。

四十一年七月十日内閣組織の大命は桂公に降り、桂公は十四日第二次桂内閣を組織したのであつた。第二次桂内閣は第一次の時と同じく『超然主義—非政黨主義』の内閣であつた。しかしながら桂首相は大同俱樂部及び實業家の團體たる戊申俱樂部（八月二十五日組織約四十名の議員より成る）を親兵としてもつた以外に、西園寺公を通じて政友會の支持を得ることに成效したから、第二十五、第二十六議會は無事に通過することが出来た。明治四十一年の夏から四十二年の冬にかけて起つた重要問題は（一）非政友を標榜する又新會が猶興會を基礎として四十一年十二月二十一日に組織されたこと（二）四十二年春憲政本黨の改革派が非改革派の犬養氏を除名處分に附して黨内の混亂を惹起したこと（三）四十二年四月所謂『日糖事件』に連坐して十七名の代議士及び

四名の前代議士が收監されるにいたつたこと（四）四十二年十月二十六日伊藤博文公が哈爾濱に於て兇手に斃れたこと等であつた。

伊藤公は同年六月十四日韓國統監の職を退いて新たに樞密院議長に任ぜられ、同月十九日上野精養軒に於ける政友會主催の招待會に於て左の如き演説をなしたが、これは伊藤公の最後の政黨演説であつた。

「西園寺政友會總裁閣下及會員諸君、唯今杉田幹事長より御鄭重なる御挨拶を辱うし、謹て諸君の御厚意を感じたします。同時に又杉田氏は私が嘗て政友會の總裁たりしことを御紹介になりましたが、實に私は其當時諸君の御氣に入らぬこと許り申しましたので定めてノー／＼の聲を聞くだらうと思つて自分の覺悟は極めて居つたが、思ひの外ノー／＼の聲も聞かずして諸君とお別れ申さなければならぬことゝなつた。

自分は最初より政黨を組織し其勢力を利用して自分の地歩を作ると云ふが如き考は毛頭持たたかつたのである。自分の立場は獨立獨歩で遣る決心であつた。抑も憲法發布以來、議會の狀況並に政界紛擾の有様、選舉競争の狀況等を見るに、憲法制定の御趣旨は素より言論自由の世の中ゆゑ其意見を闘はすことは構はぬけれども、之れと同時に我國の憲政をして源平時代の歴史を繰返す大御心でなかりしことは國民の推察せざるべからざる所である。然るに選舉競争の有様を見るに、殆ど源平時代の戦争を見るが如き觀を呈し、斯くては將來憲法政治を破壊するの虞れなしとせずと認め、憂慮の餘り、憲法政治の外に國運の發展を完うするの手段なきやと考へたこともあつた位である。

情ら惟るに、封建制度を廢し郡縣制度を施行するに當りては、茲に舊來の三百諸侯君臣の關係を破壊せなければならぬ。然るに私の當時の所論に對し、長州の舊臣などの中には、伊藤は怪しからん事を云ふ奴ぢやと攻撃

する者もあつたが、先輩諸君は皆自分の意見を是認せられ、陛下の御宸斷に依つて茲に封建を廢し、國民の階級を破るにいたつたのである。斯くなりし以上は其結末として憲政政治を施行するに付ても、世界の先進諸國と同じ芝居を演じなければならぬ。即ち歐洲に於ける憲法政治の成績に徴するも其の改良を要すべき點は多々あらんが、未だ之を改良すべき考案工夫を廻らせし學者は一人もない。現在歐洲の先進國すら斯の如き状態に在る所の憲法政治を日本に移して見た所が、其の扮する所の俳優は日本の舊俳優である。取りも直さず新田足利を演じなければならぬといふ状態を呈したるより、自分は此れではならぬと認めて畢竟政友會を組織するに至つたのである。

爾來政友會に對し多少の批評非難はあるも、今尙ほ儼然として存在するのみならず、政黨の形を成して居るものは恐らくは此政友會の外には、私は公平の眼を以て見て比較的是丈の規律節制の整然たるものはあるまいと思ふのである。恐らく如何なる黨派より批評せしむるも、此點は否定することは出来まいと信するのであります。

勿論今日の自分の位地は政黨を批評する必要はないのであるけれども、嘗て其總裁たりし關係より諸君が今日の如き慰勞の宴會を開かれしは亦以て人情の發動である。

凡そ天下の事は人情に依て動くものである。而して其人情に依て動く所のものも果して道理に適ふや否やが問題である。如何に人情に適ふも不道理の事は相和することが出来ない。況んや今日に於て私は別に諸君と政治上の利害得失を同じにしやうと云ふ考へもないが、人情上に於て政友會の永久に存立せんことを希望する。而して政友會の存立を希望すると同時に、政黨の如く多數の人が集つて團結を爲す上には人心の異なる猶ほ面の

如くである。之を統一するには會員互に謙讓の美德を養成しなければならぬ。

英國が今日の如く憲政の美果を收めしは讓歩主義の賜ものにして、他の大陸諸國が英國の如く圓滿の効果を收めざるは全く此の讓歩の美德を缺くにある。此を以て諸君は將來國政に參與する上に於て、互に胸襟を披き讓歩的觀念を以て相和することが必要である。

凡そ動物は統一する精神と破壊する精神とを有つて居る。萬物の靈長たる人間は宜しく統一的行動を取らなければならぬ。幸に西園寺侯は私よりも胸襟が寛大で諸君よりノノノと云はるゝことも減多に無い。況んや又其人格に於ても諸君の不満足を購ふ様なことはないと確信する。私は此點に於て未だ嘗て西園寺侯に感謝する機會なかりしも、此點は獨り政友會の爲めのみならず、國家の爲め國民の爲め、茲に謹で同候の爲に其健康を祝し、一層國家の爲め盡瘁せられんことを切望する次第である。^(三十九)

西園寺内閣から桂内閣となつても、桂首相は「一視同仁」の旗印の下に、一方に於ては非政友團體を操縦しながら、他方多數黨たる政友會に頼つたので、政友會は年毎に膨張し、第二十六議會に於ては二百四名を包擁するにいたつた。政友會は依然として「政權」に結び付いてゐるのである。斯くの如き「力の關係」は諸小黨派の「分解作用」を惹起した。即ち明治四十三年三月一日、大同俱樂部を中心として戊申俱樂部及び一部無所屬議員は左の趣旨書の下に「中央俱樂部」を結成して五十名の新團體をつくるにいたつた。

趣旨書

「爰に同志相會して中央俱樂部を組織するに際し其主旨を天下に告白するは吾人當然の義務と信ず。

今や日本帝國の國際的位置の愈々重要を加ふると共に、内外の國務は倍々複雑に赴き、國民の責務は日一日に

緊切を重ねぬ。是れ必至の大勢にして吾人は深思熟圖、自強洋礪、唯だ夙夜兢々として國民たるの本分を盡さざらんことを是れ恐る。惟ふに現時に於ける經國の策は多端なりと雖も、其要は維新興國の皇猷を翼賛して上下一致盛に經綸を行ふの、聖旨を對揚するに出でず。内は教化を敦ふし、民心をして宇内日新の大勢に隨伴せしめ、交通を便にし、産業を奨勵し、國力充實の地を作らしめ、資本勞働の關係を調停し、階級的反撥の憂を未然に防ぎ、民族的團結の基を鞏くし、茲に富國強兵の實を擧げ、外は極東平和の中樞となり、國際政局の上にて帝國の威信を確保し、民族の膨張、國運の發展をして圓滿ならしむるにあり若し夫れ實際の施設に至りては適時適所の作用を要するも、其の大本大體に於ては斷じて此に存せずんばあらず。吾人同志は如上の旨義に遵由し、偏なく黨なく、公平穩當の地を占め敢て最善の力を盛さんことを期す。而して是れ實に憲政有終の美を濟す所以なり。』

また三月十四日には憲政本黨、無名會（さきに又新會を脱會した人々を以て組織した團體）の全部及び又新會、無所屬の一部から成るところの『立憲國民黨』が結成され、その所屬議員數九十二名に及んだ。立憲國民黨の指導人物は犬養、大石、島田、河野、仙石、片岡、武富、箕浦の諸氏であつて、その宣言・綱領は次の如くである。

宣言

大勢の旋轉促進するに従ひて、國民は憲政の本義に向ひ一層之に適切な解釋を加へ、且つ其の妙用を永遠に擧げ、益々國運の隆昌を致さんことを希圖し、憲政に忠順なる國民協同して爰に立憲國民黨を組織し、立黨の本旨を天下に宣言す。

憲政に貴ぶ所ものは主として、内閣の責任を嚴明にし、大政をして常に國民的大基礎の上に適用せしむるに在り。然るに由來我國政の實權は一部官僚の壟斷に歸し、今日國家立憲の名あれども、國民は未だ其惠澤に浴せず。是れ第一に之を革新し名實の歸一に力めざる可らざる所のものなり。

國家の本能は文武の均衡を保持し、庶務百揆をして各々其の宜を得せしめ、以て一國の福祉を増進するに在り。而かも現在國費の分配は多く其の適正を缺き、偏重偏輕の實相を掩はず、是れ第二に根本より之を檢討し、之に釐革を加へざるべからざる所のものなり。

國防に不變の定形あらず、要は四圍の狀勢に省察し、施設の緩急を制するに在り。今や列強の勢力は西より東より太平洋上に集中し遂年強力を加へつゝあり。是時に當り内帝國の地位を安全にし、外列強との均衡を維持し、世界の平和を保障せんと欲せば、帝國の軍備も亦之に順應して遂次一新する所なかるべからず。

軍備既に國位世勢に順應して遂次一新を要するものは、畢意列強との均衡を維持し、世界の平和を保障するに在れば、外政は固より之が表裏を爲さざるべからず。且つ夫れ國民の増殖は年々其の多きを加へ、今後百年を出でずして特に一億に達せんとすれば、之を利導し之を奨勵し、植民に通商に益々國民對外の發展を策するは係りて外政の手に在り。然も由來當路の外政は姑息逡巡、茫乎として國民の希望に副はず、是れ亦一大刷新を加へざるべからざる所のものなり。

今日内政の一大缺點は、大小の行政を合せて一切之を中央に集中し、所謂官局萬能主義に徇ふるに在り。是を以て頭大振はず、地方に於ける民力の萎微衰弱を馴致せり。加之繁文縟禮、國民は實に其煩に堪へず。故に庶政の分權すべきものは之を分權し、簡易にすべきものは之を簡易にし、以て地方自治の更張を圖らざるべからず。

國家永遠の財源を託し、財政基礎の鞏固を圖るには、税制その宜きを得、國民の各級各業をして公平の負擔に任せしめざるべからず、而かも今日の税制は其均衡を失し、加之税種に於ても確實と認むべからざるもの亦尠からず。自今之に對しては益々整理の必要あり。

國力の充實は一に農工商業の發達に待つ。従つて斯業の奨勵せざるべからざるは固より言ふを待たず。而かも今日の實業政策は往々其の足を緊縛して之に前進を命ずるが如きものあり。發達何に由りてか期すを得んや。吾人は深く此に見るあり、奨勵其道を盡し國家と共に其恵に頼らんと欲す。而して斯業の發達と國力の充實とは交通機關の整否如何と相待ちて離るべからず。此點に就きても亦我黨の心力を傾注せんとする所なり。教育に責ぶ所のものは國民の智識を啓發すると共に、其精神を堅實にし、業を勉め國を愛し、一旦緩急あれば義勇公に奉ぜしむるに在り。然かも今日の教育は前者を専らにして、後者を疎にし徒らに形式に流るゝものあり。斯の如きは大國民を養成し未來の大發展を期する所以にあらず。故に吾人は此點に就きても一大革新を庶幾する者なり。

政針の大綱斯の如し。吾人は之に向ひて屈せず撓せず着々として歩武を進め其目的を達せんことを期す。至誠國を愛するの士は惠然四來して其れ本黨に力を戮せされよ。

綱 領

- 一、責任内閣を樹立し、憲政の完備を期する事
- 一、文武の均衡を保維し、國費分配の適正を期する事
- 一、國防の緩急を省察し、軍備の順應を期する事

- 一、國際の平和を尊重し、利權の伸暢を期する事
- 一、内政を改善し、地方自治の更張を圖る事
- 一、税制を整理し、財政基礎の鞏固を期する事
- 一、農商工業を奨勵し、國力の充實を期する事
- 一、交通機關を整備し、富源の開発に資する事
- 一、教育制度を革新し、國民精神の堅實を期する事

四十三年の夏、『幸徳事件』なるものが勃發した。これは野黨の政府攻撃に於ける一題目となつた以外、政黨勢力のバランスには何等の影響をも及ぼさなかつたが、しかし、政黨以外の政治勢力と桂内閣との關係は、これがためにデリケートなものとなつた。小山松吉氏によれば幸徳事件の内容は次の如くである。

『幸徳秋水等の大逆事件といふのは、明治四十三年五月二十五日、長野縣の松本警察署で檢舉した事件である。松本管内にある長野大林區署内、明科製材所の職工宮下太吉といふ男が、爆彈をこしらへて持つてゐたのがわかり、取調べた結果、この男と群馬縣の新村忠雄、東京の菅野すが（幸徳の内縁の妻）、古川力作の四人が共謀して、その歳の秋の觀兵式の際、風箏に對して爆彈を投げようとの計畫をした事が判明した。

その月の三十一日、事件は東京へ回付され、松室（致）検事總長はこれを大審院の特別權限に屬する事件なりと認め、横田（國臣）大審院長に豫審を請求した。四人はいづれも無政府主義者で幸徳派のものであり、菅野は幸徳の情婦であるから、幸徳も關係あるものとして、検事局は幸徳をも共に起訴し、六月一日神奈川縣の湯河原に靜養中の幸徳（彼はここで日本近世史を書いてゐた）を拘引して調べると一切否定するのだ。また四人の連中も「幸徳は關係がない」と言ひ張るのだ。私はその頃神戸地方裁判所の検事正であつたが、その前東京にゐた時、社會主義者の事件を取扱つた事があり、幸徳等を

知つてゐたので、捜査の都合から私は東京へ呼ばれて取調べる事となつた。四人は國家も認めず、法律も認めず、死も決してゐると、實に傲慢無禮の態度で、豫審判事や検事を手こずらせてゐた。六月の始め私が宮下を調べると「貴官は紳士間（アルジョアの事を當時紳士間といつた）たる政府の代辯者であるから、そんな人に向つては答辯する必要がない」とえらい劍幕でいふのだ。

然し私は冷靜に問答を續け、翌日また取調べて無政府主義者になつた理由や意見を聞いた所、だん／＼態度が變つて來た。そして「こんな犯罪を企てたが、一體汝は日本國民の血を受けてゐるのか」と聞くと「私は日本人だ。私も皇室に忠義を盡す事を知つてゐる。日露戦争の時、黄海の戦ひで三笠にお乗りになつてゐた博恭王殿下が、分隊長として奮戦をなすつて、御負傷なさつたとの新聞記事を見て、宮様のやうなお方でも、そんな危険な場所で戦ひをなさるかと思つて私は泣いた」といふのだ。

そして六月二十四日になつて、宮下は「無政府主義は到底日本では實行できないといふ事を知つたから、何も彼も自白して悔悟の意を表する」とて宮下の關係せる事を一切白状した。要するに四人がかゝる大それた事を計畫するに至つたのは、千八百八十一年、ロシアのアレキサンダー二世が觀兵式の歸りに虚無黨から爆彈で弑せられたのを眞似んとしたものである。その時第二發を投げたのは、ソフィア・ペレスカヤといふ女であつたが、菅野はそれを崇拜し、自らペレスカヤを氣取つてゐたのである。そのうち紀州の大石誠之助の一派、熊本松尾宇一太の一派、東京の奥宮健之、箱根の僧侶内山愚童もそれ／＼共犯である事が判り、幸徳もまたその事實を全部白状したので、事件の真相がスツカリ判つた。

一體この事件が何故起つたかといふと、東京にあつた幸徳等の經營せる平民新聞社が、明治四十年四月解散し、同年十一月幸徳は郷里高知縣の中村に歸り、クロボトキンの「パンの略取」の翻譯に取りかゝり、これを譯し終つた頃、即ち四十二年六月にはゆる赤旗事件が起つたのである。このため東京の同志がほとんど全部入獄した事を聞き、幸徳は政府がわが同志を迫害したとて憤怒し、七月に中村を出發し、紀州の新宮町に大石を訪ね、その同志を集めて「赤旗事件の報復をせねばならぬ」と結束を固くし、また大石は醫者だから藥の事が分つてゐるとして爆彈の製法を研究する事となつた。

幸徳は八月新宮を立ち、箱根の林泉寺に内山を訪ね、その後上京して巢鴨に住居を構へた。そのうちに赤旗事件の報復をするについて彼の所へ來たものに對し「決死隊を組織して暴力革命をせねばならぬ」と説き、また爆彈の製法を奥宮に聞き、これを宮下に通知し、宮下が信州で爆彈を澤山造つて持つてゐたのである。

判決の結果、二十六名の被告のうち、二名は爆發物に關する犯罪により有期懲役となり、殘餘の二十四名はいづれも死刑を言ひ渡されたが、この二十四名のうち半数は陛下の恩召によつて恩赦に與り無期懲役となつた。そしてこの恩赦を受けた者の中には、既に假出獄になつてゐるものもある。

然らば赤旗事件といふのは何であるかといへば、明治四十一年六月二十二日、山口義三（孤劍）が監獄から出たので、石川三四郎が發起人となり、神田錦輝館で出獄歡迎會をやらう、そのついでに社會主義者の合同をやらうといふ事になつた。その時分の主義者は金曜會派（幸徳、堺、山川）、社會新聞派（片山潛）、東京社會新聞派（西川光二郎）の三派があつたが、錦輝館の歡迎會がすむと、大杉榮は豫て用意の赤地に黒く「無政府共產革命」と書いた旗をふりかざし、大須賀さと菅野すがとが先頭に立ち、隊を組んで示威運動を始めた。警察がこれを制止しようとしたが仲々肯かず、兩方は争鬭をやリだし、結局警察側は主義者連を神田警察署に檢束し、その結果十數名ものは公務執行妨害、治安警察法違反のなどを以て二年前後の刑に處せられたのである。

大逆罪を犯した理由につき被告側にいはせると「赤旗事件の際警察官の態度は我々を迫害するものと認めたから、かくの如く迫害する國家の元首に對して、犯罪を企てる必要があつた」といふものもあれば、またあるひは「日本人にもこんな事をするものがあることを、外國の主義者に知らせる必要があつた」といふものもある。振古未曾有の大逆無道の事件の犯人であるが、幸徳や新村を始め犯人は概して親孝行であつた。親に對する眞心を持つた者が、何故皇室に對してこれを持たないかと思ふと、實に心外でならなかつた。^(四十)

國民黨の結成後、犬養氏は來るべき第二十七議會に於て政友會と提携して「官僚」に當らうと企圖するところがあつた。この計畫に對しては政友會の少壯議員の間にも多くの賛成者があつたので、桂首相は機先を制せんが

爲に十二月二十日(議會召集日)西園寺總裁を訪問して、政府に對する政友會の支援を懇請した。次で四十四年一月二十六日桂首相は再び西園寺總裁を訪問して、松田、原兩氏列席の上、具體的提携の協議を行ったが、その結果は一月二十九日築地精養軒に於ける桂首相の政友會所屬議員招待會となつたのである。この席上に於て桂首相が

「總裁閣下並諸君、議會中御多忙の折柄諸君の來臨を辱うしたるは余の最も光榮とする所にして謹で感謝の意を表す。本日總裁閣下並諸君の來臨を請ひたるは單に歡を俱にせんが爲にあらす、又議會の問題等に對し互に協定せんとするが爲にもあらす。維新以來既に四十四年、憲法實施後亦既に二十餘年を閲し、此間に於ける國運の發達、思想の變遷亦著しきものあり、而して今や諸政の改善を期し、東洋の平和を維持せざるべからざるの時に當り、苟も國家を思ふ者は、其の朝に在ると野に在るとを問はず、協心同力國運の發達を以て其一大要義と爲さざるべからず、貴黨の穩健なる政見を以て國家に貢獻せらるゝは、余輩の夙に認むる所にして、又常に其協力に待つもの多し。いま朝野其の處を異にするも、既に國家の爲め執るべき施設及方針に於て其揆を一にする所あり。情意投合して協同一致し、以て憲政の美果を收むることは是れ余輩の切望して止まざる所にして、又貴黨の意も此に外ならざることは信じて疑はざる所なり。終りに臨みて貴黨の益々健全なる發達を爲さんことを祈る。」^(四十一)

と述べたのに對して西園寺總裁は

「閣下並諸君、本日は御招待を辱うし、執政諸公と政友會員と交歡の盃を擧るの機會を得るは余の欣喜且つ光榮とする所にして、謹で政友會員に代り之を感謝す。殊に首相閣下の御演説は甚だ余を感動せしめたり。内政

を改善せざるべからざる、東洋平和を維持せざるべからざる、百揆多端の秋に方りて國家を擔當せんと欲する者が其力を一にせざるべからざるは、閣下と余と宿昔相誓ふ所にして、意志吻合する所なり。今又閣下は政友會が國民を代表して庶政に貢獻せんとする志望、目的、地位を認め、相依り相輔けて國務を擧げんことを宣言せらる。此に至りて閣下と政友會とは情意相投合するものにして、此の如くにして協同一致し憲政有終の美を濟すを得んことは亦余が政友會を統率する志望なりとす。余は深く閣下の識度博大にして政治の進歩に一轉機を與へられたるに嘆服す。茲に謹で内閣總理大臣閣下並に閣下諸君の御健康を祈る。」^(四十二)

と答へて、桂内閣と政友會との所謂「情意投合」を明かに表明したのであつた。この「情意投合」なるものは何を意味したかといふに、一方に於てはそれは桂公が曾つて伊藤公や山縣公が「肝膽相照」の名の下に或は自由黨と結び、または憲政黨と提携したやうに、絶對多數黨としての政友會の實力を認めてこれと積極的に妥協するにいたつたことを示したものであるが、他方に於てはそれは桂、西園寺兩公による「政權の交代的授受」を意味したのであつた。

斯くの如き妥協の結果、第二十七議會は無事に通過するを得た。なほこの會期の終りに於て普選法案が奇襲的に衆議院を通過したが、貴族院に於て「審議未了」の名の下に所謂「握り潰された」のであつた。

四十四年八月二十五日桂内閣は突然辭表を捧呈して後繼内閣組織者として政友會總裁西園寺公を奏請した。

桂内閣の辭職について「陶庵公」には

「右の如く事々に政友會の助力を仰いだ桂内閣は、議會閉會の後にいたりて、疲勞困頓してしまつた。それにまた天の一方から黒雲が出て、鋭き眼で雲中から桂を睨めるものが出て來た。それは即ち山縣であつた。山縣

はじめ桂の才器を用ふべしと見て引き立てた。その非政黨主義を信用してこれを重んじた。その伊藤と利害と感情を異にするを幸として、これを盛り立てて伊藤に相當らしめた。しかるにその權勢の増大するともに、山縣の傘の下に立つものとしては、目に餘ることが少くなかつた。……桂に對する山縣の感情が一變したと見るや、幾多の官僚が、色々の報告をもたらして、山縣と桂の間を離隔せんとするので、二人の間の溝渠は日々に深くなつて來た。

四十四年の四月に日米通商條約が改訂せられ、爾餘の各國との通商條約も着々と進行したが、從來の條約は税率を條約中に規定したのを、今後の條約では稅權を回收した。これは現内閣の大功であると政府によつて頻りに宣傳せられた。しかるにこの宣傳の後、間もなく桂は公爵に昇進した。勿論その自薦あつたことは、誰も疑はぬところであつた。桂の先輩の中、山縣のみは公爵であるが、井上も松方も侯爵であるのに、桂が暴進して公爵となつたことは、また少からず山縣等を憤慨せしめた。憤慨の目で見れば、桂の身は疵だらけの身である。桂と相場師との醜關係は、從來彼の正面の敵手であつた民間黨のいふところであつたが、今は山縣門下の士さへもこれを口にするやうになつた。

桂の政府は財政上には既に行きつまつた。その支持者といはる、官僚社會の空氣はかくの如くである。桂も今は手足を伸ばすの地がない。そこで八月二十五日に辭職し、後任者としては西園寺こそ然るべしと奏して退いたのであつた。しかしながら桂はその辭職の日に於て、三井、鴻池、住友の三氏、及び近藤廉平に男爵を授けることを奏請して、經濟社會に私恩を賣ることを怠らなかつた。^(四十三)

とあり、また、『公爵桂太郎傳』には

「其の成績中、韓國併合の如き、財政整理の如き、條約改正の如き、其の他、日清協約、日露協商、日英同盟の重訂の如き、茲に其の一あるも以て内閣存立の理由と爲すに足るべき也。而かも公は内閣の首班として悉く之を實行したり。此の如き成績は、憲政創始以來罕に覩る所にして、大政治家の手腕を具するものにあらざれば能はず。

而して公が此の間に於て俄に其の職を辭するに至りたる所以のものは何ぞや。蓋し公の内閣は、内に於て善く其の一致と鞏固とを保ち、外に於て政友會と其の妥協を重ね、平穩事無きが如くなりしと雖も、成功の裡面には幾多の禍機を伏藏し、彼の二十七議會に於ては、大逆事件に關して公及び平田内相、大浦農相の罪を待つあり。南北朝問題に關して小松原文相の罪を待つあり。情意投合の結果、公と政友會との間、表面には融合一致政局安穩の狀ありしと雖も、人心倦怠の實自ら掩ふ可からざるものあるを免れざりき。

これ蓋し公が成功の一段落を機とし、人心の趨く所を察し、内閣の破綻其の未だ暴露せざるに先ち、進みて辭表を捧呈し、其の後任者として西園寺公望を推薦するに至りたる所以なりし也。公の實話に言へるあり。

予が内閣組織の天命を拜したのは、實に明治四十一年七月で、今を距る事滿三箇年であつた。顧れば此間予が不肖を以て、幸に内は閣僚及び諸有司の一致協力と、外は貴衆兩院の翼贊及び國民の後援とに由て大過なきを得たのは、偏に聖徳の然らしむる所で、予の感激に耐へざる所である。今や予が天命を拜した當初豫定した政綱は、敢て悉く然りと云ふにあらねども、彼の財政整理の如き、韓國併合の如き、條約改正の如き、其他諸般の政策其の緒に就き茲に一段落を劃した。

然るに予は身神疲憊、宿痾再發の虞なきやも測られぬ。惟ふに新陳代謝し、局面を轉換し、人心を洗發するの政治の要訣であつて、彼れ此れ考量し來ると、今日は正に是れ後賢を薦めて自ら勇退するの時であると思ふ。是れ予が闕下に伏して骸骨を乞ひ奉つた所以で、又其の西園寺公を以て適當の後任者なりと信じ候に向て内閣組織の天命を下らんことを奏請した所以である。

予は十六歳の時、初めて馬關の戦争に加はり、爾來身を以て國家の爲に貢獻するもの、殆ど五十年に垂んとし殊に最近十年間に二回までも内閣の首班を辱ふし、聖恩洪大、自ら言ふ所を知らぬものである。併し國家報效の精神に至つては、江湖の遠きに在つても、廟堂の高に居つたときと決して渝る所はない。世上或は予が今後軍務の要職に就くべしと云ひ、或は至高顧問府に長たるべしと云ふものもあれど、全然無根の説である。予は一個の老臣として、上は 至尊の殊遇に酬い奉り、下には先輩の志を繼ぎ更に後賢の進路を開拓せんとするものである。^(四十四)

と書いてある。兎に角桂公が第二十七議會以來辭職の意を決してゐた事は事實であるやうに思はれる。

八月二十六日 陛下は元老に御下問の事なく西園寺公を召されて大命を降下し、西園寺公は同月三十日左の如き閣員をもつて第二次西園寺内閣を組織した。

内閣總理大臣	西園寺公望
外務大臣	内田康哉
内務大臣	原敬
大藏大臣	山本達雄

陸軍大臣	石本新六
海軍大臣	齋藤實(留任)
司法大臣	松田正久
文部大臣	長谷場純孝
農商務大臣	牧野伸顯
逓信大臣	林董

政友會は衆議院に絶對多數を占めてゐたので、西園寺内閣は緊縮政策を執つたに拘らず第二十八議會を無事に通過することが出来た。また政府の提案にかゝる小選挙區制案は國民黨及び中央俱樂部の反對を凌駕して衆議院を通過した。しかし、それは官僚派の堅城貴族院に於て壓倒的多數をもつて否決せられた。

四十五年五月十五日には任期満了による衆議院議員總選挙が行はれた。選挙取締について原内務大臣は地方長官に對して大要次の如き訓示をなしたが、實際の選挙に於ては多數の違反者を出した。

選挙取締に關しては既に屢々訓令しありたる所なれば、今更に之を加ふるの必要を認めずと雖も、諸君は政黨員たるに否とを問はず、最も公平に且つ最も厳正に法律規則を勵行して之が取締を爲すべし。但し取締の要は徒らに罪人を作るにあらず、選挙人をして自由の意志を發表せしむるにあれば、諸君は最も此點に注意し、豫め警告すべきは之を警告して選挙界の廓清を計るべし。殊に近來種々の弊害を生じ、甚しきに至りては一定の政見もなく單に金錢に依りて當選を計るが如き陋劣の者もなきに非ざれば、此等の行動に對しては最も其視察を怠らざるべし。

選舉の結果各派の勢力は左の如くであつて、政友會は依然として絶對多數を制した。

政友會	二一一
國民黨	九五
中央俱樂部	三一
無所屬	四四

七月三十日 明治天皇は民衆哀哭の裡に崩御あらせられた。當時、桂公は歐洲旅行中であつたが、ロシアより引返して八月十一日東京に歸着した。さうして十三日には内大臣兼侍從長に任ぜられた。一般から政治的活動を斷念せざる如く見えた桂公の『宮中入り』に對しては『宮中と府中の區別を紊るもの』として非難の聲が旺んに起つたのであつたが、桂公は宮中及び元老間に於ける事情のために固辭することが出来なかつたもののやうである。この事について『立憲政友會史』には

『曩に（七月六日）東京出發、大連より滿洲を経て西比利亞鐵道に由り露都に向ひたる桂公の一行は、同月二十一日露都に着するや、天皇不豫の報を承はりて大に驚き、直に引返さん決心なりし所、其後稍々御輕快に向はせらるるとの報を得て愁眉を開き、豫定の旅程を進むこととなり、瑞西迄の乗車券まで購入せしも、其後に至り御病狀險惡との急電に接し、二十八日特別列車にて露都を發し歸朝の途に就く。斯くて一行は三十日午後五時莫斯科を距る二十四五時間のスイブラン停車場にて大行天皇崩御の報に接し恐懼惜く能はず、爾後汽車は益々東進して貝拉爾に來りたる時、本國各種新聞を接手して初めて事情を詳にし、天皇が御病中「桂は露都に到着したるならんか」と仰せられたりとの記事を見るや公は聲を放て慟哭せりと云ふ。

而して其の着京せるは八月十一日たり。旅裝を解くや直に參内、天皇皇后兩陛下に拜謁仰付けられ、次で皇太后陛下の御機嫌を奉伺し、御允許を得て大行天皇の御靈前に拜伏し、嗚咽歎歎之を久しうせりと云ふ。此際悲痛慟哭に堪へざるは臣子として固より當に然るべき所なりと雖も、桂公に在りては蓋し一種特別のものありしや知るべし、「大正政局史論」は「平野の獨樹」と題して、公の心情及境遇を敘して曰く、

「若し個人として 明治天皇の崩御に最大の打撃を蒙りたる者ありとせば、吾人は第一指を桂の爲に屈せざるを得ず。凡そ政治家の財産目錄には、第一君主の信任、第二政友の信任、第三國民の信任也。如何に平民主義繁昌の世の中なればとて、苟も君主の信任に於て缺乏する所あらば、其の進路は之が爲に崎嶇たらざるを得ず。微伯が一猶太人の冒險的政治家にして、彼が如き成功の一は主として女皇の殊寵を博したるが爲め也。虞翁の政路の荆棘の宮廷に存したること亦た反響の價値なしとせず。而して桂は天にも地にも、明治天皇の御信任を以て、其の重なる財産としたりし也。然るに一朝 陛下にして昇遷遊ばざる。桂たるもの焉ぞ上は國家の爲に慟哭し、下は一個の爲に痛悼せざるを得ん哉。

恐ながら明治天皇の諸臣を待ち給ふ、宛も太陽の如く、偏光なく私照なし。然も伊藤の如き、桂の如きは、其の職責上の關係より、天顏に咫尺するの機會多く、而して彼等が君國の爲に盡瘁したる功績は 陛下の深く照覽し給ひたる所也。されば 陛下の重大なる御不例中にも、屢々兩人の名字は、天音に上りしは、近臣の傳ふる處、君臣魚水の關係、今猶古の如きを恐察し奉らずんばあらず。桂は 陛下の御信任を力として其の晩節に一生涯を開かんと欲したるなり。

彼は兵權の内より出でて手を財權に染めたり。百事殆んど意の如くなりしに際して、一事意の如くらざるは、

民權是れのみ。彼が首相として前後八年の際に最も困みたるは、上に元老の掣肘あり、下に政黨の反抗あり、強請ありし事是れのみ。今や伊藤逝き、山縣老い、井上、松方復た振はず。而して彼の威望は、今や漸く元老と抗衡するに不足ならんとす。此上に不足なるは、唯だ民權との接觸のみ。人或は彼が明治四十五年の首、洋行出立以前に、政黨組織を決意したりと云ひ、或は當時之を上奏したりと傳ふ。然も決意はいざ知らず、其の必要を感じ、且つ胸中之が計企を創めたるは、寧ろ其の以前より然りしならむ。彼が如何なる形式を以て、民權に握手するやは、彼自ら決意せざりし迄も、少くとも其の必要に就ては、他日の準備として必ず上奏したる所ありしならむ。

其の主旨を一言すれば、民權を以て皇室を擁護すると云ふに在り。別言すれば、尊王愛國の大義を、元老若くは藩閥、官僚の専有物とせずして、國民と共に國家の公有物とするにあり。更に言ひ換ふれば、國民的尊王愛國黨を作るにあり。

伊藤の政友會を創立したるも、其の目的は此に外ならず。但だ事志と違ひしのみ。當時桂は伊藤の舉を以て尙早しとしたれども、彼が此の復案を懐いて、洋行の途に上りたるは四十五年七月なりき。彼が露都に達するや、既に凶音は、彼を待ち受け居たり。彼が一切の計企は悉く皆な畫餅となれり。彼は虎の如くにして日本を出で、鼠の如くにして日本に歸れり。

不運の魔神は、第二次桂内閣の下半年以來、彼に付き纏へり。彼が餘りに鮮かなる幸運は、魔神の惡みに逼れり。彼は必ずしも自ら犯したる罪の報いたらざるも、アンチ桂の雰圍氣中に、其の呼吸の迫促を自覺せねばならぬ程になれり。彼にして之を自覺したらんには、最後の蹉跌を或は避くることを得たりしならんも、彼は之を耳にしつゝも、實は左程とは自覺せざりし也。

近臣の語る所によれば、明治天皇も桂は頃ろ少しく天狗となれりと仰せられたと云ふ。蓋し此の天狗が、實に桂の晩節を誤らしめたる者にあらざる乎。彼は日本に於て最大有力者たるも、亦最大無援者なり。元老との關係も、今や一變せり。政黨も桂を利用せんとするものもあるも、彼に心服したる者なし。彼の門下の政友も、彼の退職後は皆な個々別々、自立の計に是れ急ならずんばあらず。固より彼の勢望は天下を壓するに足るも、未だ之を壓して、具體的たらしむる能はざる也。彼は實に平野の獨樹也。其の樹蔭に憩ふ者は多からむ。然も誰れか復た地を捲く猛鷲に向つて、此の獨樹を支持する者ぞ。宇宙茫茫、明治天皇一たび晏駕し給ふて、彼は政治的孤獨の者となれり。眞に此評の如く、明治天皇一たび晏駕し給ひて、桂公は全く政治的孤獨の者となりたる也。今後頼る所夫れ果して如何。思はざりき歸朝後未だ三日を出でざるに、任ぜられて常待輔弼の重大なる地位に就かんとは(四十五)とあり、また「陶庵公」には

『桂は先帝が著しく衰弱し給ひつゝあることを知らず、御病狀の發表に先だち七月六日、若槻禮次郎と後藤新平を携へて歐洲に向つて出發した。彼は表面ロシアと話し合つて、東洋平和の基礎を立つるつもりであるといつてをつたが、實は日本とドイツとの間に攻守同盟を結ぶの考案を持つて居つて、豫じめドイツ政府と準備交渉をして、歸つて來た上で、何等かの手段によりて西園寺内閣を倒し、新桂内閣の旗印として日獨同盟を掲げヤンヤト一時の喝采を博するつもりであつた。』

當時、英獨兩國の間は猶ほ決然たる乖離がなく、英國では却て獨逸に接近して和平を保ちたいと云ふ政策を持

つてゐるほどであつたから、日獨同盟は必ずしも排英同盟ではなかつたが、獨逸の方ではむしろ、排英的氣分が濃厚であつたから、日獨同盟を締結するとのつまりは排英同盟となるべき運命を胎んで居つたものであつた。自ら日英同盟の發案者であり、實行者であると吹聴して、世間の喝采を要求した彼が、排英を目的とする日獨同盟の考案者となるのは、何といふ皮肉な運命であらう。彼は畢竟、際物師であり、興行師であつた。

しかるに桂は途中で、明治天皇御重患の報に接したので、遽に引かへし、八月十一日日本に到着した。彼が東京に入るに先だちて山縣派では彼を如何なる地位に据ゑるかといふことについて密議したが、結局、平田東助の發案で、新帝がお若くゐらせらるゝから常侍輔弼の官として閏歴ある重臣を置かねばならぬ、それには桂がよいといふことで、こゝに一決して山縣から西園寺公に桂を内大臣にしたいと持ちだしたので、公もまたこれに賛成するほかなかつた。ただし山縣派の意圖では新帝に常侍輔弼の重臣が必要であるといふのは表向きの理由で、實は桂を宮中に擧つて、政治に手を出させぬやうにするつもりであつたといふ説が、桂派によつて傳へられてをった。

山縣派では西園寺公を好まぬことは云ふまでもないが、桂はこの頃公に比して、一層山縣派の憎まれものであつたから、この説は或は當たつてゐるかも知れぬ。この説の當否は兎に角、徳大寺は明治天皇の御登遐と共に隠退する決心であつたので、十三日山縣の提議によつて、桂は徳大寺の後を繼いで内大臣兼侍從長となつた。そして同日山縣、大山、松方、井上の四人および桂に對して各々「卿の匡輔に俟つもの多し」といふ優渥な勅語を賜はり、別に西園寺公に對しては「朕新に大統を繼ぎ内外多事の日に方り夙夜憂慮、先帝の偉業を曠しくせざらむことを思ふ。宮中府中宜しく協力相裨補し、以て朕か事を贊襄すべし、卿、輔國の任に膺り克く此

意を體し、諸大臣に傳ふる所あれ」といふ勅語が下つた。^(四十六)とある。

西園寺内閣は財政、行政に於ける緊縮整理を爲すの必要に迫られてゐたから、明治四十四年十二月内閣總理大臣を總裁とする『臨時制度整理局』を設けて各自の整理を急がしめつゝあつた。しかるに大正二年度の豫算編成に當つて上原陸軍大臣(病死した石本陸相の後任)は先年來の懸案である二箇師團増設案を提出して、閣議がこの増師を承認するならば陸軍の整理に應ずべしと強硬に主張した。しかし、十一月三十日の閣議は増師に『絶対反對』の決議をなした爲に上原陸相は十二月二日單獨に辭表を捧呈するにいたつた。西園寺首相は陸軍大臣後任者を得んがためにその推薦を山縣公に請ふたのであつたが、所謂『陸軍のストライキ』の壓力の下に拒絶されたので、内閣は同月五日總辭職をなした。

茲に於て元老會議は後繼者として松方、平田、山本、寺内の諸氏に順次に交渉したが皆辭退した爲に、桂公が宮中を出で、三度び内閣を組織するにいたつたのである。桂公の第三次内閣は十二月二十一日に成立した。閣員の配置は

内閣總理大臣 桂 太郎
兼 外務大臣

(但し外相は駐英大使加藤高明氏に決定してゐた)

内務大臣 大 浦 兼 武
大藏大臣 若 槻 禮 次 郎

陸軍大臣	木越安綱
海軍大臣	齋藤實 (優詔により留任)
司法大臣	松室致
文部大臣	柴田家門
農商務大臣	仲小路廉
逓信大臣	後藤新平

であつて、依然として『超然内閣』であつた。けれども第三十議會に對しては、桂公は新に政黨を組織して之に臨むことに方針を確定してゐたものゝやうである。

桂公が内閣を組織するにいたるであらうといふことが世間に傳はるや政友會、國民黨の一部、無所屬團の一部及び新聞記者團は犬養、尾崎兩氏を中心として、所謂『憲政擁護運動』なるものを起して輿論の喚起につとめた。さうしてこの運動は十九日の歌舞伎座に於ける大會に始まつて以來、全國的に傳播するにいたつたが、當時の事情について『立憲政友會史』には

『桂公に對しては國民の之に反感を懐くや久し。曩に自ら省みずして常侍輔弼の大任を拜受したるは既に其の反感をして高からしめたる所なり。而して自ら暗裡に形勢を指導して政界再現の機を作り、官中に在る未だ四ヶ月に満たざるに、忽ち出でて施政の樞軸を握る。是れ固より 聖詔の畏きあるに由るとは雖も、公や又 聖詔に假託せる觀なきにあらず、國民如何ぞ憤慨せざらんや。公既に大命を拜受するや、諸新聞(唯だ僅に國民新聞其他一二を除くの外)皆筆を揃へて之に反抗を試みざるはなく、桂内閣愈々成るに及んで、憲政の危機愈々増

大すとなし非難の聲轟々たり。東京日日新聞の左の論説の如きは蓋し當時の輿論を代表せるものと謂ふべし。「入るべからずして雲中に入りたる桂公は、暗裡に形勢を指導して政界再現の機を作り、尙ほ、 聖勅の畏きに假託して忽ち施政の樞軸を握る。二旬の長きに亘り、十一回の多きに及べる無能無責任の元老會議を操縦して茲に新に内閣を組織し、即ち平昔の志を遂ぐるを得たる公が胸中の得意想ふべきかな。

然れども吾輩は此内閣の組織に依りて益々憲法を輕んじ、所謂憲政をして益々無意義ならしめんとするの背進的危機の増大を認めずんばあらず。第一は、西園寺内閣が長閑の反抗によりて陸軍大臣を得る能はず、爲に總辭職を爲さざるを得ず、といふ立憲政治にあるべからざる形勢を作出したる其の原動力中に、桂公の勢力あること之なり。第二に、西園寺内閣を倒したる勢力の根源たる山縣公が中心となり、開くべからざる元老會議を開きて、局外より政治に容喙し、而かも爲すある能はずして遂に龍衣に縋り奉りたる事之なり。第三は、元老會議の成行をして斯くの如くならしむるにいたりたるは、獨り專横無責任なる山縣公等の罪のみならず、桂公の操縦與つて力多きものにして、桂公は政界再現の理由を飾るが爲に、他の元老輩をして桂公を輔國の任に當らしむとの 聖勅の降下を奏請するの餘儀なきに至らしめ、畏れ多くも御威嚴を輕んじ 聖勅を利用し奉りたるの趣あること之なり。第四は、桂公が斯る得意と多少の抱負とを以て内閣組織の任に當りたるにも拘らず、恰も西園寺内閣が陸軍大臣を得る能はざりし如く、亦海軍大臣を得る能はず、元老會議の決議を経て、齋藤男をして留任せしむるの御沙汰を賜はるやう奏請する所あり。即ち西園寺内閣の未だ之を爲すに忍びざる所を敢てし、又々衰龍の御袖に縋り、神聖を汚し奉りて、強めて齋藤男をして留任せしめ、辛うじて内閣組織を全うしたる事之なり。第五は、桂公は元老容喙の弊を絶根せんことを計らず、西園寺公を以て自己同列の元老たらしめんこ

とを奏請し、憲政蹂躪に對する障目的勢力を除却し、寧ろ之を味方として運用せんとするの策に出でたる事之なり。第六は、憲法第三條天皇神聖の條項、並に同第五十五條國務大臣輔弼の條項に違反せること之なり。

其の天恩に狎れて神聖を冒瀆し、天威に依りて政局の展開を計らんとする、何ぞそれ輕々易々たるの甚しきや。吾輩實に其の非立憲にして、且つ不臣なる行動に對して憤慨せざるを得ざるなり（中略）吾輩は今桂内閣の成立に就て望みを囑すべきもの一もこれなし。誰桂内閣成立の影響として貞愛親王殿下の内大臣出仕を仰付けられ鷹司公の侍從長に任ぜられ、宮府の圏域の截然として判明し、一旦桂公によつて汚濁の氣磅礴たらんとし、爲に萬民をして憂慮せしめたる宮中の肅清に歸したる一事を喜ぶべきあるのみ。憲政の濟美は前途遼遠にして、寧ろ逆轉退歩の趣あり。外人の大正の新政を悲觀したるもの亦其理あるを證せんとす。國民の覺醒と發憤とは、加速度を以て進行せざるべからず。

右は諸新聞紙中、寧ろ頗る穩健に屬するものたり。而かも其所論尙ほ此の如し。以て當時世上の空氣を窺ふに足るべし。^(四十七)

とあり、また、『政治家としての桂公』には

「彼が内大臣を奉職してゐる中に、端なくも二師團問題は出で來つたのである。此問題の可否については今茲に記すべきでないが、然しながら桂公が此問題の首唱者でもなく、又利用者でもなく、只傍觀者であつたといふ事だけは保證することが出来る。有體にいへば桂公は、第二内閣に際して此問題を延期した當局者であつた。彼は陸軍出身であれば、軍事を疎略にする心配はないが、財政の點を考へ之を延期したのである。そこで今日に於て此問題が出で來るといふ事は、彼は直接何等相關せざるも、困つた事であると思つたのであら

う。西園寺侯が此問題に就て山縣公に依頼し、山縣公が其れを引受けながら西園寺侯を賣り、終に西園寺内閣解職の止むべからざるに至つたといふ事は、政友會側の語る所であるが、事實はさうであるまい。

山縣公側からいへば、嘗て西園寺侯より左様なる依頼を受けたることはなく、却て此方より西園寺侯に向つて警告した事があつたけれども、西園寺侯はそれを聽き容れず、遂ひに救ふべからざるに至つたといつて居る。

要するに、西園寺と山縣の間には、互に謎を持出し、彼等銘々勝手に之を解釋し、而して最後に至て互に利害を述べ合つたのであつて、今更ら之を判断する事は苦しむが、何れにしても西園寺侯は政局の困難なるを見て、寧ろ此俗界に人氣ある問題を捉へ、之を名目として解職したる方が利益であると見て取り、當初は陸軍側より多少強要せられたれども、中頃よりは逆に陸軍に立向ひ、陸軍をして此案を撤回せしめざる以上は、最早中間に調停の餘地なきに至らしめたのである。極言すれば陸軍はこの問題の爲に、逆に政黨者流に致されたのである。彼等は戰爭に於ての駆引は上手かも知れぬが、斯る政治上の駆引に於ては、百練の士たる政黨者流にかけては、素人たるを免れんのである。イザ其の結果となつた。西園寺の解職は、政友會に於ては寧ろ待設けたる事であつたが、元老等に於ては驚愕であつた。西園寺は如何に去らんとするも、却々政黨者流は容易に去るまいと、彼等は思つてゐるに相違ない。然るに忽然俄然解職となつたからには、其後の始末を着けねばならぬ。そこで何よりの問題は西園寺の留任である。山縣公は自ら元老會議の代表者として、西園寺邸に赴き、誠心誠意之を勸告したのである。然し西園寺の眼中には、山縣は正面の敵である。總ての敵でなしとするも、主なる敵の一人である。争でその事を聽くべきや。却て御身之に當られては如何、御身當ること能はざれば桂公より外に人なかるべし、餘の人であれば自分も助くるに迷惑するとまで申添たのである。そこで山縣公も、此

難局を始末付くるは、自分であるか桂であるかといふ事を考へたのであらう。世間では西園寺侯の後に來るべきは、早いか遅いか何れにしても寺内伯であらうと云うてゐた。然るに元老會議は寺内伯を起さずして、却て松方侯を起さんとしたのである。是は何故であらうか。元來政府が陸軍問題で倒れたから、此倒れたる後に陸軍の代表者たる寺内伯を引張出すといふ事は、到底一時局を收拾する途でないと思つたからであらう。又西園寺侯が桂公ならば兎も角も、餘人では之を助くるに苦むというた事も、其理由の一となつたかも知れぬ。何れにしても山縣公は松方侯に赴いたのである。然し侯は辭した。山本伯も辭した。平田子も辭した。剩す所は山縣公と桂公との兩人である。己に兩人となれば此上山縣公を煩すべき筈はない。そこで桂公は自ら出でねばならぬ破目となり、終に出で來つたのである。而して之が又桂公に取ては非常なる失策であつたらう。

桂公が辭したればとて日本が暗闇となるでもない。公は衆怨群謗の犠牲となり宮中に入つたのであるが、如何に國家の必要とはいへ、未だ半ヶ年も経たぬに出で來るといふ事は、何となく不謹慎なる感じを與ふるのである。元來宮中に入つたのが間違である。が、入つてから思召とはいへ、國家の必要とはいへ、俄かに飛び出したのも亦間違である。

公が永久に宮内官たるべきや否やは別問題として、此際公が出で來たのは、公の一身に取て誠に遺憾といはねばならぬ。公はアンチ桂の上塗りをして、愈々其渦巻く黒雲を呼び起し、捲き起したのである。斯くの如きが惻巧なる政治家といふべきであらうか。世間が桂公を惻巧といふは、少し買ひ被つたのではないか。

彼は固より最も常識に富む政治家であるが、何事も容易く思ふ傾向がある。いはば常に多く光明の點を見て暗

黒面を見ない癖がある。己れが斯くある如く人も亦斯くあるべしと思ふ癖がある。所謂此難局を救ふは我を捨て、それ誰ぞやといふ決心で、自らは如何に社會が己れを待つかといふ事を研究する必要もなく、諸元老の勸むる儘に三度其内閣——不幸なる内閣を組織するに至つたのであらう。^(四十八)と記述してある。

第三十議會は十二月二十七日に開會されたが、絶對多數黨たる政友會は「情意投合」を廢棄して、憲政擁護運動の「潮」に乗じて攻勢に轉じた爲に、「議會解散」若くは「内閣總辭職」の孰れか、必然的なものとして、一般に豫想されたのであつた。しかし、桂公は新に一大政黨を組織することによつてこの「行詰り」を打開せんと企圖し、先づその基本として國民黨の大半、中央俱樂部の全部及び無所屬議員の一部をその傘下に集める準備を整へ、斯くして大正二年一月二十日、都下の新聞、通信記者を招待して新政黨組織の覺書を發表するにいたつた。桂公等は漸次に政友會その他を「切崩」して新政黨の絶對多數を確立しやうと計畫したのである。

政友會及び國民黨(犬養氏等の殘留派)は——一面に於ては自衛の必要と新政黨に對する嫉視とからではあつたが——一月の休會明けを待つて政府に對する「死物狂ひ」の鬭争を議院の内外に於て開始した。そのために議會は一月二十一日から二月四日まで停會となり、二月五日、尾崎行雄氏が左の「内閣不信任決議案」を提出して其の理由を説明するや採決に入らざる前に、再び五日間の停會となつた。

決議案

内閣總理大臣桂太郎は人命を拜するに當り屢々 聖勅を煩はし宮中府中の別を紊り官權を私して黨與を募り又帝國議會の開會に際し濫に停會を行ひ又大正二年一月二十一日本院に提出したる質問に對し至誠其責を重する

の意を昭にせず是皆立憲の大義に背き累を大正の進路に及ぼすものにして上 皇室の尊嚴を保ち下國民の福祉を進むる所以に非ず本院は此の如き内閣を信認するを得ず仍て茲に之を決議す

この停會中、二月七日桂首相は都下の新聞、通信記者を自邸に招待して立憲同志會の宣言書を發表し、さらに同日正午、同志會參加議員等（國民黨の脱黨者、中央俱樂部議員、無所屬議員）を帝國ホテルに招待して政黨組織の挨拶を爲した。立憲同志會は未だ結黨式を擧げないので議會に於ては無所屬團と稱することとなり、その議員數は九十三名であつた。

議會の停會は野黨の態度を毫も緩和することが出来なかつた。否、桂首相等は立憲同志會を結成することによつて、却つて、野黨の結束と攻撃力を強めたのであつた。二月九日、桂首相は加藤外相を介して西園寺政友會總裁と會見し政争の「休止」を請ふたが、西園寺公は翌日加藤外相に對して「休止」の不可能なる旨を答へたので、九日午前桂首相は參内して奏上するところあり、同日午後には西園寺公が宮中に召されて「政局緩和」に關する御沙汰を拜受するにいたつた。茲に於て西園寺公は松田、原氏等の政友會幹部及び國民黨の犬養氏と協議を重ねたが、犬養氏の戰鬥主義のために議纏らず、超えて十日午前、協議員會を開き次で政友會議員總會に臨んで左の演説をなし、議員等の「冷靜なる考慮」を求めたのであつた。

「諸君、私は昨日親しく 天皇陛下より御沙汰を拜しましたが、其事たる誠に重大の事柄でありまして、政友會に取りても、又國家の前途に關しましても、容易ならぬ事柄であります。私は總裁として痛心の至りに堪へませぬ。其れ故に茲に詳しく諸君の前に御話致したいと考へます。

昨日午後の一時半頃でありました。鷹司侍從長より電話が掛りまして、御沙汰があるから直ぐに參内せよとの

事でありましたから、直ぐに御召に應じて參内致しますると、 天皇陛下より「目下衆議院に於て議論が紛糾して居る様であるが、今日諒闇中でもあり旁々甚だ心配し居る、卿に對しては先きに辭職の時にも元勳として言つた事があるが、今日の場合特に意を用ゐて匡輔の任を盡せよ」との御言葉でありました。別に書いた勅書を賜はつた譯でもなく、御言葉の事でありますから、聞き違ひがあつては大變な事と思ひましたが、左ればとて御前に於て筆記する譯にも行かず、甚だ當惑致しました。そこで内大臣府に御出仕あらせられて居る伏見宮殿下に謁を願ひ、唯今、 天皇陛下より斯くくの御言葉でありましたが、聞き違ひがあつては大變な事と思ひまするにより、殿下より今一應私の聞き違ひなきや否やを御確めを願ひたいと申上げ、右の御言葉を殿下の御聽に達し駄目を押ししました所、殿下より 聖旨は夫れに違ひないとの御言葉でありました。そこで衆議院の議論と仰せらるゝは、具體的に申せば、不信任決議案の事でありませうかと御尋ね申上げると、決議案の事であるから夫れに就て何とか圓滿に局を結ぶ様にとの御言葉でありました。私は其事なれば黨員とも協議を致して御聖旨に副ふ様に致しますると御請を致して引下つた譯であります。

依て昨夜來、松田、原兩君を初め其他幹部諸君とも相談致しました次第で、又今朝協議員會で夫れく協議を遂げた次第であります。私は臣子の分として 陛下の御言葉に従はねばなりません。諸君は國民の代表者である、から十分に其意見を主張せらるゝのは、當然の事ではありますが、現下の對局に對しては一時の感情に駆らるゝことなく、黨の爲めに國家の爲めに十分に慎重に考慮せられんことを希望致すのであります。今日一時其主張を屈したとしても、黨員諸君の決心に固ければ、又將來は必ず其目的を達するの日があると信じます。故に返すくゝも慎重の考慮あらんことを切望に堪へませぬ。」^(四十九)

しかしながら、當時、院外に於ては、九日國技館に熱狂的な大演説會が開かれ、十日には早朝から群集が日比谷に集つて、憲政擁護運動者等の指導の下に『デモンストレーション』を行ひつゝあつたのみならず、山本權兵衛伯が議員總會開會直前に政友會本部を訪れて何事か西園寺總裁と會談したといふやうな「戰鬪的景圍氣」が濃厚であつたから、政友會の議員總會は「依然豫定の行動を執つて突進すべし」と決議するにいたり、議員等は白薔薇の徽章を胸につけ、沿道群集歡呼の裡に、午後一時より開かるべき議會に臨んだのであつた。

桂首相等は西園寺總裁に御沙汰が降下したに拘らず、政友會が豫期に反して「決戰的態度」を執るにいたつたことを知るや、議會開會に先ちて停會を奏請したので、議會は三日間停會となつた。停會の報を得た日比谷の群集は遂に警察隊と衝突して暴動化し、國民新聞社その他の政府系新聞社を襲撃すると共に諸交番所を焼き拂ひ形勢重大化するにいたつた。その夜、政府は軍隊を出動せしめて帝都の秩序を維持したが、暴動の餘波は大阪にも及んで十一日夜の騷擾を見たのである。停會中、内閣の一部には議會を解散すべしとの意見が強かつた模様である。しかし、『誤算』を意識し始めた桂首相等は議院内外の情勢に鑑み且つ「帝都騷擾に對する責任」をとつて十日辭表を捧呈したのであつた。

茲に於て、元老の會合が行はれて、二月十二日、後繼内閣組織の本命は山本權兵衛伯に降下し、山本伯は二十日、政友會の支持を條件として内閣を組織するにいたつた。さうしてこれと同時に「桂、西園寺兩公の對立時代」は終りを告げたのであつた。この間の事情につき徳富蘇峯氏の「政治家としての桂公」には

「扱、桂は愈々十二月二十一日に内閣を組織した。其時には已に政友會の意氣は、不信任案まで進んで来たといふ事は分明であつた。西園寺は何處までもするく構へ、知つて知らぬ振り、見て見ぬ振りして、黨員の爲す

に放任するといふ事も、略ぼ見當がついてゐた。然るに桂内閣は果してそれだけの敵を料る見識があつたや否や。

新年の議會は一月二十一日に集つた。而して二月五日まで停會せられた。此は豫算案が出揃はざりし爲といふ事であつたが、實は已に其場に不信任案でも飛出さんとする形勢であつたから、多少人心を緩和する目的もあつたであらう。然るに二月五日の議會に於ては、いよゝ不信任案が出て来たのである。此上は解散の外致方ないのである。いはゞ議會召集前より議員は解散を賭して来たのである。又解散を賭すべしと公言して居たのである。いはゞ解散は彼等の要求であつた。從來解散といふ事は、政府が議會を嚇す言葉であつて、議會が政府を嚇す言葉ではなかつた。然るに今回は逆になつた。此場合は政府たるもの只其形勢を甘受して、之に順應するの外はないのである。然るに再び停會の命は下つた。

吾人は茲に於て桂公が如何なる場合と雖も、甚しき事をなすことを好まぬ人であるといふ事を證明する事が出来る。彼は平和の手段で行はるまでは、成るべく其手段を探るのである。百計盡きても尙残りの一計なきかと之を吟味する人である。再度の停會中に於て、彼は如何にもして時局を平和に解決せんと考へたのである。固より彼は已むを得ざれば解散と決心し、解散の理由書の如きは、已に彼の衣兜の中に收つて居たのである。是は彼自身の考であつたか、若くは他に進言者があつたか、世間では新歸朝者たる加藤高明男が英國に於て、先帝崩御の際は特に新帝の勅説によつて、兩黨間に暫定平和が協定せられ、兩黨間に蟠る大問題に就て圓卓會議の開かれた例もあれば、諒闇中ではあり、大正維新の今日に於て解散などを見るは不祥である。寧ろ斯る方便もなといふ事を注意したといふ説もある。或は曰く、此間政友會最高幹部の密使と稱する者桂公に抵り、

哀願的に何とか穩便の手段はなきやと云ひ、既に提出したる不信任案は、今更ら引込む譯にも參らず、何とか天書降下の事でも願はれ間敷やと云ひ、又加藤男にも同様の相談を持掛け、遂に此が動機となつて此一齣の喜悲劇は出來たと云ふ説もある。何れにしても、桂公は自ら西園寺侯と會見して問題を決着すべし、加藤男を使として申し向けたのである。處が西園寺侯は寧ろ之を希望せなかつたらしい。而して桂公よりは、此會は國家の要務に關することであるから、私邸に於てせず、首相官邸か若くは貴族院内の大臣室に於て公然面會すべし、又友誼的の會見であるから、他人を難へず兩人差向といふ事であつた。之が二月八日の午前である。然るに西園寺侯は約束をなすつゝ、更に改めて本日は政友會に出席する用もあれば、到底面會の時間なし、明日なれば何時にても差支なしと重ねて通告した。然るに桂公は、時局一刻も猶豫すべきにあらざるを以て、是非本日中午に前約の如く面會したしとの事で、遂に同日四時首相官邸に會見することとなつた。我等が聞く所によれば、西園寺が應接間の扉を開いて桂の顔を見るや否や、誠に相濟まぬといふ事を繰返したといふ事である。それは何れにしても桂は西園寺に向つて、昨年拙者が天命を拜受したるは、閣下も贊襄の意を表せられたる次第である。然るに拙者の内閣組織が非立憲の行爲であるといふ理由を以て、閣下の率ゐらるゝ政友會が國民黨と聯合して、不信任案を提出するに至つたのは、如何にも意外千萬である。元來今日は諒閣中でもあり、此際に議會を解散するが如きは最も避くべき事であると思ふ。且決議案の如きは、何等現内閣の政策に基かずして、只感情の末に奔つたばかりのものであるに、之が爲に昨年總選舉をした國民に向つて、再び總選舉を以て煩はさんとするは、如何にも忍びざる所である。そこで若し閣下に於て昨年末の退閣を遺憾とし、更に自ら其衝に當らんとする御希望ならば、事固より大權に屬するも、猷替の責任を有する予の範圍に於て、閣下の爲に其道を取

るは、予が決して吝かなる所にあらず、且陸軍問題の如きは、現時と昨年とは事情を異にし居るが爲に、後繼内閣の累とならず、又自分に於ても微力を以て其便宜を計るべしといひしに、西園寺侯は毛頭未練なし、今日に於て後繼内閣引受の準備もなければ、又其意志もなし。然しながら不信任案提出は適當の理由あるにあらざるも、騎虎の勢最早や奈何ともし難しとて、頗る心配の様子であつた。此際に加藤の所謂英國の例などの話も双方の間にあつたといふ事である。

然るに翌九日、西園寺侯は加藤男に向つて、種々と盡力をしたが、此際不信任案撤回の如きは力及ばずといふ旨を答へた。而して其外に如何なる話があつたかは、予の與り知る所ではない。但だ桂公は參内して目下の政況を奏聞し、西園寺公も同日午後參内を命ぜられ、時局收拾の勅諭を賜つて退出したのである。其夜駿河臺の西園寺邸に於ては大評定があつた。國民黨の犬養迄も召喚せられ、勅諭を奉すべきや否や、所謂恭順派と非恭順派との間に随分議論があつた。尾崎、岡崎、犬養等の意見が何の邊にあるかは、問ふ丈けが野暮である。且つ西園寺侯が如何なる程度まで盡力したかは、これ又我等の知る處でない。只西園寺侯は同日の午後 勅語を拜受して歸る場合に、綸言汗の如し豈之を奉ぜざらんやというて歸つたといふ事であるが、如何なる程度まで之を奉じたのであるかは、予の知る所ではない。

∴政友會は山本伯が本部に西園寺總裁を訪問したるに氣勢を得、最早解散はなきものと斷定し、卒然として此に至つたのである。そこで桂首相は、此上は西園寺侯に賜はりたる勅諭奏請に對し其責を引き、辭職の決心を告げたのは、多分十二時四十分頃(十日)であつた。之が即ち第三桂内閣の辭職の顛末である。^(五十一)

とあり、また、竹越氏の『陶庵公』には

「……さて八日となつて、加藤高明は西園寺公を駿河臺に訪問し、本日は桂の代理として推参したのであるが、今日に 皇上から御召があるかも知れぬから旅行などせぬやうに願ひたしと語り、それとなく公の斡旋により議會の空気を和らぐやうに致したいといふやうなことを言つて歸つたが、九日に至りて、果して御召があつたので公が参内して拜謁すると、議會のことについて勅語が降つた。これは多分桂からお願ひした結果であつたらしい。この時公は唯だ拜承して退くのはなかつた。公はこの事實に處置に窮した。自己の信念、政友會の位置は、天下の共に知る所であつて、散子は既に投げられた。然るにいま 皇上は議會の態度を變ずることを望まるとのである。聖意に副はんとすれば政黨の位置を泥土に委ねねばならぬことは、明白である。然しながら聖意は畏し、これを順奉せねばならぬ。茲において公は沈吟多時の後、意を決し、政友會の首領と、憲政擁護運動で政友會と行動を共にすることになつた犬養毅を自邸に招いて、勅語を拜した次第を述べ、不信任案を撤回せんことを希うた所が、多数は澁々ながらこれを承知したが、犬養と尾崎行雄の二人は、これを承知せぬので、議論容易に決定せず、兎に角、明日の議會は一日休會することを申合せた。これは公に對する勅語について考量する時間を餘すため、皇室に恭順の意を表するものであつた。

雷獸といふものは平生、何處にゐるか分らぬけれども、雷鳴り、電はためくとき忽然として現はるゝものといはれて居るが、十日愈々政友會が議會に乗り込む前に代議士會を開かんとするや、山本權兵衛は雷獸の如く忽然として政友會本部に遣つて來た。山本もまた桂のやり方に憤慨した一人であつたが、この日、桂を訪うて政局紛亂の本は君にあるから宜しく辭職せよと論じて殆ど喧嘩となつたが、桂は西園寺が出るならば、何時でも辭職すべしと言つた。山本は多分桂と會見の顛末について公と語るつもりであつたらしく、先づ駿河臺の邸

へ公を訪問した所が、公が外出した所であつたので、家人と語ることに暫時にして政友會本部へ向つたのであつた。然るに公はなほ到着せぬので、彼は幹部の役員と談話したのであつた。その中に公も到着したので直に代議士會が開かれたが、公は 皇上から勅語を拜承した次第を告げた。公は代議士が憲法上に有する所の權能を托けて、公の立場に同意せよと明かにはいかなかつたが、一時の感情に惑はず、正しいと確信する所に進むべしと論じた。平生喧嘩を以て初まり、鬨々を以て終ることを常とする代議士會は、水を打つたるが如くに靜かで、殆ど凄愴の氣四隅までみち／＼てをつたが、戸水寛人が政友會は當初の決議通りに進むの他なしといふや、昂奮しきつた一同は、拍手してこれに和したので、公の苦心は報いられぬこととなつた。そして本日議會を休會すべしといふ申合も、これをやめて直に相率るて議會に臨んだが、政府は不信任案を決するの機會を與へざるべく、十二日まで議會を停會したのであつた。

數萬の民衆は憲政擁護派を後援すべく、早朝から議會の附近に屯集したが、議會が三たび停會せられたとの報を聞くと、最早、これまでなりと、忽ち騒ぎ出して警察官と衝突し、喧嘩となり、焼打となり、全市は暴動の衝となつたが、陸軍が兵士を派出したので、僅に紛亂を收拾することが出來た。茲に至りてさすがの桂も最早手段の施しやうもなく、十一日辭表を拜呈した。大正元年十二月十七日に成つた桂の第三次内閣は、かくの如くして五十七日にして倒れたのである。山縣は之を評して「桂は雪隠で首を縊つたやうなものだ」といつたさうであるが、山縣の桂に對する晩年の感想はこの一冷語で盡されてゐる。

桂の辭表によつて後任選定のために、宮中において元老會議が開かれた。公はお召によつて参内した所が、今元老と桂と會談してゐるから、それに参加せよとの仰せがあつたので直にその席へ入つた。この時山縣は出

席したものの沈黙して何もいはなかつた。これは山縣自身すでに二ヶ師團騒ぎの張本人の一人であつて、民衆騒動の目標もまた山縣と桂に向けて定められた位であるので聊か遠慮したものらしい。

その中に桂は自分は退席した方がよいと思ふといつて退きかけた。公はイヤ退席するに及ばぬ、在席して相談に應ぜよといつたが、桂は、イヤ、自然僕の身上にも話がふれるであらうからといつて退席してしまつた。

桂はすでに退席しても誰も發言するものがなく、沈黙すること多時なので、公から口を切つて後任は山本が然るべしといひ出したので、一同これに賛成した。そこで公から山本に勧誘した所が、大命の下らぬ前にいふことは夢みtainなものであるが、聯合内閣ならばお受けしてもよいといふやうな口吻なので、元老から山本のこ^(五十一)とを奏上して、いよく大命が山本に降つたのである。』

と書いてある。

桂内閣は未だ立憲同志會の結黨式を舉行せざるうちに辭職したが、しかし、政黨の事業は終身の仕事であるといふ決意から、桂公は二月二十四日、同志會の代議士總會を開いて、役員、綱領、政策等を決定發表し、次で二十八日夕、立憲同志會の懇親會を築地精養軒に開催して

『始めあり終り有るべきは、私の拳々服膺する所にして、唯一時の都合の爲めに、政黨を組織するものに非ざること、重ねて言明す。』

と自己の立場を鮮明にしたのであつた。斯くして『超然主義政治家』は『政黨政治家』となつた。さうして之と同時に『政黨主義』は我が國の『政治慣行』に於て全く是認せらるゝにいたつたのである。

その後十月十日にいたり桂公は宿病のために逝去し、續いて同月下旬、仲小路廉氏及び後藤新平氏の立憲同志會脱退と

なつたが、加藤、大浦、大石、河野の諸氏は桂公の事業を繼承して十二月二十三日『結黨式』を擧げ、加藤高明氏を推して總理とするにいたつた。

五、中間内閣時代

——中間的諸勢力の整理——

海軍に根據を置く薩派の代表者としての山本伯は、組閣に當つて政友會と屢々交渉した結果、首相、外相、陸相及び海相を除く六大臣の中、三大臣を政友會より取り、また他の三大臣を新に政友會に入會せしむる條件を以て内閣を成立せしめることが出來た。

即ち閣員の配置は左の如くであつた。

内閣總理大臣	山本權兵衛
外務大臣	牧野伸顯
内務大臣	原敬
大藏大臣	高橋是清
陸軍大臣	木越安綱 (留任)
海軍大臣	齋藤實 (留任)
司法大臣	松田正久
文部大臣	奥田義人

農商務大臣 山本 達 雄
 逓信大臣 元 田 肇

(但し大正三年三月五日松田正久氏死亡のため奥田氏法相となり、大岡青造氏新に文相となつた。)

なほ山本内閣が政黨と聯合する内閣であつて、所謂「超然主義」の上に立つものでないといふことを明かにする爲に、二月二十二日山本首相は閣僚(陸海軍大臣を除く)と共に政友會議員總會に臨んで次の如き演説をなした。

「諸君、私は、本月十二日圖らずも内閣組織の御沙汰を蒙りました。是に於て私は篤と熟考の上、奉答申上ぐべき旨奏聞し、爾來潛心熟慮を遂げましたる結果、苟も身を君國に捧る以上は、時局を收め以て聖旨に副ひ奉ることは臣子の分と存じまして、不肖自ら揣らず大命を拜受するの決心を致しました。斯くて其の準備成りたるに依り、一昨日參内致しまして大命を拜しました次第でござりますが、時恰も帝國議會開會中に際し内閣の更迭を見まするは、諸君と共に最も遺憾に存じます。殊に諒閣中斯くの如き事態を生じたるは、衷心恐懼に堪へざる所でござります。然れども事今日に相成りました以上は、微力の有らん限りを竭し、至誠以て報效を圖り、立憲の本義に據て政治の運行を期する覺悟であります。

政友會に對しましては、私は故伊藤公の本會を創立せられたる當初に於て、親しく公より其の主旨の存する所を聞き、滿腔の同情を表したる一人であります。今回大命を拜するに當り深く政友會に信頼しまして、内閣を組織するに至りたる所以實に茲に胚胎するのであります。此の次第でありますから、本會の趣旨綱領は私に於て最も之を尊重し、今後に在りては其の精神に依り萬般の政務を處理する確信を有することを宣明致します。

行政及び財政を整理し、財政の基礎を鞏くし、經濟の調節を圖ることは、現行の事態に於て根本の要義であると信じます。幸ひ西園寺侯の内閣に於て調査せられたる行政、財政及税制の整理案等の存するあり。私は主として之に準據し、國運の進歩と時勢の推移とに稽へまして、速に整理の實行を期せんとするのであります。而して諸般の施設經營に關し宿弊あるものは、斷然之を芟除することを勗め、又國力の充實發展に就きましては、慎重査察以て適切の計畫を樹て、誠心誠意其の遂行を怠らざる覺悟であります。

以上陳述致しました通りでありますから、諸君希くは微衷の存する所を諒とせられ、十分の援助を與へられんことを切望致します。將來諸君に御諮りすべき事は、固より多々ありまするなれども、本日は急遽の際單に一場の御挨拶に止むること、致します。

尙ほ此の時間を借りました今一言申述べたきことは、諸君も知らるゝ如く、此頃世上兎角意志の疏通を缺き、言行動もすれば、常軌を逸するの觀を爲すの傾向を生ずるに至りました事であります。是は御同様邦家の爲め誠に痛心に耐へざることであります。併し事態の真相明かなるに至らば、自ら常軌に復すべきことを信じて疑ひませぬ。

終りに臨み諸君が從來穩健なる態度を持ち、日夕國家の爲め盡瘁せらるゝの勞を多とし、茲に重ねて諸君の御援助を希望致します。^(五十二)

しかしながら、政友會内の急進派たる尾崎氏等二十六名は、かゝる「聯合」に不満を懷き、同月二十四日脱黨して「政友俱樂部」なるものを組織した。また國民黨も政友會との提携を絶つて獨立の行動をとるにいたつたら、第三十議會の後半に於ける各派の勢力は大體

政友會 一八八

無所屬團 九三

(立憲同志會のこと)

國民黨 四三

政友俱樂部 二二六

亦樂會 二二九

(花井氏等の同志會を改稱せるもの)

無所屬 二

となつた。それに拘らず議會は無事に閉會することを得たのであつた。

(註・この政友俱樂部の成立に關聯して林田龜太郎氏は以下の如く述べてゐる。『曩に憲政擁護、閥族打破運動の主力として活躍したる政友會が、今や四五の椅子を獲て遽然薩派内閣に與す、世人は餘りに其變化の迅速なるを嘲笑し、友黨たる國民黨は其實られたることに憤激した。而して護憲運動の急先鋒たりし尾崎行雄、岡崎邦輔等二十六名は政友會を脱し、二月二十四日政友俱樂部なるものを組織した。或は曰ふ、岡崎氏は尾崎氏と行動を共にしたるは尾崎氏を黨外に誘ひ出さず一の狂言に過ぎずと。説の當否は知らず、然れども黨内に於ても尾崎氏の直情徑行を喜ばざるものありしは事實であつた。日本政黨史下卷二〇八頁』)

第三十議會の閉會は三月二十七日であつたが、その少し前即ち十六日に、桂公は早稻田に大隈侯を訪問して懇談するところあり、その結果、立憲同志會の大隈侯招待會となり、大隈侯は次の如き演説をなして立憲同志會を

獎勵した。

「本日は偶然斯の如き盛會に列することを得たるが、其盛會なるは意外とする所なるも、亦大に喜ぶ所なり。何が爲に喜ぶやと云ふに、最近の驚くべき政變に社會は一般に其適從する所に迷ひつゝあり。諸君は固よりさる事なしとは云へ、社會が斯くも迷ひつゝあるの時に方り、吾輩が意見を述ぶるの機會を得たるを愉快とするなり。今や多數の國民は暗夜に燈を失ひたるの觀あるが、群集心理はまた意外の邊に走るものなるを以て、政治家は大に此邊に注意せざるべからず。

我國の政治思想には最初より二個の潮流あり、一は佛國流、他は英國流なり。前者は自由黨となり、後者は改進黨となれり。又一方には武斷派あり、他方には文治派あり、前者は惡意には非ざりしも獨逸の帝室内閣を夢みつゝありしも、獨逸と我國とは國體を異にし、獨逸の皇帝は人なるも、天皇は神にて在します。尤も近頃は獨逸の皇帝も神になりかゝりつゝあるも、人たるは免れず。此國體の相を曉らす直に獨逸流を我國に行はんとするは、却つて 天皇を神聖視すべからざるものとする所以にあらざるなり。

流石に聰明なる伊藤公は此過を曉り、國民の勢力に依るにあらざれば國政を運轉し難く、國民の勢力に依らんと欲せば黨派に據らざるべからず、黨派に據らんと欲せば先づ政黨の改良を斷行せざるべからざるを知り、政黨改良の目的を以て政友會を造れり。然しながら、如何に聰明なる伊藤公も、時利あらず、黨派の人として逆賊呼ばりをせらるゝよりも、寧ろ憲法の起草者大勳位公爵に依りて其生來の名譽心を満足せんとするに至り茲に武斷派の成功、文治派の失敗となれり。伊藤公は自己の異體同心として政友會を西園寺侯に譲りしも元來政友會は眞正の黨派にあらずして一伊藤黨たるのみなり。然りとは云へ伊藤公の心を以てせば尙ほ可なるも、

西園寺侯は名家の出にして働きが利かず、終に政友會の墮落を見るにいたりしが、伊藤公若し靈あらば、必ず瞑目出來ざるべく、西園寺侯にして良心ありせば公の心に應へざるべからざるに、政友會十有餘年の歴史は時の權勢に阿附して政權の爭奪を事とする私黨たるに終り、伊藤公の遺志は殆ど没却せられたり。西園寺侯は私も友人なるのみならず、私人としては洵に愛すべき人なるも、公人としては許すべからざるものあり。

人は其地位高ければ高きだけ其責任益々大なり。西園寺侯は政友會の殆ど專制的總裁として思ふ所欲する所行はれざるはなし。然るに最近の狀は何事ぞ。公人としては亂臣賊子の譏りを受るも亦如何せんや。是れ吾輩が西園寺侯を責むること念なる所以なり。前後十餘年、閥族の爲め雇兵として忠を盡し、一夜の中に銚を逆にしたるは、恰も源平二氏の戦最中、昨は源氏たり今は平氏たると同一なるが、其間には驚くべき一種の策の行はれたるなり。

桂公も數年政治の局に當り、幸福の地位に立ち、其先輩にすら嫉視せられたりと噂さるゝ程なりしも、好事魔多きに至りしは茲に論するの要なきも、聰明なる桂公は十年間政友會を雇兵として使用せしも不滿不便なる所あり、政友會も亦不滿なる點ありしならん。是等が積み重りて爆發し、獨逸主義を抛ちて議會に臨まんとせしは、憲法政治の上に於て效あるべきは言ふまでもなし。桂公の茲に至りしは四圍の事情已むなきものもありしならんが、多年の經驗上、政黨操縦及び妥協、情意投合の弊を矯め、憲法政治の必要上より生ぜし決心なれば、敢て桂黨を組織せんとするに非ざるべし。然るに世間の人が尙ほ桂公の決心を疑ふは笑ふべきなり。伊藤公の政黨組織は學問上より生じ、桂公の政黨組織は事實の必要上より來れるものなれば、世間は何と云ふも桂公は遣り遂ぐるであらう。伊藤公は些か傲慢であつたが、桂公は然らず、併し官僚臭い所が残存するも不可

なれば、若し残り居るとせば消毒するの必要あり。されば今日政黨界の弊を矯め、二大政黨樹立の理想を實現するを得べし。

政友會は今や其弊極度に達し、自立出來ざる程に墮落せり。黨内には尊敬すべき人なきに非ざるも、一度濁流に投ぜば又如何ともなし難く、問題に觸るゝ毎に黨の利益にのみ熱中せざるを得ず。黨の利益の爲めには國家の利益も顧みるに暇なき狀態にして、滔々國家を害するの行動を重ねつゝあり。彼の裁判所構成法改正案及區裁判所廢止案の如き、憲法附屬の法律として最も慎重の審議を要するものなるに、黨派の政略を以て輕々に之を可決し去りたるは何たる事ぞ。法律不完全なれば憲法政治の實なし。政友會の徒は一箇月前までは憲法擁護を唱へながら、自ら憲法を蹂躪し、僅に二十萬圓に過ぎざる經費の爲に人民に非常なる不便を與へんとする案に賛成し、小なりと雖も郡の廢合によりて其私を遂げんとし、減税なる美名の下に増税を行はんとしつゝあり。其の非常識なる權兵衛さんも大藏大臣も定めし盲判を押ししたものと見るの外なし。政友會は此減税案を修正せんと爲し居るが、修正を内閣と妥協するとは抑も何事ぞ。非常識も此處まで來れば巢鴨的なり。

吾輩は今は何としても政治の弊は政黨に在りと信す。此弊害を矯むるには實業家も固よりの事、總ての社會が起たざるべからず。吾輩は此必要に應じて桂公も遣り遂ぐべしと信すれば、道德上の援助は充分之を與ふべし。

然れども若し然らざるに於ては道德上の制裁を之に與ふるに躊躇せざる決心なり。併しながら何だか今度は何うしても遣りさうに思はるゝなり。桂公をして過たしむるも功を奏せしむるも一に國民の力なり。桂公にして遣り遂ぐれば政友會も自覺すべく、又或は第三黨も出來るあらんが、結局は二大政黨の樹立てぶ理想は達せ

らるべし。獨逸建國の大功臣鐵血宰相を以てしても、一度皇帝の氣に入らざれば忽ちに罷められしなり。獨逸風は此の如くなるが、日本は英國風になるべし。獨逸も早晩は英國風に變ずべし。然れば將來は、陛下は議會と御相談あらせらるゝに至るべければ、議員は權力あり、名譽あり、將た威嚴あるものとなるべし。今日は遺憾ながら其處に至らざるも、桂公も今後は大に奮發すべし。政友會も自覺するなるべし。選舉區も覺醒すべし。而して完全なる立憲國が出現するに至るべし。國民が政治を見ること角力を見るが如くになれば、斯る憲政上の惡者が惡行を逞ふことが出來ざるなり。選舉權は陛下より賜はりたる國民の政治上の鍵なり。此恩賜の鍵を大切にすれば憲法政治は進歩し多數政治の實舉るべし。

吾輩が桂公を最良にすれば、世間にては臭いと云ふが、云はれても何でも構はぬ。何うしても政友會を打潰すべし。然かすれば政友會内の健全分子も濁流より足を洗ふを得べし。私情より云へば政友會内にも尊敬すべき人がある。松田正久君などは不得要領と云はれて居るが、却々妙味ある人なり。犬養も狼の様に吠へ付く。四十年來の友人の大石君にも吠へるが、大風の後には晴天來る。新政黨が良くなれば、犬養も這入つて來る。今日に於ては己を捨て、公に捧げるが如き人が必要なれば諸君の勞は多大なり。今や偽黨と云はるゝも、將來は偽黨變じて天下の大政黨となるべし。若し我輩の言論が百萬の味方とするに足るものありとせば、之を味方とするは全く諸君に在るなり。」

大隈侯と桂公との接近は『明治の終り頃』から始まつたものゝ如くであつて、それが憲政擁護運動及び桂公の同志會結成に關聯して一層緊密になつたものと思惟される。

第三十一議會に於ける政黨の分野は左の如くであつた。

政友會	二〇三
✓立憲同志會	九三
國民黨	四〇
中正會	三七
無所屬	七

(亦樂會と政友俱樂部の合同せるもの)

即ち、政友會は原内相の巧みなる黨勢擴張政策によつて再び絶對多數を制するにいたつたから、院外に於て三税——營業税、織物消費税及び通行税——の廢止、國民負擔の輕減が叫ばれてゐるに拘らず、山本内閣の議會通過は極めて容易なるべしと豫想されたのであつた。政府は海軍々備補充案に伴ふ多額の經費を要求して議會の通過をはかりつゝあつたが、新年休會明けと共にシーメンス事件なるものが突發した爲に意外にも『致命傷』を負ふにいたつたのである。シーメンス事件とは海軍用品の購買につき日本海軍將校が獨逸シーメンス・ウインド・シユッケルト會社から繼續的に收賄してゐた事實の暴露である。ベルリン發の電報一度び都下の各新聞に掲載されるや、議院内外に於ける『反對勢力』は全力をこの海軍收賄問題に傾注するにいたつた。即ち院内に於ては、野黨は二月十日(大正三年)左の決議案を上程して政府を彈劾すると共に、院外に於ては同日、日比谷に國民大會を開いて『輿論の喚起』『政府及び政黨に對するデモンストレーション』に努めたのであつた。

決議案

帝國海軍ヲシテ國民疑惑の府タラシメ帝國ノ威信ヲ中外ニ失墜シタルハ其ノ責政府ニアリ政府ハ宜ク自ラ處

決スベシ

右決議ス

この決議案は百六十四對二百五によつて否決せられた。しかし、院外に於ては興奮せる日比谷の群集はリーダーに率ゐられて政府系新聞社を襲撃し、警察隊との衝突が到る處に惹起された。

衆議院に於ては豫算案は、絶對多數黨たる政友會の主張により海軍補充費の中三千萬圓を削減して、通過するにいたつた。また野黨——同志會、國民黨、中正會等の聯合勢力——の提出せる内相不信任案や上奏案は皆「少數否決」となつた。

茲に於て『反政府的壓力』は貴族院に集中されたのである。貴族院に於ては海軍收賄問題に關する論戰旺んに行はれ、同院は遂に海軍補充費七千萬圓を削減して『政府不信任』の意志を表示するにいたつた。これについて『立憲政友會史』には次の如く記述してある。

『海軍收賄事件は貴族院にも多大の衝動を與へ、政府に對する反感勃然として抑ふべからざるの觀を呈せり。蓋し普通の感情に於て已むべからざる所なりと雖も、而かも亦之をして然らしめたるは、反對黨が世論を煽りて沸騰せしめ、且つ貴族院に對して運動大に力むる所ありしもの、蓋し與つて多少の力なしとせず。加ふるに同院には陸軍派と稱する一派あり。院内に於て平生屬する所の團體は必ずしも同じからずと雖も、根據を陸軍に据ゆるに於ては則ち一たり。前年の政變に於て陸軍の勢力挫折し、海軍特に頭を擡げて勢ひを示しつゝあるは彼等の憤慨に堪へざる處、而して今ま海軍收賄事件の起れるあり。乃ち奇貨措くべしと爲し、大に同院の空氣を煽りたること亦頗る其の因由を爲せるものなくんばあらず。此の如くにして其の反感の昂まるや政府彈劾

の説も出で、遂に或は其舉に出でんとする概なきに非ざりしが、由來正面攻撃は貴族院の避くる所にして、迂回線に由り或は側面或は背面より攻撃し、若くは間接射撃の方法に依るは、同院常套の陣法たり。

這回も亦此陣法に依り、直接に政府を彈劾するを爲さずして、海軍費の豫算に向つて大削減を加へ、以て政府に致命傷を與へんことに院内多數の意見は忽にして一決せり。恰も是れ將を斃さんとして馬を射るに同じきなり。此に於てか全力は豫算案に注がれ、海軍省所管の製艦費中より七千萬圓を削減するに至れり。

而して其理由とする所は、「政府は海軍に偏重し陸軍の充實に於ては大正三年度に於て何等の計畫あるを認めず」と曰ふもの其一なり。「近時の海軍瀆職問題は中外の疑惑を招き帝國海軍の威信を傷ること大なり、政府は宜しく之が責任の在る所を明かにし海軍廓清の實を擧ぐべきものと認む」と曰ふものは是れ其二なり。而して七千萬圓を減額せるは大正八年度以降のものを總て削除せるに因る。

……貴族院は衆議院案に對し更に四千萬圓を加へ七千萬圓を削減し、以て新規要求を總て排除せんとするものなれば眞に大斧鉞と謂ふべく、政府の到底忍ぶ能はざる所なるを以て豫算委員會に於ても、將た本會議に於ても政府は辯明甚だ力めたるも、大勢如何ともするに由なく、同院は遂に其削減案を可決せり。

而して其の本會議に當り、議員村田保氏が登壇の上、口を極めて海軍部内の腐敗を攻撃し、山本首相を罵倒し、最後に「山本首相は自己の缺點に鑑み處決せられんことを望む。予は玉座の前に於て之を公言して憚らざる者なり」と言ひつゝ、玉座を三拜して降壇し、其日直に辭表を提出せる如き劇的事件を演ぜしことは、當時頗る世の注目を惹きし所なり。^(五十四)

豫算案が貴族院に於て大削減を加へられた結果、兩院協議會の開催となつたが、貴族院は協議會の成案を否決

し去つたので、豫算不成立となり、議會は三月二十三日から會期終了まで三日間の停會を命ぜられたまゝ、閉會するにいたつた。しかし之と同時に山本内閣も二十四日辭表を捧呈したのであつた。

茲に於て元老會議が開かれ、三月二十九日後繼内閣組織の大命は貴族院議長徳川家達公に降つたが、徳川公は之を拜辭した。このことについて徳川公は

「大正二年のいはゆる憲政擁護運動のために、第三次桂内閣は、僅か五十七日の短命内閣として、敢ない最後を遂げ、これに次いで山本權兵衛伯が、政友會と提携して第一次山本内閣の成立を見ました。ところがその翌年即ち大正三年の第三十一議會において、測らざるもシーメンス事件（海軍收賄事件）が突發し、貴衆兩院にはこの問題を中心として、政府彈劾の火の手が一勢に揚がりました。

固より衆議院は與黨の政友會が多数であるため、兎に角切り抜けはしましたが、貴族院では反政府熱が非常に強く、容易にその關門を通しません。殊に村田保君の如きは、演壇において山本首相その人に對し、人身攻撃にわたるやうな論議をなし、遂に罵詈譎諍至らざるなしといふ、痛烈深刻なものでありましたから、私は議長としてしばしば注意を加へ、あるひは中止しようかとも思つたほどでありましたが、兎に角一通り演説が終ると、村田君は玉座に向つて、恭しく敬禮して降壇し、自席にも着かずして議場を去りました。然も議場を去る時にも又玉座に向つて再び恭しく敬禮し、それより議長室に私を訪ねて来て、議員辭職のことを申出づると共に、辭表を提出しました。

かくの如く當時の貴族院は極度に緊張し、政府反對の空氣は充滿してゐましたが、遂に山本内閣不信任の意味をもつて、豫算案に大斧鉞を加ふることになつたのであります。即ち山本内閣は、海軍補充の大計畫を樹て、

これをその年の豫算に組んで、議會の協賛を求めよつとしましたが、この海軍豫算に對しては、先づ衆議院において修正せられ、更に貴族院において削減を見ました。

こゝにおいて兩院協議會を開いて、貴衆兩院の折衝を重ねましたが、兩院とも院議尊重を固持して相譲らず、遂に豫算は不成立となつたのであります。これがため山本内閣は、政務を運行すること能はずとの理由をもつて、議會閉會の直後瓦解のやむなきに至りましたから、當時の元老たる山縣、大山、松方、井上諸公が、政局收拾のため屢々會合し、種々協議を重ねました。

その時は伏見宮貞愛親王が、内大臣府御出仕として、御執務に相成つてをられました。ある日私が華族會館に居りますと、北村内大臣秘書官が、侍從職よりの手紙を持參して、私を訪ねて來ました。私は開封して見ますと「至急參内せよ」とのお召でありましたから、私は取るものも取り敢えず直に參内し、陛下に拜謁を仰付けられたところ、今日といへども、陛下の御言葉を申すことは出来ませぬが、兎に角今回山本首相以下各閣僚が辭表を出したから、徳川に内閣組織を命ずるといふ御趣旨の大命が降つたのであります。

この御詔は、私にとつては全く寢耳に水ともいふべき、意想外のことでありました。かゝる御詔が降つたのは、多分元老會議の結果、元老が私を奏薦したものでありませうが、私は何故に私が奏薦せられたのか、これを解するに苦しみました。よつて私はこの有り難き御詔を拜した時、私の心の内では、私はその任に非すと信じ、直に御前において拜辭致さうかとも考へましたが、それは不敬であると存じ、暫く御猶豫を願ひまして、一旦御前を退下しました。さうして私はこの有り難き御詔に對し、慎重考慮を重ねましたが、どう考へてみるも、淺學短才の徳川が一國の首相になることは、その器でないのみならず、私にとつては總理大臣として政權

を握ることを、無上の光榮とも名譽とも考へて居りますと、同時に、非常なる大切な事と存じまして、私の如きものが御受けの出来るものではありませんから、拜辭することに決心し、翌日再び参内し、拜辭の儀につき奏上をこひました。

さうすると世間では、これをもつて徳川家は政治に一切たづさはつてはならぬ、といふ家憲が嚴存してゐるので、拜辭したのだといふものがありました。然し私の家にはそんな家憲はありません。その證據には、私は貴族院議長に任ぜられて居り、その後にはワシントン會議の全權を命ぜられて居ります。議長といひ、全權といひ共に政治家として政治にたづさはつてゐるのではありませんか。^(五十五)

と述べてゐる。

次で三月三十一日、大命は清浦奎吾伯に降下し、清浦伯は内閣組織に着手したが、政友會、同志會を始め各政黨は『立憲の本義と相容れざる超然内閣には絶対に反對す』といふ決議を爲して組閣の進行を牽制したと同時に海軍また難問題を提出して海軍大臣の引受を拒んだので、清浦伯は組閣難に陥り遂に四月七日大命を拜辭するにいたつた。

元老はまた會議を開いたが、時恰も 皇太后陛下（昭憲皇太后）の崩御あり、時局の收拾を急ぐ必要があつたので、井上侯の推薦にもつき大隈侯を後任者として奏請することに決した。四月十三日、大命は大隈侯に降下し、大隈侯は加藤同志會總裁と協議の上、幾多の波瀾の後左の通り閣員を選定して同月十六日親任式が行はれたのであつた。

内閣總理大臣
兼内務大臣

大隈重信

外務大臣

加藤高明

大藏大臣

若槻禮次郎

陸軍大臣

岡市之助

海軍大臣

八代六郎

司法大臣

尾崎行雄

文部大臣

一木喜徳郎

農商務大臣

大浦兼武

逓信大臣

武富時敏

閣員選定の任に當つた加藤總裁は、さき大浦子爵を内相に内定してゐたのであるが、その後、大養、大石、尾崎の諸氏が内相を希望するにいたつた爲に、内相の人選に困難を生じ、終に大隈首相の兼任となつたのであると言はれる。

また大隈侯が奏請された理由は二箇師團問題を解決するためと、長閑に代つて政友會を打破するためとにあつたと言はれる。これらの理由は事實であるやうに思惟されるが、なほ、この他に、當時、時局を收拾し得る適任者は大隈侯以外に見出されなかつたといふことも考量さるべき事柄である。

大隈侯はその組閣に當つて非政友三派——同志會、國民黨及び中正會——の力の上に内閣の基礎を置かうと意圖したのであつた。しかるに、大養氏は入閣を拒絶するにいたつたので、大隈内閣は同志會を中心に中正會と大隈侯自身の力とを左右に配して内閣を成立せしめたのである。これについて四月十八日、加藤同志會總裁は同黨評議員會に於て次の如く報告してゐる。

『最初、大隈伯は井上侯より後繼内閣組織に關して内談ありし際、予を後繼者に推薦せんと意あり。特使を以て予の意嚮を確め來れり。之を同志會總理としての立場より見れば、進んで應諾の意を答ふるが本來なるべきも、世論は一般に大隈伯の出處を促して止まず、殊に予一個人として之を考ふれば、謫劣の才到底其任に非ず、仍て伯にして大命を拜受せば同志會は之を扶くるに躊躇せずとの回答を爲し置きたり。』

私情より見れば七十七歳の老伯をして難局に膺らしむるは衷心忍び難きところなるも、而かも山本内閣崩壊後之に繼ぐべき内閣なく、國家多難の折柄政務は徒らに曠廢せんとす。これ豈に私情に泥むの時ならんや。乃ち敢て老伯の起たん事を求めたるなり。

其後老伯との會見により伯は非政友三派を基礎とする内閣を組織せんと欲し、既に犬養、尾崎の二氏に對して入閣の交渉を開始したるを知れり。然るに此二氏の嚮背は會見の當時未だ決せず、場合に依りては同志會一黨の力にて内閣を組織せざる可ならざるの窮境に陥るやも計られず、今假りに三派を合して一團となし之を基礎として内閣を組織するも眼前には幾多の問題横はれるあり、其の政務の運用決して容易なりと云ふべからず。況んや二派の嚮背未だ明かならず、同志會一黨の力を以て之に當らんとするをや、而かも老伯の進んで大命を拜受せんとするあり。誼として之を扶けざるべからず。

予は我黨の態度を決すべく親しく諸君の意見を聽かんことを欲したるも、事急にして而かも秘密を要するあり。平生大隈伯の抱懐と我黨の黨是とは相合致せる點多きを以て、諸君も格段なる異存を有せざるべしと信じ、敢て自ら一種の決心を以て老伯を扶くべきことを聲明せるなり。されど尙ほ最後の決心を爲すべく、大浦、大石、河野三總務の來邸を求め其意嚮を確めたるに、大石君は予の入閣を不可なりとし、須らく同志會總理と

して野に在りて、隈閣を扶くべしとの御意見なりき。予亦大石君の説に同感なるも、大浦、河野二君の之に反對の意見を抱けるあり。且つ予の閣外に立つは事實不可能なるべき形勢にあり。第一、黨を代表して隈伯と折衝の任に當るべき適任者なし。彼れ是れ協議の結果、隈伯との交渉に付全部の實權を予に委託せられたき旨を諮り、三君とも異議なく承諾せられたるを以て、閣員の選定其他に關し時宜の許り諸君の意見を求めたるも、時としては予一個の專斷にて決行したる場合も少からず。

當日犬養君は入閣を拒絶し、尾崎君よりは何等の返答なく、殊に内部にも諸多の複雑なる事情ありて、連日連夜憂心措かざる矢先き、隈閣も遂に不成立に終らんとする危険の状態となり、危機一髪或は流産に終るべきかを惧れたり。斯る際なりしを以て、諸君より色々の御注文やら御希望やら續々として顯はれたるも、一々之に應ずべくもあらず、仍て相談役會に之を諮り、結局最後の大決心をなして内閣組織に参加せり。

世論は區々に亘り褒貶相半ばせるが、予は同志會總理として同志會の立場より隈伯と折衝したるに過ぎず、予を以て事實上の隈閣組織者と呼ぶは當らざるなり。唯だ我黨は多士濟々にして、大浦、武富、若槻の三氏以外、大臣の器に乏しからざるも、閣僚の椅子に限りあるを如何せん。同志會中より四名の黨員が隈閣に閣僚として列せる以上、我黨が年來唱導し來れる主義政策は萬難を排して之が遂行を期せんとす。』

大隈侯に對しては世間の同情が集つてゐた、のみならず政友會の不人氣に對する反動が之に加はつたので、大隈内閣の出現は一般から歓迎されたのである。しかしながら、政府は少數黨に基礎を置いたために、來るべき通常議會を無事に通過する見込なく、『解散』は必至の勢となつてゐた。政府はその成立後間もなく、地方長官會議を開き、續いて廣汎に亘る地方長官の更迭を行つたのも、主として『免れざる解散』に對する準備であつたと思惟

される。このことは大隈侯が

『山本内閣ハ、不名譽ナル「シーメンス事件」ニ累セラレテ瓦解シ、未曾有ノ國論ノ紛擾ヲ見タル結果、遂ニ我輩ガ此ノ混亂ノ時局ヲ收拾スベク内閣組織ノ大命ヲ拜受シタ。是ガ即チ大正三年デアツテ、我輩ハ少數黨ニ擁セラレテ起ツタノデアルケレドモ、當時ノ多數黨ハ心ズ多數國民ノ心ヲ失ツテ居ツタト認メタカラ、多數黨ニシテ反對セバ之ヲ國民ノ輿論ニ訴ヘテ我輩ノ想察ノ當否ヲ知ラント覺悟シテ居タノデアル。サレバコソ我輩ハ其ノ政綱ノ上ニ輿論ノ尊重ト言論ノ自由トヲ説イタノデ、一部ノモノハ或ハ人氣取ノ語トシテ之ヲ嘲ツタカ知ラヌケレドモ、是ハ決シテ人氣取デハナイ。』^(五十六)

と述べてゐるに徴しても明かである。

大隈内閣の態度が斯くの如きものであつたので、反對黨たる政友會も「來るべき死物狂ひの鬭争」に對して應戰準備を爲すにいたつた。即ち六月十八日、原敬氏は新に政友會總裁となり、また總務委員として、元田肇、大岡育造、奥田義人の三氏が選任せられた。原總裁の就任の辭は次の如くであつて、それは政局に對する政友會の方針を表明するものであつた。

『諸君、本日は西園寺侯の推舉に依り、滿場諸君の御承認を得て、我政友會の總裁たる重任を辱うすることに立至つたのであります。』

申すまでもなく我政友會は伊藤公に依て創立せられ、數年の後、西園寺侯爵其後を繼がれまして今日に至つたのであります。伊藤公の聲望は申すまでもありません。西園寺侯の聲望、力量、是亦茲に喋々を要せぬ次第であります。此二公の力に依り我政友會は年毎に黨勢を擴張せられて今日の盛大を致して居るのであります。

斯の如き政黨に總裁たるべきものは、少くとも是等諸公の後を繼ぐに足るべき十分の聲望を有するものでなければならぬのであります。然るに圖らずも西園寺侯の病に因り、今日私が此の職を繼ぐと云ふことは、實に意外なる次第であります。

兩三年前、松田君の尙ほ健康なる時節に於て、私並に松田君に副總裁となつて總裁を佐けんかと云ふことを、西園寺侯より相談を受けた事がありますが、兩人共、其任に堪へず、時機に於ても、黨の爲にも決して利益に非すと云ふことを以て辭しましたのであります。而して昨年、西園寺侯總裁を辭さるゝに當つて、吾々兩人の中に於て此任を繼で呉れと云ふことは屢々承つた。けれども是れ亦副總裁問題同様に、今日の大政黨を統率する者は到底吾々の如き微力なる者、聲望の足らざる者の當るべきことでない、是非其任に復して再び總裁の職を執らねたい、といふことを松田君と共に數回懇請を致し、是が爲には何回となく意見も交換致したのであります。然るに西園寺侯は何分健康が許さぬのである、且又何時までも自分を煩はさずに、將來黨員の中より代るゝ其職に就くが宜しいではないか、今日の時勢は左様でなければならぬと信ずる、といふやうなる言葉を以て遂に呉々の懇請を容れられず、又今年の春に至り、相談役の諸君を煩はし、尙又先日私自身、元田相談役、杉田協議員長、永江幹事長、其他京阪地方に居られました相談役諸君と共に、西園寺侯に種々懇請を致しましたが、遂に留任の承諾を得ることが出来ずして、却て不肖私に其任を繼げといふことであります。之に對しては多少の愚見もありました。仍て相談役諸君等に御話を致したのであります。西園寺侯にも其意見を以て懇談を重ねましたが、是は到底容れらるゝ所とはならぬ。又今日の場合を見ますのに幹部の諸君並に黨員の諸君に於て私に其局に當つて努めよといふことでありまして、強いて之を辭するも今日の場合如何かあらうか

と考へます。固より自ら省みて甚だ其任に適せないと思ひまするけれども、他日は他日の事と致しまして、今日の場合は已むを得ず茲に承諾を致しました。即ち會員諸君の承諾を得るならば、此職に就かうといふことに立至つたのであります。是は詳しく申せば尙ほありますが、今は唯大略を申すに止めて置きます。斯様な次第に依つて今日茲に總裁の任を辱むるに立至りました大體の事情を御諒承を願ひたい。

我黨の創立以來の經過は、茲に改めて申すにも及ばぬことでありますが、今日の政界の状況は如何、外交は如何、甚だ憂ふべき事が多いのであります。國權は如何にして擴張せらるゝか、國の利益は如何にして増進せらるゝか、近頃の狀態は甚だ憂慮に堪へぬことであります。又内治の状況を見ましても、經濟の方面を見ても行政の方面を見ても、尙ほ憂慮すべき事少からぬのであります。斯様な時機に當つて、國家の重きを以て任すべき我政友會を統率して行くといふことは、實に容易ならぬことであります。

外交内政の狀態は以上申した通り、殊に著しく吾々黨員の感情を動かすべきものは、所謂憲政は如何になつて居るか、憲政有終の美を濟すといふことは我黨創立の目的であります。此目的を達することは前途遼遠なりと致しましても、先輩諸公の盡力に依つて年々憲政は進みつゝあつたのであります。決して退歩の状況を見ず今日まで至つたのでありますが、近來の状況は如何である。

是れ亦今日の狀態の一端を以て將來を臆斷することは少しく無理かとも存じますけれども、今日の狀態は憲政の發展に非ずして、或は官僚政治の復興にはあらざるかといふ虞を懷かなければならぬこともあるのであります。是は實に容易ならぬ事と私は考へる。財政經濟の事は時に消長はあつても、國家の大體より見ますれば進みつゝあるといふことは間違はない。憲政は之に反し、全く相容れざる所の政府が妨害致しますれば、其弊

害甚だ大にして其禍を貽すことも亦甚だ多きことと考へます。此一點は實に多年憲政の發展に思を置く者の憂慮に堪へざる所であります。

此時機に於て諸君と共に我黨の擴張を圖り、黨員の結束を固うし國家に貢獻しなければならぬ。是れ實に容易ならぬ事でありますが、併し吾々は如何しても努めざるを得ぬことである。世間の事情を解せざる者動もすれば黨員の結束を以て唯黨の利益を謀るものなりと誣ゆる者が往々あるが、固より黨勢の擴張、黨員の結束は黨の利益に相違ないのであります。如何にして憲政の發展を圖るかといふことに思至るならば、我黨の爲すことは當然の事である。

何れの國に於ても責任を以て國家を料理する所の團體がなければならぬのであります。是れは立憲國に於て殊に然りである。今日以後に於て、御同様に國家の重きを擔ふて國家に貢獻せんと欲すれば、益々黨勢を擴張せざるを得ず、益々黨員の結束を鞏固にせざるを得ず、是れ國家に貢獻する所以なりと思ひます。

今日以後に於ける諸般の政策に就ては、時に臨んで諸君と御相談を致し、相當の機關に依つて其の處置を致すでありませうけれども、大體の方針、我黨の任務は斯くの如きものであるといふ以上には、微力の及ぶ限りを盡して諸君と共に、國家に貢獻を致したいと考へるのであります。

故に私は如何なる人と雖、又如何なる政黨政派と雖も、吾々と志を同うし共に國家の事を謀り得る者でありましたならば、是れと手を携ふることを辭さぬのであります。決して我黨は狹隘なる所謂毛嫌ひの考を以て他を排する者ではない。志を同うし國を憂ふる人々とは共に手を携へて進まんと欲し又手を携へて進みつゝあるのであります。我黨今日の大を成したる所以は亦爰にあるのであります。將來に於ては益々之を發揮して十分

に國家の爲に貢獻致したいと考へるのであります。(五十七)

なほ西園寺公の隱退は、連勅の爲だといふ説と政友會を指導し得なかつた爲だといふ説とあるが、『陶庵公』には『西園寺公は山本内閣が成立した翌々日、政友會の總裁を辭して、京都に去つた。政友會の八團體は各々代表者を京都に送り、留黨を冀うたが、公は應じなかつた。然るに桂黨は公に復仇すべく、公をもつて連勅したものであると宣傳した。しかしながら、公は勅命を順奉したもので、勅命を拒絶したのではない。勅命を順奉しても、黨衆を其の方へ導いて行くことが出来なかつただけである。ゆゑに識者は、連勅の宣傳を問題とはしなかつたが、時に、いやがらせにこれを口にするものはあつた。』(二九九頁)と説明してある。

大正三年五月五日から八日まで大喪費協賛のために第三十二議會が開かれた。また海軍々備補充費追加のために六月二十日から七日間開かれた第三十三議會及び日獨戰爭(八月二十三日宣戰布告)の軍事豫算を協賛するために開かれた第三十四議會(九月三日から十日まで)はみな無事に終了した。

十月六日、政府は文官任用令及び各省官制通則を改正して新に『參政官一及び副參政官』なるものを設けた。これはイギリス制度の模倣であるが、しかし、參政官設置の主たる動機は與黨議員の『獵官慾』を緩和するためであつたやうに見える。(但し、改正當時は豫算がなかつたので參政官の任命は大正四年七月二日にいたりて行はれた)十二月七日を以て開會した第三十五議會に於ける政黨の分野は

政友會 二〇二
同志會 九五
國民黨 三三一

中正會 三六
無所屬 一五

であつた。大隈内閣は豫て懸案中の陸軍増師案即ち『朝鮮二箇師團増設案』を提出して、これが通過を企圖した。そのために政友會から十八名の脱黨議員を出したほどであつたが、政友會及び國民黨は、最早、解散避け難しと見て黨議をもつて増師案に反對するにいたつた爲に、該案は先づ委員會に於て否決せられ、次で二十五日の本會議に於ても百四十八對二百十三の差を以て否決された。茲に於て政府は即日議會を解散すると同時に、左の解散理由書を發表したのである。

『現内閣ハ其成立ノ當初ニ於テ政見ヲ發表シテ、施政ノ大綱ヲ明示スル所アリ。爾來僅カニ半歲餘ニ過ギズト雖モ、着々之ガ實行ニ務メテ敢テ怠ラズ、唯ダ時局ノ突發ニ會シ、財政計畫ノ一部ヲ中止スルノ止ムヲ得ザルニ至レルノミ。此時局艱難ノ際ニ在リテ内政外交共ニ機宜ノ措置ヲ執リテ敢テ過チ無カリシハ、世人ノ齊シク知ル所ノ如シ。

翻テ思フニ戦局ハ 陛下ノ稜威ト國民ノ忠勇トニヨリ、東洋ノ敵勢ヲ摧キ一段落ヲ劃セルガ如キモ、歐洲ノ戦局ハ漸次擴大シテ底止スル所ヲ知ラズ、宣戰終局ノ目的ヲ達スルハ前途尙甚ダ遼遠ナルモノアリ。乃チ國民ヲシテ宜シク 聖旨ヲ奉戴シ和衷協同以テ此ノ有史以來未曾有ノ大變ニ處シ、國運上進ヲ謀ルベキ秋ナルニ拘ラズ、衆議院ノ多數ハ黨爭是レ急ニシテ殆ンド時局ノ大事ヲ念ハズ、強テ波亂ヲ平地ニ起シ、徒ラニ言辭ヲ弄シ、甚シキニ至リテハ戰爭ノ目的ノ何レニアルヤヲ疑ハシメ、出征ノ將卒ヲシテ疑懼ヲ懷カシム。加之凡百ノ構言却ツテ一モ内閣ニ失敗ノ踏無キヲ顯ハスニ過ギザルヲ知ルヤ、竟ニ何等明確ノ理由ナクシテ衆議院ニ於テ

豫算案ニ多大ノ削減ヲ加ヘ、國防ノ充實財政ノ整理其他國家ノ重要政務ヲシテ遂行スルニ由ナキニ至ラシム。抑モ國防問題ハ國家多年ノ懸案ニ屬シ、從來將ニ之ガ實行ヲ見ルベクシテ而シテ今日ニ至レリ。現内閣ハ茲ニ鑑ミル所アリ、帝國ノ地位ニ顧ミテ國防ノ基本ヲ定メ外交財政及其他ノ方面ニ亘リテ之ガ調節ヲ計ルヲ先務ト認メ、曩ニ防務會議ヲ起シテ慎重審議之ガ解決ヲ得、更ニ閣議ニ十分ノ攻究ヲ經テ以テ成案ヲ今期議會ニ提出スルニ至レルナリ。

而シテ國際間ノ情況ハ今日ヲ以テ最モ之ガ實行ノ好機ト爲スノミナラズ、四圍ノ情形ハ帝國國防ノ充實ニ一日ヲ緩ウスベカラザルヲ示セリ。然ルニ衆議院ノ多數ハ是レヲ思ハズ、漫リニ辯柄ヲ設ケテ此國家百年ノ大計ヲ放擲シテ憚ラズ、財政ハ最近膨脹セル計畫ノ後ヲ承ケテ之ガ緊約ヲ急トスルノ秋ニ在ルハ一般ノ均シク認ムル所ナリ。殊ニ一方ニ低利ノ公債ヲ償還シナガラ他方ニ高利ノ公債ヲ募集スルノ不利ヲ避ケ、既存公債ノ信用ヲ維持スルハ目下最モ切要ノ事トス。而モ衆議院ノ多數ハ粗漫ノ計ヲ以テ、杜撰ナル計畫ヲ續行セントス。其他時局ニ必要ナル臨時軍事費及經濟界救済ノ諸案ヲシテ成立ニ至ラシメズ、内閣ノ根本政策亦之ヲ一括非認シ去テ願ミル所ナシ。

熱々其爲ス所ニ就テ其志ノ存スル所ヲ揣ルニ、此等衆議院ノ多數ハ國政ヲ舉ゲテ政爭ノ犠牲トナシ一ニ其私ヲ遂ゲントスルモノニシテ、國家ノ進運ト國民ノ福利ト而シテ帝國將來ノ地位トニ關シテハ實ニ初メヨリ全ク其眼中ニ置カザルモノト謂フノ他ナシ、其甚シキニ至リテハ政府ノ外交ニ關シ無根ノ説ヲ捏造シ恰モ帝國ノ地步ヲ進ムルヲ好マザルモノノ如ク帝國ノ體面ヲ毀損シテ憚ラズ。

現内閣ハ此ノ如キヲ目シテ眞ニ國民多數ノ意志ヲ代表セルモノト認ムルコト能ハズ。是レ現内閣ノ和衷協同

ニ眷々タルヲ以テシテ猶衆議院ノ解散ヲ奏請シ、以テ國民ノ公論ヲ總選舉ニ問フノ已ムヲ得ザルニ至リタル所以ナリ。

この解散理由に對して原政友會總裁は十二月二十六日に開かれたる政友會前代議士會に於て次の如き反駁をなしたが、これは大隈内閣の『解散政策』に對する政友會の態度を表明するものであつた。

「諸君、今回の議會は現内閣組織以來初めて開かれたる通常議會であります。素より憲法上、時に解散あることは當然の事でありますが、解散の理由果して正當なるや、解散を受けたる議院の行動が正當なるやといふことは國民の判斷に任すの外はありません。併し私の見る所に依れば、此解散は甚だ無意味なるもの、無意味と申すよりは寧ろ立憲的行動にあらずと考へるのであります。此事は後に數言を費して其趣意を明かにしたいと思ふのであります。」

斯様に解散に遭ひました以上は、當然來るものは選舉であります。此選舉に際しましては我黨は奮つて前代議士の當選を圖り、又今日まで議會に列して奮闘せられた諸君は更に再び議場に立つの勇氣を鼓舞して、選舉場裡に臨まれんことを偏に希望する次第であります。

昨日の議場に於て政府の與黨若くは閣員中に種々辯論を試みたる者がありますが、最終に於て總理大臣たる大隈伯の演説は、蓋し議會を解散する所以の趣旨を明にする積りであつたらうと思ふのであります。今朝議院速記録が到達致しましたならば之を一讀致さうと考へましたが、唯今まで未だ手に致しませぬ。故に大隈伯は何事を言はれたのであるか其趣意を聽取ることが出來ぬ、隨て之に批評を加へることは困難であります。故に是は他日其の言はれた事が明かになりましたならば之に對して相當の批評を加へる時があらうと思ひます

から、姑らく其時に譲ります。演説に對しては左様でありますが、併しながら、政府はこの解散は豫定の行動であつたと見えまして、解散の詔勅を拜すると殆ど同時に解散の趣意書を各新聞に配付致しました。昨日議院から歸りがけに之を手に致しました。大隈伯の演説は聴くことが出来ませぬから了解致しませぬが、此解散の趣意書なるものに付て一言を試みたいのであります。

此解散に關し現内閣の發表したる趣意書は今日の新聞にも掲載になつて居りますから諸君も御覽になつて居ると思ひます。此の中の第一に「現内閣は其成立の當初に於て政見を發表して施政の大綱を明示する所あり。爾來僅かに半歳餘に過ぎずと雖も、着々之が實行に努めて敢て怠らず」と書いてある。如何なることが着々實行されたのであるか、事實に於て之を認めるに困難であります。偶々行政整理の結果でありませうが、一二施設を致したることは世間に現はるゝに隨て悉く世間の批評を招いて居るのであります。斯様な次第であるが故に、此施政の大綱が着々實行せられて居るといふことは吾々には了解されぬのであります。或は大隈伯の演説には其實例でも擧げてありますか、今日まで世間に現はれた所では、此大綱なるものは殆ど空文に歸して居るには非ずやと思はれます。併し着々實行せられて居るといふことを斷言せられたる以上は何か其事柄を他日發表せられるであらうと思ふ。

又「今日の時局即ち有史以來未曾有の大變に處して居るのに、衆議院の多数は黨争是れ急にして殆ど時局の大事を念はず」と書いてあります。是は如何なることを指摘するのであるか。黨争を事とするといふのは何事でありませう。私共は諸君と共に今回は成るべく圓滿に此議會を終りたいといふ希望を以て已まぬのであつたのであります。併しながら、政府は臨時議會以來、常に我黨に對しては挑戰的態度を執つて居たのでありま

す。又動もすれば議會を解散するといふことを口にしたのであります。衆議院の多数と申せば政友會であります。政友會は如何なる事を以て黨争をしたのであるか。政府の人々は議場に於ける質問等を以て黨争と心得てゐるかのやうに見える。議會に於て議員が質問をし、政府が答辯をし、互に赤誠を披瀝して國事を議するのは、何れの國の憲法政治に於ても當然の事であります。此言論を以て黨争と心得るならば實に大間違の話である。其他何事があります。我黨の行動は如何なる點に於て政府に戦を挑んだのであるか。黨争を事としたといふ事實を指摘して示す勇氣があるならば、國民に對して之を示すべきであると私共は斷言して憚らぬのである。決して吾々は黨争を事としないのである。

又甚しきに至つては「平地に波を起して徒らに言辭を弄し出征將卒をして疑懼の念を懐しむ」と言つて居る是は何事である。吾々は前議會に於て外交上其他の失態は知つて居るのであるが、今日之を明々地に言ふことは國際的關係に於て悦ばしき事に非ず、又所謂出征軍人も疑懼を懐きは致すまいかと思ふたから、其等を言ふことを避けて軍事費には快く賛成したのであります。何に依て出征軍人に疑懼を懐かしむることなどと誣ふるのであるか。我黨は左様な行動は致さぬのであります。又今日出征軍人と申せば膠州灣陥落後の守備兵でもありませんか。是は固より疑懼の念を懐く筈もないから戰爭當時の事でありませうか。其當時開かれた所の議會に於ては、我黨は決して疑懼の念を懐かしむるやうな行動は執つては居りませぬ。

それから増師の事であります。増師問題に付て此宣言に依ると「國防の基本を定め外交財政其他の方面に亘りて調節を圖るを先務として國防會議を開いて慎重に議した」と斯様に書いてあります。蓋し政府部内の事は左様な次第であつたかも知れませぬ。併し是れ果して國防の基本を定めて外交財政其他の方面に亘つて調節を

圖る爲に國防會議を開いたと言ひ得るのであるか。政府の人々は演說中にも此國防問題は西園寺内閣時代の既定の事實なりと申したのではありませぬか、固より既定の事柄ではない。當時内閣總理大臣西園寺侯爵は其計畫を拜讀したに過ぎない、當時私共内閣に列して居つたが、閣議に於て其計畫を決定致したのではありませぬ。それを政府が、當時に於て既に決定したる事柄を今日反對するのは怪しからずといふやうなる言辭を弄して居る。是は全く事實相違であります。斯様な言辭を弄するならば何故に今日國防の基礎を定めたといふことを言ふのであるか。防務會議を開いたには相違ありませんまいけれども、防務會議を開く以前の計畫と、開いたる後の計畫とは少しも異なる所がないではありませんか。是で如何にして防務會議の結果に依つて國防の基本を定めたと申す事が出来ませうか。二個師團計畫は防務會議以前と今日と何等違ひはない。是は事實が甚だしく間違ふて居るのみならず、此問題は廣く申せば所謂國防問題、適切に申せば二個師團問題——海軍の一部を除くの外は二個師團問題なるものである——此の二個師團増加に付ては、先般我黨に於て決議を致しました如く、我黨が國防問題を等閑に附して居るものでない事は、屢々繰返されたる實例に依て明かなのであります。併しながら、此數年間懸案となつて來つた所の二個師團問題は圖らずも今回歐洲の大亂に遭遇しまして、其計畫も亦此戰亂の狀況に顧み、其經驗に考へて多少の變更を致すといふことは當然であります。變更を致さずとも其經驗を見るべきが當然であります。況んや此戰爭の狀態に依りましては國防會議の大體にも影響を及ぼすかも知れないのであります。故に私は國際上、軍事上、此問題は篤と攻究すべき理由あるに依て之を暫く延期して相當なる計畫を立つるが宜しいと申すのであります。

斯様な次第であるから此問題は暫く延期して次年度に於て提出せられて宜しい。尤も次年度といふことは假定で、次年度までに出来なければ仕方がない。出来得るならばその頃までに歐洲戰亂も終るであらう、終らずとも其の經驗に依て計畫を定むるが適當であらうから、今日の場合は延期致して次年度に於て提出するのが適當なり、斯様に申したのであります。是れ吾々が國防を等閑に附せざるのみならず、國防問題を考へるに於て國家に忠實なる所以と自信して居るのであります。然るに政府は之に同意せずんば國家に危險でも來す如く「衆議院の多數は漫りに辭柄を設けて國家百年の大計を放擲して憚らず」と言つて居ります。何處が吾々が此大計を放擲したのであるか、餘りに事實を誣ふるの甚しきものと私は思ふのであります。

又財政問題に付て斯様な事を申して居ります。「一方に低利の公債を償還しながら他方に高利の公債を募集するの不利を避け」云々とあります。是れ即ち政府は非募債主義を無上の政策なりと考へて推重するのであります。國家財政の狀態に於て非募債が宜しいならば、非募債も宜しい、募債する必要がある時には募債をする、決して國家の財政に於ては何等の事情をも顧みないで募債と非募債と漠然たる方針に於て動くべきものではないのであります。併しながら、政府が非募債を欲するなればそれで宜しい、是は決して名案でも何でもない。何故と申すと、今日外國市場に於て公債が出来得るか否やは何人も知つて居る。又内國の市場に於て公債を募集し得るか否や、三尺の童子も知つて居る。

公債の出来得ぬ場合に於て非募債主義は甚だ妙なものであると思ふ。併しそれが政府の悦んで居る所ならば悦んでも宜しいけれども、一方に低利公債を償還して他方に高利の公債を募集するが宜しくないと云ふに至つては笑ふ可き言葉と思ふ。公債を償還するといふ事は、借りたるものを返すのは當然であります。左様な單純なる理由から生じて居るのでありませぬ。

御承知の如く三十七八年日露の戦役に際して、非常特別税なるものが制定せられて、其税法の附則に於て此法は平和克復の後一年にして効力を失ふと規定してあつたのであります。故に日露戦役を終り平和克復せられて、其後一年を終れば自然アノ法律は消滅して非常特別税は一切廢止せらるゝのが法律の原則であります。然るに此戦争の爲に約二十億の公債を増したのであります。其後戦後經營を致すに當つて非常なる國家の財力を要したのであります。故に非常特別税法に記載してある如く平和克復後一年にして此法律を廢することが出来ぬので之を永久税に改めた。何故に永久税に改めたかといふと、既に申した如く、國家は戦争に依て起したる非常なる負債の償還を致さなければならぬ。普通の國債、即ち鐵道公債其他生産的事業に投資致す所の公債ならば、其の産み出す所の金を以て其公債を償還するのが當然であるが、戦争に依て生じたる公債は全く不生産の公債である。是は國民の負擔に依て償還するの外ないのであります。故に、非常特別税を永久税として國民が此負擔を忍んで公債を償還するといふことに定めたのであります。故に是は法律に依て——一億一千万圓と思ひますが、其額だけ年々繰入れて利息を拂ひ、元金を償還して、戦争に依て負擔した所の國家の債務を辨償するの方針を執る、それが爲に國民は重税を忍ぶといふことに相成つて居るのであります。故に此公債償還は國家の義務、法律の規定、國民の觀念に於ても、此金は返さなければならぬが故に、高税を忍んで居るといふ譯であります。徒らに低利の公債を償還するが爲に高利の公債を募るなどといふことを言ひ得る問題ではありませぬ。

若しも此公債償還の必要がなくなりましたならば、國民が公債を償還する爲に負擔して居る所の租税を輕減するが此法律の原則であります。決して此金は他に利用すべき性質のものでない。現に法律制定當時に参加した人も多いのであります。當時の事情を知る者は一點疑ふの餘地がないのであります。然るに政府は此公債の償還を減少して其金を以て國民の負擔を輕減することを努めないうで、之を他に利用するといふに至つては、政府の政策はそれで宜しいかも知れぬが、法律を制定した時の原則を如何にするか、況んや左様な矛盾したる政策を以て國家に適當なる政策の如くにいふに至つては誤れるの甚きものである。故に我黨は此公債償還の金の一部を他に利用することを止めて、此法律制定當時の方針を貫徹致さんとしたのであります。一面に於ては此法律制定の原則に顧み、又一面に於ては國民の斯様な高税を負擔して居るのは忍びざる譯でありますけれども此公債を償還するためには已むを得ぬといふ事情に顧みて、現行法律の通りに据置くといふことは當然なる次第であります。

然るに政府は五千万圓の償還金を割つて二千万圓を鐵道に用ひやうといふ。鐵道も固より急務であります。が、此償還金は動かすべからざるものであるに拘らず、之を他に利用せんとするのは甚だ法律の原則に悖り國民の負擔を無視したる處置と思ふのみならず、解散の前日に至つては、更に此三千万圓中より米價調節の爲に何百萬圓を利用せんとするが如きことを致しました。米價の調節を謀るは今日の場合甚だ必要と認めますが、之に要する資金は他の途に於て求むるの計を爲すべき筈であります。然るに容易に此の資金中より割かんと致しましたのは、是はどういふことであるか。公債償還は殆ど政府は何か剩餘金でもあつた時に返して宜しい、然らざる時には返さぬでも宜しきが如く心得て居る様に見える。是れ國民の負擔、法律制定の原則を顧みざる結果であります。

吾黨が之に同意せざる所以は右様な次第であります。然るに政府は「衆議院の多數は粗漫の計を以て杜撰

なる計畫を續行せんとす」と言ふて居りますが、決して杜撰の計畫ではありません。國民が重税を忍んで此戰爭の負擔を返すといふことは杜撰なる計畫ではないのであります。然るに政府は「臨時軍事費、及經濟界救済の法案をして遂に成立に至らしめず」と言ふて居りますが、是は誰がしたのでありますか、吾々は之を否認したこともなければ何も無い。況んや之を議する時日が無いのである。議すべき期間さへない時に提出して置きながら、此諸案をして成立に至らしめなさいといふことは何人の罪であるか、之は明瞭に政府の責任である。政府が是等諸案を成立せしめんとするならば、圓滿なる處置を執り、而して猶衆議院に異議があれば、二院制度の條章に従ひ兎に角、之を以て貴族院の意見を諮ふのが當り前である。然るに茲に衆議院を解散して、是等諸案を成立せしめない、恰も衆議院の多数が爲したる罪なるが如く言ふに至つては誣ふるも亦甚しきものである。又「衆議院の多数は國政を舉げて政爭の犠牲となし一に其の私を遂げんとする」云々といふやうなことが書いてある。是は何を言ふのだから分らぬのであります。

又「政府の外交に關し無根の説を捏造し恰も帝國の地歩を進むるを好まざるもの如く」と書いてある。大隈伯の演説は聞き取らぬから分らぬけれども、誰か政府の人は外交の事は安心せよと言つて居るのであるか、左様に安心すべしと思ふならば、何等外交の問題に觸るゝ必要がない。政府の答辯に皆満足して宜しいといふならば、外交問題を憂慮するに及ばざるものと見て居るのが當然でありませうが、此處で外交問題に付て云々といふのは外交上の質問をしたことを云ふのでありませう。質問を避けんと欲するならば、何せ他の立憲國に於けるが如く外交の顛末を公表致さぬか、是等のものを公表して、是でも尙外交に不安があるならば、それを示せ、不安があるならば其不安の點を吾々は議院と共に赤誠を披いて攻究を致さうといふ態度にでも出るならば宜しい。何等外交上の往復文書の一端をも示さないで——固より外交なるものは機密を要する、吾々の知つて居ることも言ふことの出来ないと同様に、政府當局者も明々地に言へざる所がある。彼我共に此事情は諒せなければならぬのであるが、併しながら如何にして國民に今日の外交は國家の爲に完全なりといふ觀念を與へないのであるか——何等示す所なく、外交文書の一端をも示さず、而して帝國の外交は安全なりといふが如きことをいふのは如何であるか、吾々は其裏面に於て外交は決して安全なりとは思ふて居ない。又決して適當なる處置をして居るとは思はない。故に國家の爲に之を憂ふるのである。吾々の憂ふる所を杞憂に終らしめんと欲するならば、外交文書は斯くの如くであると顛末を公表して安心を與へるが宜しい。之を爲さずして而して吾々が國家の體面を毀損して云々といふが如き感をなすと云ふに至つては實に事理を辨へざるも甚しきものであると思ふ。

此の如く解散の理由なるものに付て批評を試みれば、大體右様の次第である。又豫算に付ても何か非常なる削減をしたるやうに書いてあるが、豫算の削減は非常なることは少しもない。各省に參政官、副參政官を置く、内務省に監察官とかいふものを置くといふが如き、是は政府は國家に益あるかの如く思ふて居るやうであるが、思ふも宜しい。併し政府の思ふ所を是なりとしない、否なりとする者は國家を憂へざるなりと誣ふることは出来ない。而かも是は無用の官である。今日斯様なものがなくとも國政は滑かに進んで居る。先年内務に、監察官とは申さぬが同じやうな性質の役人を置いたことがある。實施して見ると更に用を爲さぬ。故に之を行政整理の際に廢したのであります。併し必要と思ふならば思ふても宜しいが、之を廢するといふことは斯様な機會に於ては當然である。いつも原案通り通過するものではない。政府が

之を必要なりとすれば更に貴族院に行つて争ふも隨意である。併し斯様なものを廢するのは當然である。其他傳染病研究所を文部省に移し、水産講習所を文部省に移した。其費用に削減を試みた。是も世間に定論がある。水産講習所を文部省に移した所が何等の効能もない。學校統一といふ漠然たる言葉に於て之を文部省に持つて行く必要はないのであります。又研究所に就ては素と北里といふ非凡なる人が居つたが故に是が出来たのである。私立より國立に至つたのである。今日北里の居らぬ研究所を何の必要があつて存置するか、是は廢するの當然の事であると思ふ。又斯様な専門的技術は何人にも同様に爲し得るものでない。獨逸に於ても、佛蘭西に於ても、各國に於て其例を見る、コッホの如き人があつて初めて其用を爲すのである。其人がなければ何の用もなきない、之を有效ならしめんと欲するならば舊に復する外仕方がないのである。故に其費用を削減したのは當然の事である。併し是等は削減ではあるが、其他公債償還の如きは原則上の問題である。斯様な修正を加へたといふ事が何んで國運の進行に妨げをしたことになるのであるか、政府は少しも是等の點に顧みる所なく、國政を圓滑に進めることを致さず、唯だ政府の提出したるものを賛成致さなければ舉國一致を破るが如き考を有つて居るといふことは實に誤れるも甚しきものである。舉國一致なるものは政府、政黨、所謂國民と共に赤誠を披いて初めて出来るのである。徒に政府の提案に賛成するを以て舉國一致なりといふことは出来ぬのである。政府が舉國一致を破る者は政友會の如くに言ふのは、自分の提案の行はれざるが爲に言ふことの外に何事があるか。斯様な誤れる舉國一致論に同意することは出来ぬのであります。

要するに政府は何んのために議會を解散したか分らぬのであります。或人は議會の解散は政府成立當初よりの目的であると申して居る。是は餘り政府を妄評するものである。併しながら如何なる政府と雖も、國政を圓

滿に進行し得ぬにしても之を圓滿に進めんことを念頭に置かなければならぬのである。

最初から議會と衝突して解散を目的としたとは思はぬが、世上には左様に申して居るものもある。兎に角此解散は今日の場合に於ては甚だ當を得ない。先般何れの會議の節でありましたか、今日の状態は憲政逆轉の感があると申した。憲法政治は進むが如く退くが如く、其形は異にして居りますが、今日の状態に於ては或は憲政の進歩にあらずして逆轉ではあるまいかと思ふのであります。政府は政府の力のみを以て貫徹することは出来ぬ。此兩者に相當なる協定が出来て初めて國務は進行するのである。然るに政府は何等の理由なくして議會を解散したといふに至つては、憲政の逆轉なりといふことは甚しき妄評にあらざるかの如く思ふ。斯様な次第であります由て我黨は憲政の爲に國家の爲に十分の力を致して、斯様な障礙を排除することに努めなければならぬ。

諸君、今や議會は解散せられて諸君は議員の資格はないのでありますから、本日は代議士會にあらずして前代議士會であります。茲に此集會に於て私の意のある所を披瀝して諸君の御参考に供し國民に對して我黨の執り來つた所の方針を明かにしたいが爲に數言を費したのであります。尙ほ大隈伯の演説の趣意を知ることが出来ましたならば更に申述べることがありませうが、それは他日に譲りまして茲に今日新聞等に現はれました解散の理由なるものに付て愚見を申述べた次第であります。^(五十八)

總選舉は四年三月二十五日に行はれることに定められた。政府は一月七日、農相大浦兼武子爵を内務大臣に轉任せしめて選舉の總帥となし、さうして農相の後任には河野廣中氏を選任した。この選舉に當つて早稻田學園を中心とする「大隈伯後援會」は政黨に獨立した團體としてそれ自身の候補者等を立て全國的に選舉を争つた。

またこの選舉に於ては、表面は少くとも、言論が旺んであつた。これについて大隈侯は

「……我輩ハ其ノ政綱ノ上ニ輿論ノ尊重ト言論ノ自由トヲ説イタノデ、一部ノモノハ或ハ人氣取ノ語トシテ之ヲ嘲ツタカ知ラヌケレドモ、是ハ決シテ人氣取デハナイ、我輩ハ事實上從來ノ議會解散ノ歴史ニ鑑ミテ此ノ宣言ノ必要ヲ感じタカラデアル。我輩ノ斷行シタモノ迄ヲ數ヘレバ前後八回ノ解散デアルガ、ソレ迄ノモノハ多ク解散ノ眞意義ヲ解セズ、或ハ之ヲ懲戒若クハ免官ノ如クニ心得、或ハ之ヲ如何様ニ心得居ルカモ不明ニ解散シ置キ乍ラ國民ノ信任如何ヲ改選ノ結果ニ徴スルヲ爲サズ、若クハ改選ノ結果自己ノ信任ノ國民ニ存セザルヲ知リツツモ更ニ或ル黨派ト苟合ヲ求メ得テ依然位ニ止マルモノノ如キ事ヲ敢テスル。眞ニ輿論ヲ尊重シ明白ニ解散ノ理由ヲ國民ニ訴ヘ、言論ノ力ヲ以テ輪贏ヲ決セント勉メタルモノハ唯此ノ第八次ノ我輩ノ時ノ解散ヲ以テ然リトシタ。兎ニ角表面ニ現ハレタ言論戰ノ盛ナルコト、彼程ノモノハ是迄ニナク、敵ニモ味方ニモ何等ノ妨害ナク互ニ辯論ヲ以テ自己ノ主張ヲ遺憾ナク國民ニ訴ヘルヲ得セシメタ。

固ヨリ多少ノ犯罪者ヲ出シタコトハ遺憾ニ思フガ、兎ニ角國民ノ政治ニ對スル思想ノ上ニハ大ナル變化ガ起ツタデアラウト推定スル。ソレ迄ハ國民ノ意志ヲ帝國議會ニ向ハシムベク指導スルヲ忘リ、甚シキニ至ツテハ憲政治下ノ國民デアアルモノニ對シ、憲政教育サヘ缺如シテ居タノデアアル。

全體帝國議會ナルモノヲ如何様ニ心得テ居ルカ、憲法ノ條章ニ依ツテ立法權ガソレニ頒タレテ居リ、國民ノ利害休戚ノ繫ル凡テノ法律ノ附議サルル所デナイカ、然ラバ其處ニ如何ナル自己ノ代表者ヲ送ル可キカハ國民ノ最モ焦慮スベキ問題ナルニ拘ラズ之ヲ對岸ノ火災視スベキ道理ハナイ。ソレ故政府是ナルカ、反對黨是ナルカハ國民ガ常ニ注意シテ明確ニ之ヲ判斷シ置クベキ筈デアアルカラ、朝野兩黨共ニ自己ノ政策、自己ノ信念ヲ國民

ノ前ニ訴フルヲ當然トシ、從ツテ辯論ハ憲法政治ニ缺ク可カラザル有力ノ利器デアアル。希臘人ノ大ニ辯論ヲ重ンジタ所以モ畢竟此ニ在ル、辯論ヲ重ズルハ辯論ヲ好ムノデハナイ、自己ノ所信ヲ人ノ腦裏ニ印象スルニハ是ヲ措イテ外ニ無イカラデ、サレバコソ孟子サヘモ我豈辯ヲ好マンヤト云ツテ居ル所以デアアル。我豈辯ヲ好マンヤ、然レドモ誠ニ國民ニ訴フベキモノアルニ於テハ默シテ已ムベキデハナイ。夫レ故ニ我輩ノ内閣ニ於テハ先ヅ明カニ政見ヲ發表シテ、國民ニ爲サント欲スル所ノ如何ナルモノナルカヲ知悉セシメ、而シテ國務大臣モ自己ノ國民ニ對スル當然ノ責任上公務ノ許ス限リハ差支無シト考ヘ、勉メテ出馬シテ自ラ國民ニ訴ヘタノデ、此ノ如クニスレバ選舉ノアル毎ニ國民ノ憲法的知識ハ進歩向上スベキデアアル。

文明ノ政治ニハ辯ハ必要デアリ、而シテ今ハ其必要ニ迫ラレ居ル時代デアアル。選舉ヲ争フニハ當ニ此利器ヲ頼ムベキデアアル。而シテ此點ヨリ云ヘバ帝國議會開ケ初メタ頃ノ選舉ハ純正ナモノデアツタ。ケレドモ漸次ニ惡弊ガ加ハリ、政府ガ官權ヲ濫用シテ不公平ナル取締ヲスルトカ、若クハ私ニ黃白ヲ散ズルトカ、或ハ富豪ヲ懷柔シテ自己ノ仲間ヲ誘導セシムルトカ、或ハ候補者自ラガ金ヲ使ツテ其力ニ依ツテ選出サレント勉ムルトカイフコトニナツテ、墮落ハ一回ヨリ二回ト加ハツテ來タ。ソレヲ我輩ハ矯正シ、一切辯論ヲ以テ輪贏ヲ決セントシタノデアツタガ、固ヨリ微力ノ致ス所十分ノ效果ヲ齎ラシ得タトハ云ハヌケレドモ、本來ノ志ハ茲ニ在ツタノダ。』

と述べてゐる。

選舉の結果は

同志會 一五〇

第四章 政黨の發達

政友會	一〇四
國民黨	二七
中正會	三五
無所屬團	六五 (大隈伯後援會を中心とする團體)
無所屬	九

となり、政府側に於ける豫期以上の大勝となつたのであつた。何故にこの選舉が大隈内閣の勝利に歸したかについては種々の説明が與へられてゐるが、左の五つがその主たる原因であつたやうに思惟される。

- 一、政友會の不人氣
- 二、大隈侯に對する一般の同情

三、早稻田學園の背景的壓力

四、政府の攻勢的態度

五、權力及び金力による選舉干渉

なほ長島氏の『政界秘話』には

「私はこの内閣は、その組織の顔振れから見ても、政黨の看板を掲げて居り乍ら其の實質が政黨の眞意に合致しない點から見ても、殊に政策が成つてゐない點から考へても、必ずや國民の間に信望を落し不人氣の聲が四方に起るだらうと思つてゐたが、不思議な事に事實はその反對だつた。爰が私の思慮の未だ足りない點であつたと告白する。

大隈内閣には、理窟では推し計れない國民の同情が集まつてゐたのだ。多年在野に埋れて居り乍ら、屈せず弛まず政治上にも社會上にも、教育上にも努力して來た大隈伯が老後に再び春日を得て内閣の首腦に立つた事に對して無限の同情が湧いたのだ。

其一面には、多年權勢を擁して横暴を極めた政友會に對して國民の反感が集注したのである。詰り永い間弱者不利の地位にゐた黨派に對して義俠心が湧いたのである。だから、この内閣に對する人氣は閣員の顔振れとかその政策とかと言ふやうな小乘的な見解から由來したものではなく、もう少し人間味のある人情から出發したものである。

かういふ點には、當時の私は未だ思ひ到らなかつた。

物には自然の運命がある。盛者必滅といふ事も勿論一つの自然の運命であるが、その反對に永く弱者の地位に堪えたる者にはつひに新らしい運命が循環して來るのである。かういふ意味合で、大隈内閣は意外の人氣を惹いた。

總選舉に於ては多數を制し、同志會創立當時には新聞の非難の焦點となつてゐたものも往時と反對に言論界から非常な稱讃をもつて支持されるやうになつた。

であるから、私と共に政府反對に立つた者は、甚だしく無力となり、又不人氣であつた。正面に立つてゐる内閣は、理窟以上の人氣の焦點に立つて居るといふ有様だつた。^(六十)

とあり、また『立憲政友會史』には左の記事がある。

『競争の激甚なりしこと此際の如き選舉の如きはあらざるなり。而して其競争は候補者相互の間に止まらず、

又政黨間のみに非ずして政府對反對黨間の競争なり。別言すれば政府對政友會の競争なり。政府は地方官會議等に於て訓示するに、或は「選舉界の廓清を圖る」と云ひ、或は「取締を公正に勵行す」等の言を以てせりと雖も、斯は唯だ正面を粉飾せんが爲めの美辭のみ。企圖する所は政友會の粉碎に在り。之が爲には百方手段を弄して盡さざる所なく、候補者の物色にも政府自ら之に當り、苟も反對黨殊に政友會に對抗し得る者ならんには、其の人物經歷等の如何は之を問はず、百方勸めて候補に立たしめ、之を援けて必勝を期する所以の手段を盡さしめたり。

此等の輩が必勝を期する所以の手段は唯だ金錢撒布の一あるのみ。而して政府の取締たる實に奇怪なり。唯だ反對派の候補者及其運動者に對しては之を勵行すること峻嚴苛酷にして、常に巡查を尾行せしめ或は其一舉一動を偵察し、或は其運動を制肘するに拘らず、與黨の候補者及其運動者に對しては殆ど何の取締る所もなく、營に其の爲す所に委して顧みざるのみならず、陰に陽に援助を與ふるを常とせり。

内務大臣は選舉の取締官たると同時に、與黨に對しては又實に選舉指揮官にして、内相官邸は事實に於て其選舉本部たり。

内閣各大臣（陸海軍兩大臣を除く）は何れも與黨候補者の爲に推薦狀を發せるのみならず、應援の爲め各地に出張して演説を試み、遂には文教の任にある文部大臣までが應援の爲に出張せるあり。選舉期日漸く迫るや職務の如きは殆ど曠廢して顧みず、唯だ選舉應援のみに是れ熱中せり。而して蓄音器吹込演説と云へる新案は先づ尾崎法相に依て案出せられ、大隈首相も亦之に倣ひ、殊に大隈首相の如きは車窓演説と稱する新案をも實行せり。即ち東海道及北陸線の如き幹線を汽車にて乗廻はし、重要なる都會の停車場に於ては其の停車中豫め

構内に集め置きたる群集に向つて車上より煽動的選舉演説を試みるの方法是れなり。我邦に於て選舉運動を祭禮然化せしめたるの端は實に此時に發せしなり。

茲に惟むべきは與黨の候補者中には平生の資力甚だ乏しく、運動費の十分の一だも調達能力なき輩が、殆ど申合せたる如く、何れよりか少からざる軍費の調達を受け來りて盛んに運動を繼續せるさへ不思議なるに、投票の兩三日前に至り各地殆ど時を同うして出所不明の軍費俄に到達せるありて、寛假せられたる境遇の下に之に依りて必勝を期すべき最後の手段を施したる如き最も注目すべき所なりとす。^(六十一)

第三十六議會（五月二十日開會六月九日閉會）に於ては、政府は絶對多數を擁したので二箇師團増設費や參政官設置費を始め、政府提出の原案を總て通過せしめることが出來た。一方、政友會は國民黨と共に、所謂「二十箇條の要求」を以て始まれる對支交渉の結果（五月二十五日調印）を失政なりとし、六月三日、原敬氏及び犬養毅氏自ら説明者となつて「内閣彈劾案」を上程したが百三十三對二百三十二の差を以て否決せられた。次で政友會は大浦内相を彈劾するために五日議員總會を開いて村野常右衛門氏より左の陳述を聽取し、七日内相彈劾決議案を上程するにいたつた。しかし、これまた百三十對二百三十二の差をもつて否決された。

「諸君、私は止むを得ざる事情に因り立憲政友會總務委員の職を去月二十五日を以て辭退致しました。私の所謂止むを得ざる事情とは茲に公言するを衷心好まぬのでありますが、之を明言せざれば諸君の疑惑を招き、種々の浮説を生じ延いて黨の平和を破るが如きことなきを保せず、故に不本意ながら事情の概略のみを諸君に告白することに致します。」

私は去月二十四日、内務大臣子爵大浦兼武氏に對し、同氏に選舉法違反及收賄の行爲あるものと信じ、辯護

士今村力三郎、同鹽谷恒太郎兩氏に囑託し、自ら告發人となりて検事局に告發致しました。其譯は本年三月二十五日に行はれたる衆議院議員選舉に關し大浦兼武氏は丸龜市より立候補したる白川友一氏の爲に、白川氏の反對候補者にして多年子爵の與黨たり幕下たる加治壽衛吉氏の立候補を引退せしむる事に非常なる盡力を爲し、其緣由により白川氏より林田龜太郎氏の仲介により金一萬圓を收受せる事實あるを發見し、憲政の擁護上由々數大事なりと思量したる爲めであります。

事實を發見せし次第は、政友會の總務として現内閣の選舉干渉事蹟を調査すべく本會の選舉不當行爲調査委員會保管の調査書類を取調べるに當り、此中に白川氏の陳述中大浦子に此犯行あることを詳細に申立しあるを以て覺知したのであります。

諸君、検事局も裁判所も、又大浦子の長官たる内務省も本年の總選舉には極度に法律を厲行し、數千人の犯罪者を出し、日本國中津々浦々の細民に至るまで、僅か日當五十錢か一圓の金を貰ひ受けたるが爲に五十圓、六十圓の、田舎の細民としては一個年の近き間一人の生活費にも宛る位に大なる罰金刑を受け、甚しきは十圓二十圓を貰受けたる運動者の禁錮の刑に處せられて居る者が多數あります。内務大臣は云ふまでもなく、司法大臣と相並びて選舉の公正自由を維持保全すべき官府の首長であります。此人が選舉に關して候補者の妥協を周旋し、其理由に基づき其取締の下に服すべき議員候補者より大枚一萬圓を收受したる行爲を看過するに於ては、刑法又は選舉法は細民何千人何萬人を酷罰するも、徒らに法に依り 陛下の赤子を苦しむるに止まり、憲政の發達選舉の公正は永久に期すべからざる次第であります。之れ私が公私何等の恩怨なき大浦子に對し斷乎として自ら告發の衝に當りたる次第であります。然し私が此決心を爲すに就ては事を政争の具に供したりとの

疑を避る爲め、且つ累を我黨に及ぼすことなからんことを期する爲め本會總務の職を辭し、告發代理人たる辯護士選定に就ても努めて黨派に關係なき公平の立場に在る義烈の人を選むに苦心しました結果、今村、鹽谷兩氏の適任なるを知り、此の兩名士に囑託して法律上の鑑定を乞ひたる末、兩名士を代理人として告發したる次第であります。

私が此事を執行するに就ては本會の總裁を初めとし親近なる我黨員各位より再考しては如何と懇諭又は勸告を受けたること一再にして止まりません。去月二十四日を以て兩辯護士に告發を託したる後に於ても中止の説諭勸告を受けましたけれども、去月二十四日午後及同月二十五日午前中に我黨代議士横田千之助氏が衆議院の豫算總會に於て爲したる選舉干渉の質問に對する大隈首相の答辯中「何か證據があれば訴へよ、司法裁判には干渉抑制する事なし」との趣旨でありまして、又同志會の委員席よりも「證據を出せ、證據があれば訴へて見ろ」等の言語頻々續出し、且つ事實明確なる事に就ても國務大臣知らぬ存せぬ等の一言を以て事件を曖昧にする答辯ありし事を傍聽せし代議士又は新聞記者より傳へ聞き、事既に此に至る斷じて已むべきにあらずと決心し、同日正午兩辯護士に検事局に出頭を乞ひたる次第であります。(六十二)

政友會はさらに國民黨と共に、選舉干渉に關する内閣不信任案及び議場不整理についての島田議長不信任案を上程したが、みな小數否決となつた。しかしながら、法廷に於ける『大浦内相告發事件』は所謂大浦事件(第三十五議會に於て大浦農相が増師案の通過をばからんがために衆議院書記官長林田龜太郎氏を介して議員等を買収した事實の暴露)へと進展するにいたり、そのために大浦内相は辭表を捧呈して七月三十日免官となつた。大浦事件について鈴木喜三郎氏は